

---

## 現総合計画の点検

---

～ きたひろしま21創造プラン ～  
2001 — 2010

北 広 島 市

平成21年3月



---

---

## はじめに

北広島市総合計画（～きたひろしま21創造プラン～）は、将来にわたるまちづくりのテーマである「自然と創造の調和した豊かな都市」を継承し、平成13年度から22年度までの10年間の計画としてスタートした。

この点検報告書は、計画策定から8年が経過した段階で計画の実効性や課題を検証し、平成23年度からスタートする次期総合計画の方向性を検討する基礎資料として活用することを目的としてまとめたものである。

### 1 北広島市総合計画（～きたひろしま21創造プラン～）の概要

- (1) 策定年度 平成12年度
- (2) 計画期間 平成13年度から平成22年度
- (3) めざす都市像 「健康安心都市」、「交流文化都市」、「活力発展都市」
- (4) まちづくりの基本目標  
めざす都市像の実現に向けた、6つのまちづくりの基本目標
  - 安全で安心できるまち
  - 環境と共生する快適なまち
  - いきいきとした交流と連携のまち
  - 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち
  - 高い都市機能をもち、活力にあふれるまち
  - 力強い産業活動が展開されるまち
- (5) 重点プラン  
都市像を実現するために、各分野の施策を横断的に連携させ、互いに相乗効果が生まれるよう総合的に取り組んでいく施策
  - 子育て支援プラン
  - とともに支えあう地域プラン
  - まちの顔づくりプラン
  - 共生の森プラン
  - サイクリング・ネットワークプラン

### 2 点検について

平成20年9月に基本計画の体系に沿って点検し、実施してきた事業による効果や実施状況、課題をまとめた。

---

---



## 【目次】

- ・北広島市総合計画～きたひろしま21創造プラン～基本計画施策体系図・1
- ・北広島市総合計画～きたひろしま21創造プラン～実施計画の状況・・・2

### 第1章 安全で安心できるまち・・・3

- 第1節 健康と医療・・・3
- 第2節 地域福祉・・・5
- 第3節 児童福祉・・・7
- 第4節 障害者福祉・・・10
- 第5節 高齢者福祉・・・12
- 第6節 消費生活・・・15
- 第7節 防災と消防・・・16
- 第8節 防犯と交通安全・・・19
- 第9節 霊園と火葬場・・・20

### 第2章 環境と共生する快適なまち・・・22

- 第1節 自然と緑と公園・・・22
- 第2節 都市景観・・・24
- 第3節 環境保全・・・25
- 第4節 廃棄物とリサイクル・・・27

### 第3章 いきいきとした交流と連携のまち・・・30

- 第1節 コミュニティ・・・30
- 第2節 広域交流・・・32
- 第3節 観光とイベント・・・34
- 第4節 平和と人権・・・35
- 第5節 開かれた市政・・・37

### 第4章 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち・・・41

- 第1節 幼児教育・・・41
- 第2節 学校教育・・・42
- 第3節 社会教育・・・45
- 第4節 芸術と文化・・・48
- 第5節 スポーツとレクリエーション・・・50

---

---

<b>第5章 高い都市機能をもち、活力にあふれるまち</b>	<b>53</b>
--------------------------------	-----------

第1節 市街地整備	53
第2節 住 宅	56
第3節 道路と交通	57
第4節 情報通信	60
第5節 上水道	61
第6節 下水道とし尿処理	62

<b>第6章 力強い産業活動が展開されるまち</b>	<b>65</b>
----------------------------	-----------

第1節 農 業	65
第2節 工 業	67
第3節 商 業	68
第4節 労働環境	70

<b>重点プラン</b>	<b>72</b>
--------------	-----------

子育て支援プラン	72
ともに支えあう地域プラン	74
まちの顔づくりプラン	76
共生の森プラン	78
サイクリング・ネットワークプラン	79

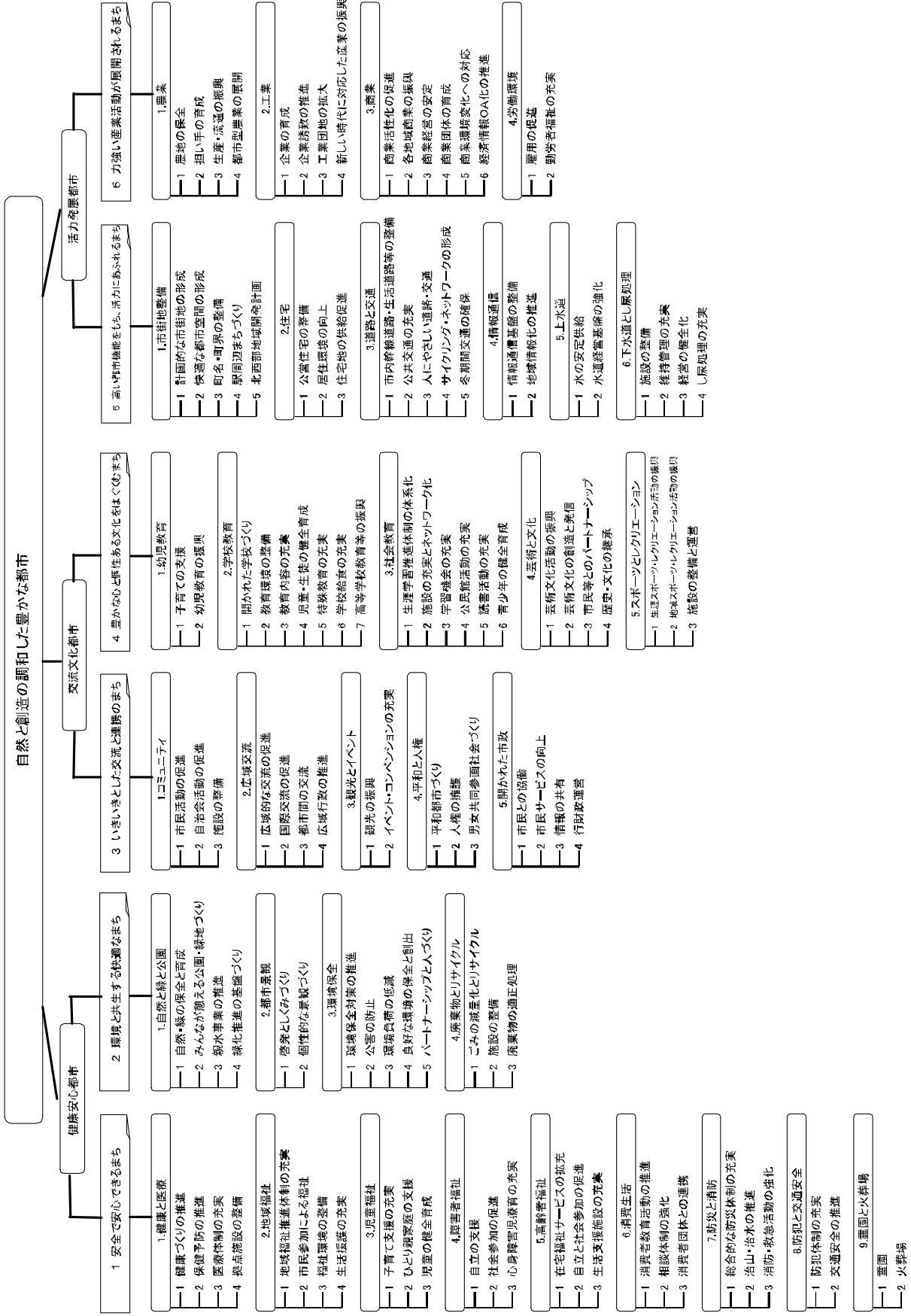
<b>地区プラン</b>	<b>80</b>
--------------	-----------

東地区	80
西地区	83
西の里地区	85

---

---

# 北広島市総合計画 ～ きたひろしま21創造プラン ～ 基本計画実施体系図

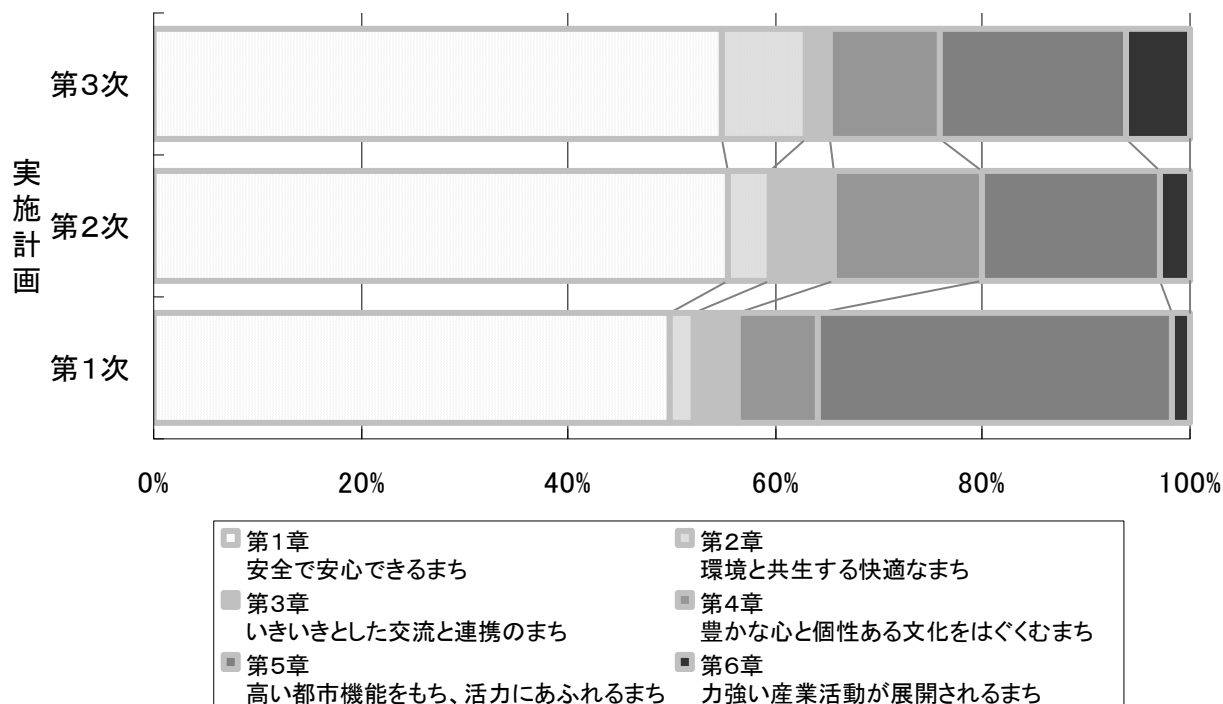


## 北広島市総合計画～きたひろしま21創造プラン～実施計画の状況

(※単位：事業数は件、事業費は千円)

区 分	第1次実施計画 (H13～H16)				第2次実施計画 (H17～H19)				第3次実施計画 (H20～H22)	
	当初計画		実施状況		当初計画		実施状況		当初計画	
	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費	事業数	事業費
第1章 安全で安心できるまち	145	25,630,110	152	24,478,991	142	14,064,311	153	14,125,573	206	16,092,291
		49.90%		54.57%		55.39%		56.06%		54.90%
第2章 環境と共生する 快適なまち	36	1,175,662	40	797,892	32	1,013,142	35	1,000,951	38	2,370,598
		2.29%		1.78%		3.99%		3.97%		8.09%
第3章 いきいきとした 交流と連携のまち	36	2,147,212	36	1,019,439	57	1,570,275	60	1,418,500	45	659,343
		4.18%		2.27%		6.18%		5.63%		2.25%
第4章 豊かな心と個性ある 文化をはぐくむまち	97	3,984,159	106	4,005,027	101	3,658,191	103	3,499,796	115	3,130,931
		7.76%		8.93%		14.41%		13.89%		10.68%
第5章 高い都市機能を持ち、 活力にあふれるまち	81	17,582,541	73	13,694,433	53	4,364,787	52	4,409,008	69	5,236,353
		34.23%		30.53%		17.19%		17.50%		17.87%
第6章 力強い産業活動が 展開されるまち	37	846,201	38	859,857	31	722,756	32	741,760	36	1,821,148
		1.65%		1.92%		2.85%		2.94%		6.21%
	432	51,365,885	445	44,855,639	416	25,393,462	435	25,195,588	509	29,310,664

各章構成比（計画ベース）





# 第1章

# 安全で安心できる まち

## 第1節

## 健康と医療

### 【現計画の基本的方向】

- 生涯を通して、市民の自主的な健康づくりを支援するため、医療・福祉と連携した各種健康推進事業を充実する。
- 子どもが健やかに生まれ育つことができるよう、妊娠期からのきめ細かな母子保健事業や子育て支援を充実する。
- 健康で自立した生活を送ることができるよう、小児期からの適切な生活習慣の確立に努める。
- 障がい者が地域社会の中で安心して自立できるよう、保健・医療・福祉の連携による支援体制を整備する。
- 救急急病患者の医療を確保するため、夜間急病センターと在宅当番医による初期救急医療体制及び2次救急医療体制の連携強化を図る。
- 自力での受診が困難な高齢者等の歯周疾患対策として個別訪問検診を充実するとともに歯科の休日医療体制の確保に努める。
- 高齢者、乳幼児、重度心身障がい者などの医療にかかる経済的負担の軽減を図る。
- 保健・医療・福祉のサービスを一体的に受けることができるよう、体制や施設を整備する。

### < 推進状況（平成13年度～平成20年度） >

- ・「健康きたひろ21」に基づき、「乳幼児期」「成人期」など生涯の各時期に応じた施策の実施と市民の主体的な健康づくりを支援する保健活動を推進してきた。
- ・夜間・休日等における急病等の対策として、夜間急病センターや在宅当番医制度による24時間体制や、歯科についても休日等の救急患者への対応を図った。

### 1. 健康づくりの推進

- ・「健康きたひろ21」に基づき、「健康教室」や「出前健康講座」、「健康相談」等により啓発、指導を実施したほか、「元気フェスティバル」を開催し、市民が健康課題を自覚し、健康づくりを実践するよう啓発及び支援を実施
- ・平成16年度から開始した健康づくり推進員養成は、16年度26人、17年度11人、19年度8人を養成し、20年度からは継続研修を行い登録制にして現在も活動
- ・各種健康教室の卒業生で組織するサークルによる健康づくりの実践に対し支援
- ・平成15年の健康増進法の施行により、市内各施設で受動喫煙防止対策が進展

## 2. 保健予防の推進

- ・妊婦へのマタニティスクール（年30回程度）の開催や母子保健推進員による妊婦や新生児の訪問、乳児・幼児の健康診査（年60回）や感染症の予防接種、多胎児も含めた育児交流会の開催のほか、平成18年度から虐待予防ケアマネジメントシステム等も実施して年間400人余りの市民の出産・育児を支援
- ・平成19年度から妊婦への配慮を促すためのマタニティマークキーホルダーの配布を始め、20年度からは妊婦健康診査の費用助成を1回から5回までに拡大したほか、新生児全員に保健師が訪問するなど安心して出産育児ができるよう支援を拡大
- ・各種がん検診や基本健康診査（平成20年度から循環器検診）、肝炎ウイルス検診、エキノコックス検診を実施し、18年度からは前立腺がんと骨粗鬆症検診を開始
- ・MHCきたひろしまにおいて、精神障がい者の日中活動を支援し、社会復帰ならびに社会参加を促進したほか、精神障がい疾患の理解を深める学習会を開催
- ・平成20年度からは、精神障がい者の相談機能の充実を図るため精神保健福祉士を新たに配置
- ・こころの健康講座として年に1回、「うつ病」や「マタニティブルー」「児童虐待」など心の健康に関する講演会を開催
- ・乳幼児へ健康診査時に歯科健康指導やフッ素塗布、成人には健康教室や健康相談等で歯科の保健指導を実施

## 3. 医療体制の充実

- ・夜間急病センターは平成18年度より指定管理者制度を導入して管理運営を行い、在宅当番医制度と合わせて医療機関の営業時間外の救急急病体制を整備
- ・平成17年度から、北広島市など3市の歯科医で組織する（社）千歳医師会に依頼し、千歳市、恵庭市と共同で休日等の歯科当番医制度を整備
- ・AED（自動体外式除細動器）を、平成19年度に地区体育館や会館、学校など公共施設に54台（2台は貸出用）を配備
- ・乳幼児医療に関しては、平成20年度より就学前乳幼児の市内受診に係る医療負担の無料化、市外については初診時一部負担金のみの医療負担としたほか、小学生については入院医療費の一部助成を開始するなど制度を拡充
- ・老人医療費（道老・市老）については、後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年度で助成制度を終了

## 4. 拠点施設の整備

- ・市内で不足する保健事業の拠点施設整備のため、近隣市町の保健（福祉）センターを視察研修するなど必要な機能等について検討中

### <今後の課題>

1. 心身ともに健康な子どもが育つよう支援する母子保健事業、がん検診など各種検診の成人保健事業といった保健予防事業は継続実施が重要である。
2. 腹囲が正常で、血糖値など単独数値が高い方など、保険者が行う特定保健指導の対象とはならない市民に対し、数値悪化防止や予防に向けた指導が必要である。

3. 保険に加入していない生活保護受給者には、特定健診に準じた健康診査（循環器検診）が必要である。
4. 退院可能な精神障がい者の地域生活への移行が進んでいない。
5. 市民の健康安全・安心のため医科、歯科ともに救急医療体制を堅持する必要がある。
6. 市民の医療に係る経済的負担の軽減のため、医療費助成制度の継続が不可欠である。
7. 保健福祉センターについては、福祉、医療事業は福祉センターや民間委託等により既に整備されていることから、保健事業の拠点施設をメインに整備を進めるべきである。

## 第2節

## 地域福祉

### 【現計画の基本的方向】

- すべての人々が、必要なときに、身近なサービスを受けられる地域社会を実現するため、市民、地域、福祉施設、企業、行政などが連携しあい、それぞれの役割が機能的に発揮できる、福祉のネットワークづくりを推進する。
- 複雑、多様化する福祉を担う人材の確保や、ボランティア・NPO等の活動に対する積極的な支援を推進する。
- 地域福祉のまちづくりや福祉コミュニティづくりの中核的な役割を担う社会福祉協議会の機能の充実と連携の強化を図る。
- 地域福祉の担い手として中心的な役割が期待される民生委員児童委員に対する支援と連携を進めるとともに、民生委員児童委員協議会の組織強化を図る。
- 地域での住民組織による福祉活動やボランティア活動など、市民参加型の福祉サービスに対する支援と連携を図る。
- 地域福祉に対する住民の理解と協力を得るため、効果的な啓発、啓蒙活動に取り組む。
- 保健・医療・福祉サービスを一体的に受けられる体制や施設の整備を図る。
- 住民集会所、地区住民センター、学校、保育所などを地域の福祉活動の拠点として幅広く活用するため、施設や設備の整備改善を進める。
- 情報通信機器を活用した福祉情報のネットワーク化を推進する。
- 障がい者や高齢者の安全で快適な居宅生活を確保し維持するため、住宅の機能的な改善の支援を進める。
- だれもが住みやすい、人にやさしいまちづくりを進めるため、建物や生活環境のバリアフリー化を推進する。
- 社会福祉施設の運営の安定化や、施設がもつ機能を地域の福祉の向上に役立てるため、支援と連携を進める。
- 低所得者世帯が自立し安定した生活を送ることができるよう、生活の援助やきめ細かな相談・指導の充実を図る。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・社会福祉協議会の体制強化に向け、市職員派遣や補助金交付による支援、委託事業の発注などにより社会福祉協議会の体制強化を図ったほか、小地域ネットワーク事業や民生委員児童委員との連携、ボランティアセンターを中心としたボランティアの育成・支援を推進した。
- ・NPOとの連携やボランティアの育成、活動の活性化を図ってきたが、コミュニティビジネス創業支援を活用して福祉活動を実施した団体もあった。

- ・民間団体が行う福祉活動の場の確保のため、民間建物の借用や小学校余裕教室の転用などを図ったほか、関連する情報の提供、公共施設のユニバーサルデザイン化の推進、融雪装置の設置に対し経費の一部補助などを実施。

## 1. 地域福祉推進体制の充実

- ・社会福祉協議会、地区福祉委員会を中心とする小地域ネットワーク事業や高齢者支援センターを中心とする地域ケア会議などによりネットワークづくりを推進
- ・ボランティアセンターを中心としたボランティアの育成・支援を推進しており、毎年延べ2,000人を超える人がボランティア活動を実践
- ・社会福祉協議会の体制強化に向け、市からの職員派遣、補助金交付による支援、委託事業の発注などを実施
- ・民生委員児童委員に対しては、活動の基礎資料となる情報の提供や研修会参加への支援などを通して連携を促進

## 2. 市民参加による福祉

- ・コミュニティビジネス創業支援により、一部団体では地域交流活動を実施
- ・視覚障がい者へ情報を提供するため、朗読・点訳のボランティアを育成するとともに、市広報や議会広報、また医療給付関係の文書等の音訳、点訳を実施
- ・世代間の理解を深めるための三世代交流事業は、各種実施方法の変更にもかかわらず参加者の増加につながらなかったため平成19年度をもって終了

## 3. 福祉環境の整備

- ・北広島団地地区内において、民間団体が行う福祉活動の場の確保のため、民間建物の借用や小学校余裕教室の転用などを実施
- ・ホームページに生活ガイドとして、健康・福祉・医療に関する情報を掲載するほか、広報紙・ガイドブックなどで情報提供を実施
- ・市営住宅の建替えなど公共施設のユニバーサルデザイン化を推進
- ・冬期間における障がい者や高齢者の快適な日常生活を確保するため、ロードヒーティングの設置に対し経費の一部補助を実施
- ・老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の新設及び全面移転の整備費について、補助金を交付（2カ所、150床）
- ・社会福祉施設整備に関する補助要綱について、地域における身近なサービスの提供が図られるよう改正

## 4. 生活援護の充実

- ・生活困窮を要因とする相談は年間130件ほどであり、そのうち年間50件程度は、生活保護制度により最低生活が維持
- ・生活保護に至らなかった低所得者世帯についても、相談を通じて必要な各種制度の活用が図られるよう支援

**<今後の課題>**

1. 要援護者の支援を図るため、引き続き福祉のネットワークづくりを推進する必要がある。
2. 高齢化の進展などにより地域福祉の重要性が増していることから、今後とも社会福祉協議会との連携強化が必要である。
3. 市民ニーズの多様化などから、今後とも民生委員児童委員との連携・支援が必要である。
4. 少子高齢化が進むなか、要援護者などが抱える身近な生活課題に対し、「自助」や「公助」（公的な福祉サービス）に加え、「共助」といった地域住民による新たな支えあいが必要である。
5. 今後も、引き続き民間団体等が実施する先駆的な福祉活動などに対する支援が必要である。
6. NPOとの連携を図るとともに、規制緩和による民間企業の福祉事業参入など引き続き参入促進を図る必要がある。
7. 今後とも、ボランティアセンターを中心とした取組みの一層の充実が必要である。
8. 音訳、点訳など情報のバリアフリー化を推進し、さらに行政情報提供を充実させる必要がある。
9. 引き続き民間団体が行う福祉活動の場の確保に向けた検討が必要である。
10. 今後とも健康・福祉・医療に関する最新情報の提供を進めていく必要がある。
11. 公共施設はもとより民間事業者等の協力により、バリアフリーの理念普及に努める必要がある。
12. ロードヒーティングの一部補助など、居宅生活の継続に向けた事業の実施が必要である。
13. 訪問介護や短期の宿泊などを組み合わせたサービスを提供する小規模多機能居宅介護施設について、今後も利用状況やニーズをもとに拡充を検討する必要がある。
14. 生活困窮による相談は、勤労収入が減少したことに伴うものが最も多いが、今後も極端に減少することはないと思われることから、相談体制の充実を図る必要がある。
15. 被保護者の自立（経済的自立、社会的自立、日常生活自立）に向けたプログラム策定が求められており、充実を図る必要がある。

**第3節****児童福祉****【現計画の基本的方向】**

- 児童育成計画に基づき、子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進する。
- 潜在化、深刻化する育児や教育の問題に対処するため、地域社会における子育て支援システムを確立する。
- 女性が安心して子どもを生み、子育てと仕事が両立できるような支援体制の充実を図る。
- 保育ニーズの多様化に対応するため、保育所機能の充実と拡大を推進する。
- ひとり親家庭の生活安定のための支援や相談体制の充実を図る。
- 子どもたちが身近な地域社会で、遊びや交流などの日常的な体験を通して、社会性や豊かな感性、思考力を身につけることができるよう、安心して集える場の確保に努める。
- 児童虐待の予防と早期発見のため、関係機関の連携強化を図る。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・「全ての親が安心して子育てできる環境づくり」、「すべての人が命の大切さを感じる環境づくり」、「すべての子どもが健やかに育つ環境づくり」を目指し、市民・地域・事業者・行政が連携し、次世代育成のための事業を進めてきた。

## 1. 子育て支援の充実

- ・子育てに対する不安や悩みを解消するため、市内3箇所では保育園併設型の地域子育て支援センターを開設（すずらん保育園、稲穂保育園、大曲いちいの保育園、（西の里保育園平成21年度開設予定））
- ・みんなの広場（園開放）、すくすく広場（親子遊び等）、育児相談、サークル支援、パパと遊ぼう（父親の育児参加）、出前みんなの広場（地域に出向き開催）、子育て支援ランド（3園合同事業）、子育て相談を実施
- ・平成19年8月にはファミリーサポートセンター事業を開始
- ・保育所定員の拡大や各種保育サービスの拡充を実施
- ・公立保育園の活性化を図るため、大曲保育園の民営化を実施
- ・一時保育の実施（平成15年6月に「すみれ保育園」で開始、20年4月からは利用時間を2時間延長（最大10時間/日））
- ・延長保育の拡大（計画策定時2箇所→平成20年度6箇所に増加）
- ・老朽化した西の里保育園の園舎改築に対する施設整備の補助を実施し、「地域子育て支援センター」、「一時保育」を平成21年度から実施する予定
- ・大曲地区に開設した認可外保育所（NPO法人子どもの家あおぞら保育園）に対し、平成18年度より運営費の助成を開始
- ・学童クラブの定員拡大（平成20年4月現在、施設数9箇所、定員430名）、土曜日（平成20年度より開所時間を8時30分から16時30分まで）、平日（平成19年度より18時まで）の開所時間の延長などを実施

## 2. ひとり親家庭の支援

- ・ひとり親家庭の生活を支援するため、母子自立支援員を中心に、家庭児童相談員などの関係者が連携を図る体制をとり、相談者のニーズにあった指導、支援を実施。また、配偶者等からの暴力等に対応するため、相談窓口を設置
- ・子育て支援短期利用事業（ショートステイ）を実施
- ・ひとり親家庭日常生活支援事業（ヘルパー派遣、託児の実施）を開始
- ・ひとり親家庭で安心して子育てや仕事を両立できるよう、市営住宅や道営住宅の入所、保育園の入所選考に際し、優先等の配慮を実施
- ・母子自立支援教育訓練給付金制度や高等技能訓練促進制度を創設し、経済的自立に向けた資格取得を支援
- ・ハローワーク等の関係機関との連携により就労支援を実施
- ・北海道母子寡婦福祉貸付金を活用し、経済的支援を実施
- ・児童扶養手当の給付

### 3. 児童の健全育成

- ・児童の健全な遊び場を提供、健康の増進を目的として、平成15年4月に輪厚児童センター、18年4月に大曲児童センターを開設
- ・児童虐待への迅速な対応、未然の防止に向け、平成14年11月に児童虐待に関する情報提供や交換等を行う「児童虐待防止連絡会議」を設置、19年3月に「要保護児童対策地域協議会」に移行
- ・虐待の防止への理解・普及を図るため、講演会の開催や子どもエルフィンカードを作成
- ・「子どもの権利条例」の制定に向け、平成18年1月に子どもの権利条例検討委員会を設置し、条例素案を検討中

#### <今後の課題>

1. 公立保育園で併設している地域子育て支援センターは、保育園の空きスペースを活用しているため、園行事や通常保育への影響がある。
2. 保育園利用者の大半が車を利用するため、駐車スペースの確保が課題である。
3. 育児不安を抱えていても外出できない親子への対応が課題である。
4. ファミリーサポートセンター事業は、制度の普及と協力会員の確保が必要であり、運営体制（実施主体、サブリーダーの役割等）についても検討が必要である。また、「集団保育」への対応や、利用要望の多い「送迎」への側面支援等の検討をする必要がある。
5. 低年齢児の保育需要の増加など需要変化に伴い、適正定員（北広島市全体の保育需要と定員）、施設面などの保育環境、保育サービスの提供（休日保育や病後児保育等）など検討が必要である。
6. 保育園の待機児童解消と今後の保育需要見込みに即した施設の適正配置の検討が必要である。
7. 平成22年度より小規模型指定施設の補助が廃止されることから、常設する「ひろば型」などの設置及び施設の有効利用の観点から考え、複合化（子ども発達支援センター、ファミリーサポートセンター等）についても検討する必要がある。
8. 核家族化がさらに進み、育児不安の親がさらに増加している傾向にある。今後は第1子の妊婦のプレママ体験（保育園見学・実習）や小中高校の各年代での職業体験などの事業が必要である。
9. 地域資源（地区の民生委員等）を活用した子育て支援システム（子育てサロン）を検討する必要がある。
10. 幼児期から生活や健康の基本である食生活に関する教育を行うため、食育として現在取り組んでいる年齢に即した食育活動の継続が必要である。また、調理実習など新たな事業展開が必要である。
11. 今後の公立保育園のあり方について検討が必要である（2箇所目の民営化の検討等）。また、利用者からは開園時間（7時30分から18時30分）の延長要望があることから、2時間延長の利用状況など、ニーズを踏まえ休日保育や病後児保育等を検討する必要がある。
12. 保育所保育指針の改定に伴い、保育園の役割が増加し、保育士の専門性が求められることから、資質向上に向けた専門研修等（カウンセリング等）が必要である。
13. セキュリティなどのほか、施設の老朽化に伴う施設整備など、計画的な改修、整備等が必要である。

14. 学童クラブについては、1学区1学童クラブを基本として、学校の空き教室活用などの検討や保育環境の整備が必要である。
15. ひとり親家庭の支援として、市内企業等との連携を図り、新たな雇用の場の確保に努める必要がある。
16. 相談員（母子自立支援員、家庭児童相談員）については、相談内容が複雑化しているため、専門職（社会福祉士等）の配置の検討や相談体制の強化が必要である。
17. 父子家庭への支援策を検討する必要がある。
18. 輪厚児童センターについては、地域における子育て支援の中心的役割を果たしていることから、今後の管理運営の見直しについて十分な検討が必要である。
19. 児童センターの未整備地区（西の里、北広島団地、東部地区等）への対応と、利用促進対策の検討が必要である。
20. 子どもの権利条例については、現在検討委員会による素案の策定段階であるが、今後の課題としては、条例制定後の運用面（制度の普及等）が課題である。

## 第4節 障害者福祉

### 【現計画の基本的方向】

- 障がい者福祉計画に基づき、障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、すべての人々が地域社会の中で社会の一員として暮らすことのできる環境づくりを進める。
- 障がい者が住み慣れた地域社会で必要なサービスを利用しながら、自立した生活を送ることができるよう、在宅サービスの充実を図る。
- だれもが、いつでも、どこでも、必要な情報やサービスを自ら選択できる総合的な情報提供体制や相談体制の確立に努める。
- 障がい者が趣味、文化、スポーツなどあらゆる活動に参加することができるよう、ノーマライゼーション理念の普及と啓発を進める。
- 心身障がい児の療育効果を高めるため、教育・医療・福祉等の連携を密にし、一貫した療育システムづくりを進める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる地域社会の実現のため、自立支援給付や障がい者の社会参加を促進するための地域生活支援サービス等、行政・民間・地域社会が連携し事業に取り組んできた。
- ・心身障がい児の療育効果を高めるため、各関係機関と連携し各種支援事業に取り組んできた。

### 1. 自立の支援

- ・サービスを利用する者が事業者と直接契約を結び、主体的に選択できる仕組みの介護給付・訓練等給付事業、地域生活支援事業を実施
- ・行政が提供する福祉サービスや関連するサービス等について、ガイドブックの発行及びホームページへの掲載
- ・「手話通訳・要約筆記者」の派遣などにより、聴覚障がい者等への情報提供を推進



- ・障がい者の生活全般の相談を受ける相談支援センターを設置し、平成20年度からは精神障がい者の相談機能の充実を図るため精神保健福祉士を新たに配置
- ・平成20年度からジョブコーチを配置し、就労に特化した相談を受ける相談支援センターを新たに設置
- ・低額な家賃で障がい者に生活の場を提供する福祉ホームについて、平成19年度に1箇所（知的・精神障がい者対象）、平成20年度も新たに1箇所（知的・精神・身体障がい者対象）開設

## 2. 社会参加の促進

- ・各種イベントや、講演会、小学校の総合学習等へ手話通訳者・要約筆記者等を派遣し、障がい者とのコミュニケーションの多様性の理解と福祉教育を推進
- ・社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を支援する移動支援事業においては、平成18年10月から新たに「通勤・通学」もその範囲に加えた
- ・地域活動支援センターについては、平成19年度には3箇所であったが平成20年度からは新たに2箇所を開設
- ・障がい者スポーツ大会への協力や友愛セールへの協賛、各種社会福祉法人等が行うイベントの広報協力等を実施し、障がいをもつ人ともたない人が互いに理解を深め合う機会の提供
- ・地域移行を目指す障がい者の経済的自立を支える就労促進のため、障害者自立支援法に基づく自立支援協議会を設置して、課題解決に向けた取組みを実施

## 3. 心身障害児療育の充実

- ・こども発達支援センターでは、平成元年から北海道の「北海道早期発見・早期療育システム推進事業（17年度からは「発達障害者支援法」の「子ども発達支援事業」）に基づいて、障がい乳幼児の早期発見・早期療育の推進のため「障がいもしくは疑いのある乳幼児の通園指導」、「(小学6年生までの)発達相談」、「関係機関連携業務」、「家族支援」、「幼稚園・保育園・学校・関係機関等の地域支援業務」を実施
- ・平成15年から学齢肢体不自由児（身体障害手帳所持）の受け入れを開始（20年度小6まで）
- ・平成18年からは、障害者自立支援法の児童デイサービスとして事業を運営
- ・通園指導在籍児数や発達相談数、関係機関連携数はそれぞれ増加
- ・発見から医療機関への療育のルートにのせる一次的なものから、本人・家族が安定して生活できるよう関係機関との連絡調整・環境整備の支援など「各機関を繋いで家族や本人を支える」コーディネート業務が増加

### <今後の課題>

1. 聴覚障がい者等への情報提供に関して、高度な技術を持った手話通訳者の確保が課題である。
2. 同様に、近年では高度な技術を必要とする医療通訳の需要が増えていることから、手話通訳者のさらなる充実が必要である。
3. 地域生活移行がなかなか進まない状況があり、既存の相談支援センターの充実や自立支援協議会の機能強化が必要である。

4. 障がい者の生活基盤が施設から地域へと移行しつつあるが、「経済的自立」を支える就労に関しては「福祉的就労」が主であり、民間企業等での「一般就労」に向けての方策は十分に整っておらず厳しい状況にあり、今後は相談支援センターや自立支援協議会を活用しながら、就労に係る施策を進めていく必要がある。
5. 日常的に医療的ケアを必要とする重度障がい児・者の日中活動、社会参加活動を推進する方策が必要である。
6. 障害者自立支援法の基本理念である、障がいのある人が地域の中で生活を営むことができるよう、さらにノーマライゼーションの考え方を普及していく必要がある。
7. 地域療育推進協議会の今後のあり方や構成委員等の検討が必要である。
8. コーディネート業務の今後一層の充実・強化が必要である。
9. 学齢児支援の拡大（情緒・知的・言語部門）の要望への対応が必要である。
10. 発達相談数の増加、幼稚園・保育園の巡回相談、学齢児相談、学齢児支援の要望や地域支援事業に対応するための「相談室機能」など相談業務の体制づくりが課題である。
11. こども発達支援センターの相談業務や児童デイサービス業務、また子育て支援センター機能などの機能を持つ総合施設の設置など、こども育成・支援事業を効率的に実施運営していく必要がある。
12. 「障がいとまでは言えないが、育ちづらい子・育てづらい子」の子育て支援の視点での発達支援や、軽度発達障がい児への家族支援が必要である。
13. 3歳児健診以降に、社会・集団生活の中で、発達障がいが発見されたり疑われる幼児が増加しているため、幼稚園や保育園から巡回相談の要望がある。
14. 通園児童数の増加によって、個別の指導室や肢体不自由学齢児指導を行う備品など施設環境の充実を図る必要がある。
15. こども発達支援センターの存在を市民に浸透させるためのPR活動をさらに行う必要がある。

## 第5節

## 高齢者福祉

### 【現計画の基本的方向】

- 高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で、健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。
- 要介護の状態になっても、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、在宅支援体制の整備に努める。
- 利用者の選択により、一人ひとりに適した保健・医療・福祉サービスが総合的に提供できるような体制づくりを進める。
- 高齢者のニーズを的確に把握するとともに、利用者の立場に立った利用しやすいサービス提供体制を確立するため、地域住民、民間団体、関係行政機関などとの連携を図る。
- 介護サービスの提供については、量的な整備とともに、その質の向上を図るための人材の養成に努める。
- 高齢者ができるだけ自立した生活を続けていくため、要介護状態になっても介護を最小限にとどめることが必要である。高齢者が安心して、生きがいをもって生活を送ることができるよう介護予防対策を積極的に推進する。
- 痴呆の発生については医学的にも不明な点が多く、その対応もたいへん難しい状況にあるが、痴呆に関する対策を推進していくとともに、早期の段階から必要とされる保健・福祉サービスの提供に努める。

- 介護や支援が必要となっても、安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制づくりに努める。
- 自分の健康は自分で守ることを基本にしながら、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を生かしていけるような機会と場を提供する。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・平成12年4月の介護保険制度のスタートとともに、本市においては「北広島市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、3年ごとの計画の見直しを行いながら、高齢者が住み慣れた地域や家庭で、安心して自立した生活ができる環境づくりを目指し、総合的な保健・福祉施策を推進するとともに、介護サービス基盤の整備、介護保険事業の円滑な運営や制度の普及に取組み、また介護予防を重視する制度改正に対応してきた。

## 1. 在宅福祉サービスの拡充

- ・在宅福祉（支援）サービスについては、8つのサービス（配食サービス、訪問理容サービス、テレホンサービス、緊急通報装置設置事業、自立援助デイサービス、日常生活用具給付等事業、除雪サービス、移送サービス）の見直しを行いながら充実化
- ・介護サービスの提供については、社会福祉法人や民間事業者などにより供給体制を整備。また、民間や行政の関係機関による「北広島介護サービス連絡協議会」を組織し、介護事業所や職員の資質の向上を図る
- ・平成18年度の法改正により、「地域包括支援センター（高齢者支援センター）」を19年度までに民間委託により4か所開設。保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3職種を配置し、介護予防支援業務のほか高齢者虐待防止、早期発見などの権利擁護事業や総合相談支援事業など年間13,800件の相談に対応
- ・認知症対策として、地域で支える体制づくりである認知症サポーターを平成19年度までに717人養成。また、認知症の家族を支援する認知症支え合い事業は19年度までに延べ74名が利用

## 2. 自立と社会参加の促進

- ・老人クラブの活動を促進するための、連合会を通じた助成金交付は平成16年度に32団体となったが20年度は30団体に、会員数は13年度の1,698人から1,396人と減少
- ・世代を超えての三世代交流事業は、方法を変えて実施してきたが、参加者が減少したことから、平成19年度で終了
- ・生きがいづくりや介護予防の一環としての生きがいデイサービス（おたっしや塾）は、市内1か所で委託事業により週3日実施
- ・介護保険制度によるデイサービス事業は、市内で10カ所開設（定員203人）
- ・高齢者の閉じこもりの防止や介護予防を図る、ボランティアによるミニデイサービスの運営を支援
- ・ふれあい温泉事業は、延利用者数は15,839人（平成13年度）から、24,155人（19年度）へと増加
- ・福祉バスは、平成17年8月から利用者負担を導入。老人クラブなどの団体交流や研修事業に活用

### 3. 生活支援施設の充実

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、社会福祉法人や民間会社等により5か所（定員11ユニット99人）整備
- ・独立して生活することに不安のある高齢者などが入居する軽費老人ホーム（ケアハウス）が平成18年4月に開設
- ・通所を中心に、必要により訪問や短期宿泊を組み合わせたサービスを行う小規模多機能型居宅介護が平成20年3月に開設
- ・食事や排せつなどに常時介護が必要で、居宅での生活が難しい高齢者が入所する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）が社会福祉法人により整備
- ・病状が安定していてリハビリや看護などが必要な要介護者などが入所する介護老人保健施設が医療法人により整備
- ・長期間にわたる療養が必要で、医学的な管理や介護を要する高齢者が入所する介護療養型医療施設が医療法人により整備
- ・食事や排せつなどの介護サービスのある適合高齢者専用賃貸住宅が平成20年10月に開設予定

#### <今後の課題>

1. 地域包括支援センターで対応する相談件数の増加に伴い、人員増またはセンターの増設の検討が必要である。
2. 高齢化が進む中、健康保持や介護予防に向けた知識普及と実践のための啓発がますます必要である。
3. 特定高齢者介護予防事業の実施に際して、特定高齢者の把握が進まないことから、対象者の発見が課題である。
4. 除雪サービスについては、除雪が困難な高齢者が増加する傾向にあることから、担い手のボランティアを確保する方策と、受益者負担も含めた除雪サービス利用対象者の拡大を検討する必要がある。
5. 生きがいや社会参加の手段はさまざまなものがあるが、地域のボランティアによるミニデイサービスも非常に有効であることから、拡大を図っていく必要がある。
6. 生きがいデイサービス事業は、対象者となる特定高齢者の出現が少ないことから、対象範囲を見直して事業の成果を上げていく必要がある。
7. ふれあい温泉は、高齢者の健康増進や交流の推進に有効であるが、今後、高齢者人口が増加するのは確実であり、入浴助成の対象施設や負担割合などを検討する必要がある。
8. 現在、グループホームなどの施設はおおむね満床状態のため、入所を希望してもすぐに入れる状況にない。
9. 地域密着型サービスは、原則として市民のみが利用できるサービスであることから、今後は待機者の状況などをもとに、この地域密着型施設を充実し、利用者のニーズに答えていく必要がある。
10. 介護療養型医療施設の廃止（平成24年3月まで）に伴い、新たな介護施設等への転換や施設整備を図り、利用者の受け皿を確保する必要がある。
11. 民間活用による高齢者のための様々な住まいを提供する必要がある。

## 第6節 消費生活

### 【現計画の基本的方向】

- 自主的かつ合理的に行動できる消費者を育てるため、消費生活に関する教育・啓発活動を展開するとともに、情報提供の充実を図る。
- 複雑多様化する消費生活に関する苦情や相談などに適切に対応していくため、相談体制の強化を図る。
- 消費者協会の自主的な活動を支援する。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・消費生活は、サービスの多様化、情報化の進展などにより、一層多様化・複雑化してきており、架空請求による不安、商品購入契約解除などに対する消費生活相談を拡充し実施してきた。また、消費者協会とともに消費者の利益保護、消費生活の安定を図った。

### 1. 消費者教育活動の推進

- ・「消費生活展」、「消費者講座」、「消費者大会」、「悪質商法街頭啓発」など消費者協会と連携して実施
- ・消費生活モニターは、情報化の推進や新聞、チラシ広告、また北海道消費者モニターの継続等により物価情報の入手が容易であることから平成17年度で廃止

### 2. 相談体制の強化

- ・消費生活に関する問合せや苦情に対し、解決方法・予防策等の助言、専門機関の紹介といった対応のほか、出前講座による相談啓発活動を実施
- ・消費者相談は、相談日を週5日開催して市民の消費生活に係る苦情・問合せに対応しているが、平成16年度をピークに年々減少

### 3. 消費者団体との連携

- ・平成18年度より消費生活展及び消費者講座開催事業を消費者協会へ移行し、事業を実施
- ・消費者協会への支援と連携の中で、消費者の利益保護と消費生活の安定と向上を推進

### ＜今後の課題＞

1. 苦情の原因の除去、是正について、権限等を有する行政機関や業界団体などの関係機関に対し、今後も連絡及び協議を行い被害拡大の防止に努める必要がある。
2. 消費者協会との連携強化や活動PRを行い、消費者としての正しい知識の普及や啓蒙活動をさらに充実していく必要がある。

## 第7節

## 防災と消防

### 【現計画の基本的方向】

- 災害から市民の生命と財産を守るため、災害に強いまちづくりをめざし、総合的かつ広域的な防災対策を推進する。
- 迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達のため、地域防災無線をはじめとした各種災害情報システムの充実を図る。
- 自然災害の発生を未然に防止するため、山林の保全や河川整備などの治山・治水対策を進め、災害に強いまちづくりを推進する。
- 多様な機能を備えた水防活動施設の整備を進める。
- 複雑多様化する各種災害に迅速かつ的確に対応するため、消防体制の充実・強化を図る。
- 予防査察の強化や事業所などにおける自主防火管理体制の充実に努めるとともに、防火組織の育成を図る。
- 高齢者や障がい者に対する安全対策を福祉施策と連携して推進する。
- 救急業務を的確に遂行するため、医療機関との連携を密にした救急体制の充実を図るとともに、市民を対象とした救命講習会などを通じ、救命の知識や技術の普及を行い、救命率の向上を図る。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・地域防災計画・水防計画の見直しを行い、防災体制の強化を図るとともに、学校など公有建築物の耐震化を計画的に進めてきた。
- ・洪水時の水防活動の拠点である防災センターの建設や消防庁舎の増改築、消防通信指令台の更新などを行い、機能強化を図ってきた。

### 1. 総合的な防災体制の充実

- ・平成13年度に地域防災計画・水防計画を大幅に見直し、防災体制の強化・充実を実施
- ・防災教室や出前講座などを通じ、市民の防災意識の高揚と防災知識の普及に努めた結果、自主防災組織率は団体として19%、世帯では34%と上昇
- ・北海道の総合行政情報システムのネットワークを配備したことから、衛星回線の通信も可能となり、防災情報等の収集が充実
- ・平成19年度に、北海道開発局が進めてきた札幌総合防災WANへの接続・設備工事を行い、光ケーブルを利用した河川及び道路情報のリアルタイムの映像が配信されるなど、災害予測等の情報収集に活用
- ・地域防災計画に基づき各種資機材の目標を定め備蓄を実施。（現在の目標に対する達成率は食糧が100%、毛布・寝袋114%、オムツ106%、簡易トイレ便座10%、トイレ用袋3%、ローソク20%）
- ・北海道との応援協定のほか、20の民間企業、団体等との災害時の供給、情報収集伝達、対策業務等の協力協定を締結
- ・市内158箇所の施設を避難場所に指定するとともに、平成20年度までに約89%の箇所に避難場所の標識を設置
- ・学校施設については平成20年度末までに予定された耐震診断を終了

- ・ 中学校のうち、広葉中学校・西の里中学校は給食調理棟を併設し、非常用電源の接続設備を設けたことから、炊き出し等の対応が可能
- ・ 西の里小学校・西部小学校の新設体育館については、非常用電源の接続設備を設けたことから、避難所・収容施設としての対応が可能
- ・ 「北広島市耐震改修促進計画」、「市有建築物耐震化推進計画」を策定して、建築物の計画的な耐震化を進めるとともに、緊急輸送道路を指定し、地震ハザードマップを戸別配布
- ・ 市民の取組みとして民間住宅等の耐震化が必要であることから、改修費用に対する補助を実施
- ・ 平成20年度に市内104橋梁の目視点検を行い、橋梁台帳のデータベース化を実施

## 2. 治山・治水の推進

- ・ 森林の保全を図ることも含め、仁井別川、島松川の源流部にあたる仁別・三島など約582haの森林を取得。平成18年度に水源涵養保安林の指定を受け治山事業を実施
- ・ 千歳川河川整備計画の策定を受け、千歳川流域の自治体及び関係機関で構成する千歳川流域治水対策協議会は、総合的な治水対策を推進するための施策を示した「千歳川流域治水対策整備計画」を平成18年7月に策定
- ・ 平成17年11月に、国が「東の里地区」を遊水地整備の候補適地として住民説明会を開催
- ・ 現在、東の里地区において用地測量、地質調査、地盤影響調査などの各種調査が行われており、平成20年度中には遊水地の概略レイアウトが国から提示される予定
- ・ 中の沢川の河川改修については、一定の災害発生の予防対策がなされたことから、平成16年度から事業を休止
- ・ 排水機場は平成13年に135時間（排水量172万 $\text{m}^3$ ）、15年に16時間（排水量7万 $\text{m}^3$ ）、17年に35時間（排水量26万 $\text{m}^3$ ）稼動しており、大雨による低地の湛水被害が回避
- ・ 洪水時の水防活動拠点や防災資機材の保管施設、防災に関する啓発の拠点となる北広島市防災センターを平成17年度と18年度で建設。19年度は防災資機材の大半を備蓄したほか水防訓練を実施し、20年は台風災害を想定した防災訓練を実施
- ・ かんがい用水の確保と湿潤被害防止のため、平成16年に中の沢排水機場を改修。南里排水機場は、昭和45年に設置された排水ポンプ・原動機を使用しており老朽化が進んでいることから、施設更新の予定

## 3. 消防・救急活動の強化

- ・ 平成14年度に消防本部・署庁舎を増築し、救急資機材の保管庫・消毒室や仮眠室、研修室などの整備を実施。ただし、旧庁舎の耐震調査の結果によっては、新たな対応が必要
- ・ 消防署大曲出張所の移転・新築のため、第3次実施計画期間中（平成22年度まで）に適地を選定のうえ用地を取得する予定
- ・ 消防水利の配置計画に基づき、消火栓や防火水槽の整備を進めて水利未整備地区の解消を図る。また老朽化した消火栓については、水道配水管改良工事に併せ更新
- ・ 消防団の自主的防火活動などを支援するため補助金を交付
- ・ 平成15年に消防救急通信指令施設を更新し、発信地表示・予告指令システム等を導入し、出動指令体制を強化

- ・平成16年よりメディカルコントロール体制を構築し、救急救命士が24時間、医師の管理下において指示・指導・助言を求めることが可能。また、消防車両については、高規格救急車の導入、救助工作車などを導入し、エアータント、空気呼吸器、軽量ポンプなどの資機材の更新・整備を実施
- ・市民を対象とした救命講習会は、AEDなどの普及により年々受講者が増加
- ・平成14年度に消防本部と出張所に査察担当を配置し、査察体制を強化。防火管理者等の意識の向上が見られ、防火管理者の選任、消防設備点検の実施率が向上し、消防用設備の未設置対象物及び防火対象物からの出火が減少
- ・独居老人等に対する安全対策として、関係部局と連携のもと戸別訪問を行い、防火の指導、住宅火災警報器設置の普及を実施
- ・防火管理者・危険物取扱者の安全意識向上を図るため、研修会を実施
- ・「北広島市危険物安全協会」が自主的に実施する消火訓練会、危険物施設の視察研修会等の実施により安全管理を徹底
- ・立入検査により、危険物保安監督者等に施設の安全基準の遵守を指導し、事業所内で安全教育を実施

#### ＜今後の課題＞

1. 災害時には、地域内での援護協力体制が重要であり、今後も自主防災組織の育成などに向け協力・支援が必要である。
2. 備蓄食糧等は消費期限があり、毎年廃棄処分が必要となるため、民間業者との協定により災害時に確保が可能な品目以外の備蓄を検討するなど、備蓄品目や備蓄量を見直す必要がある。
3. 狭隘あるいは位置的な理由で避難所として適さない箇所については、地域の配置バランスなども考慮し、避難所の指定を見直す必要がある。
4. 橋梁の老朽化は年々進行していることから、的確な状況把握を行い、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定するなど、改修を計画的に進める必要がある。
5. 要援護者に対する災害時の支援の気運が高まってきたことから、防災施策との連携による支援マニュアルの策定や地域防災計画の見直しが必要である。
6. 平成19年に国民保護計画を策定したが、武力攻撃等の非常時においても生活物資等の供給対応が可能となるよう、民間業者等との協力協定の変更が必要である。
7. 北広島市防災センターの今後については、引き続き防災講座や研修などを実施するとともに、施設のアピール強化に努め、災害時以外の平常時の利活用を図っていく必要がある。
8. 仁別、三島の市有林については、引き続き北海道に対して治山事業の継続要望を行い、同地区の水源涵養機能の向上を図る必要がある。
9. 遊水地の利活用について検討する必要がある。
10. 今後、千歳川河川整備計画及び千歳川流域治水対策整備計画に基づく堤防強化と遊水地群の整備が本格化することから、計画の早期実現に向けて、流域の関係団体と連携した活動が重要である。
11. 遊水地の予定地に含まれる中の沢排水機場、新中の沢排水機場の機能補償が課題。また、共栄排水機場についても、千歳川の築堤盛土にかかることから、移転の必要がある。
12. 昭和43年建築された共栄排水機場については、国が計画している千歳川の築堤改修計画を踏まえて、排水ポンプ・原動機等の排水施設の更新を検討する必要がある。
13. 消防への需要は、社会経済の進展に伴う災害の複雑多様化や大規模化、少子高齢化の進展により大きく変化、拡大していることから、今後とも消防体制の充実強化を図る必要がある。



14. 市民の安全・安心を確保し、より効果的な消防体制の構築を進めるため、北海道が策定した「北海道消防広域化推進計画」に基づき、消防の広域化を推進する必要がある。
15. 消防救急無線デジタル化、消防指令業務の共同運用については、平成20年7月に北海道が「整備計画」を策定し、全道一括方式による基本設計を21年度に行う予定であるが、多額の費用負担が予想されることや今後の広域化との兼ね合いなど課題がある。

## 第8節 防犯と交通安全

### 【現計画の基本的方向】

- 安全で安心して暮らせるまちをつくるため、地域住民や企業などが犯罪にあわないよう安全管理に対する連帯意識を高め、自主的な防犯体制の強化を図る。
- 安全で快適な市民生活の実現を目指して、市民、企業、地域、行政などが連携し、積極的に交通安全対策を推進する。

### < 推進状況（平成13年度～平成20年度） >

- ・各地域の防犯協会など関係機関による防犯啓発や、防犯パトロール活動が活発に行われている。
- ・厚別警察署や地域の交通安全協会など各種交通安全関係機関と密接な連携を図り、学校・家庭・企業などにおける交通安全意識の普及、啓発など積極的に交通安全運動を推進してきた。

### 1. 防犯体制の充実

- ・夏の地区安全運動として、夏祭りや盆踊り会場等のパトロールを各地区防犯協会において実施
- ・秋の全国地域安全運動月間に、防犯協会会員などの関係機関が街頭啓発キャンペーンをJR北広島駅周辺において実施
- ・防犯協会会員・暴力追放運動推進協議会・地域安全活動推進委員等が、歳末地域安全運動月間街頭啓発キャンペーンをJR北広島駅周辺において実施
- ・平成13年度に輪厚駐在所、16年度に大曲交番をそれぞれ新築
- ・団体が管理する街路灯は年々増加している中、街路灯を設置又は維持する自治会等の団体に対しては、街路灯補助金を交付

### 2. 交通安全の推進

- ・交通量は増加しているものの、交通安全教育の推進、交通安全施設整備により、事故件数、死傷者数は年々減少
- ・幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校、老人クラブ等、年代に応じた交通安全教育を実践（平成19年度延104回）
- ・年4期の交通安全運動（各10日間）を、各交通安全機関や団体、学校、地域などの協力のもと、積極的に推進

- ・信号機や規制標識等の北海道公安委員会に対する要望については、北海道の厳しい財政事情から難しい状況となっているが、市においては、市道における危険個所に計画的に交通安全施設（道路照明灯、警戒標識、カーブミラー等）を整備

#### <今後の課題>

1. 防犯活動団体の多くは、自治会やPTA等の既成団体を基盤としており、継続して活動されているが、活動自体がマンネリ化して形骸化する懸念がある。
2. 防犯活動には様々な人々が参加しているが、団体間の連携は部分的である。
3. 自治会等が管理している街路灯の老朽化に関しては、修繕に対する補助金の交付内容の見直しなど検討が必要である。
4. 西の里駐在所を交番とすべく関係機関に引き続き要請していく必要がある。
5. より一層交通安全教育の推進を図ることに加え、今後も注意喚起を目的とした標識類の設置などを行う必要がある。

## 第9節

## 霊園と火葬場

#### 【現計画の基本的方向】

- 市民の墓所需要の増加や多様化に対応するため、北広島霊園の拡張整備を進める。
- 火葬場の整備検討を進める。

#### <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

- ・老朽化した霊園施設及び火葬場を計画的に改修してきた。

### 1. 霊園

- ・平成20年7月現在の貸付区画数（造成済み区画数）は3,549区画で、貸付区画残数は315区画
- ・霊園内の道路や排水溝、階段、東屋などの老朽化に伴い現在部分的な修繕を実施

### 2. 火葬場

- ・平成15年度に大規模改修を行い、控え室の改修と火葬炉を1基増設（現在4基）
- ・火葬件数の増加や故障、修繕時の際に対応ができるよう火葬炉サイズの統一化を計画的に行うこととし、新設炉と既設1号炉を同一サイズに改修
- ・平成19年度には3号炉の改修とサイズの統一修繕を実施。20年度にはトイレの改修等を実施

#### <今後の課題>

1. 霊園の長期包括的運営管理委託の導入について検討が必要である。
2. ここ2～3年の墓地貸付件数が計画を下回っていたことから、次期造成を先送りにしてきたが、貸付け区画残数から推計すると平成24年度～25年度には次期造成整備計画を策定する必要がある。

3. お墓を持ちたくても承継者や身寄りがいないため持てないなどのケースが増加しているほか、資金難などの相談も増えていることから、何らかの対応が必要である。また、霊園の延命化も念頭に置き、合同慰霊堂（納骨堂）の建設についても検討する必要がある。
4. 札幌市里塚斎場の改修に伴う休止の影響などにより急激に火葬件数が増加していることから、残る4号炉の改修とサイズの統一が急務である。あわせて、近隣市町との広域火葬の可能性や新たな火葬場整備、改修などについても検討する必要がある。

# 第2章

## 環境と共生する 快適なまち

### 第1節

### 自然と緑と公園

#### 【現計画の基本的方向】

- 自然や緑を大切にすることを育むため、市民が主体となった緑化活動を推進する。
- 自然緑地についてはその保全に努めるとともに、地域特性を考慮しつつ、市民のふれあいの場や子どもたちの体験の場として、有効な活用を図る。
- 野生動植物が生息できる空間の保全に努める。
- 市民とともに、公園・緑地の整備を進める。
- 自然と創造の調和したまちづくりを進めるため、まちの中央部にある国有林を中心とした森と緑を生かし、創造の森ゾーンとしての整備を図る。
- 花や木々で彩りを添えた美しいまちづくりを進める。
- 河川整備にあたっては、景観・親水性・自然環境に配慮した水辺空間づくりを進める。
- 緑のまちづくりを支える基盤づくりに努める。

#### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・平成16年4月に緑の基本計画を策定し、将来の緑地量確保に向けた取組みを行ってきた。
- ・緑のまちづくり基金を活用し、花いっぱい運動や市民参加による森づくりを支援・推進したほか、緑化思想の啓発に努めた。また、市民と行政の連携による河川環境保護や森林ボランティアによる森林整備、森林学習の展開などを図った。
- ・地域のニーズにあった公園の整備を進め、平成16年にはエルフィンロードの供用を開始し、子どもから高齢者まで幅広く活用されている。

### 1. 自然・緑の保全と育成

- ・平成13年度に現況調査を実施し、緑のまちづくり審議会の答申を受けて平成16年4月に将来の緑地確保量の目標基準を定め、各地区ごとの配置方針などを定めた緑の基本計画を策定
- ・緑のまちづくり条例に基づき、開発事業者に緑化計画協議書（緑化計画書）の提出を求め、緑と調和した開発事業の指導を年間15件程度実施
- ・南の里の北海道所有地が、平成17年度に都市緑化法に基づく特別緑地保全地区に指定され、行為許可等に関する権限が北海道から市に移譲。また、仁別三島地区の市有林が、18年度に森林法に基づく水源涵養保安林に指定
- ・平成16年に市内で設立された森林ボランティアの活動に対し、施業機材等の貸出など側面的な支援を実施し、自主的で活発な里山林の整備を展開

- ・市有林においては、平成 19 年 4 月に市街地周辺の身近な森林約 60ha を対象に森林施業計画を策定し、森林ボランティアグループによる森林整備や、補助金を導入した森林整備を開始
- ・平成 17 年度に取得した富ヶ岡地区の森林において、森林ボランティアと補助金導入による森林整備や、緑陽中学校インターンシップによる森林学習等を実施
- ・民有林については、森林整備対策事業の補助制度により、森林所有者が平成 16 年度から 20 年度の計画で森林整備を実施し、森林環境を保全
- ・森林整備地域活動支援事業により、平成 16 年度から 19 年度の計画で、森林所有者による適時適切な森林の状況確認・下刈等の活動が実施され、森林の有する多面的機能が確保

## 2. みんなが憩える公園・緑地づくり

- ・新規の公園を整備する際には、ワークショップを開催して地域のニーズにあった公園の整備を推進
- ・平成 16 年 10 月に供用開始されたエルフィンロード沿いには、自転車の駅、水辺の広場、学習の森などが整備
- ・平成 17 年度に取得した富ヶ岡地区の市有林は、平成 19 年 4 月に森林施業計画を策定し、自然観察や自然とふれあう場として整備を開始
- ・緑葉公園を含む北広島団地周辺の緑地や総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションを通し市民相互のふれあいと交流を深めるため、平成 21 年度から整備開始の予定
- ・多くの市民の利用があるサンパークパークゴルフ場を 18 ホール増設

## 3. 親水事業の推進

- ・子どもから大人まで川に親しむ場所として定着している輪厚川では、「輪厚川と親しむ会」が花壇整備、周辺草刈、河川清掃などを実施

## 4. 緑化推進の基盤づくり

- ・緑のまちづくり基金は、3 ゴルフ場との協定に基づき、寄附による積立を実施。ゴルフ場の経営の問題による所有会社の変更もあったが、協定が継続され 3 ゴルフ場からの寄附は継続

### <今後の課題>

1. 豊かな森林を守っていくためには、今後も継続して、市民・所有者・行政が一体となって森林の役割や意義を理解し、引き継いでいく必要がある。
2. 緑の基本計画については、上位計画である総合計画や都市計画マスタープランの見直しと整合を図る必要がある。
3. 市民参加の森づくりや花壇づくりにおいては、参加者の拡大を目指した方策を検討する必要がある。
4. 市有林の利活用について、具体的に検討する必要がある。
5. 緑保全地区を拡大する為、森林所有者の理解と協力を得る方法等を検討していく必要がある。

6. 北海道においては森林環境税の導入を検討していることから、今後は、荒廃民有林の整備や森づくりに対する市民意識の醸成等の事業展開を図る必要がある。
7. 公園の整備については、宅地造成等において造成された公園予定地の整備を先行しており、早くから開設されている公園の再整備を検討する必要がある。
8. 地域のニーズにあわせた公園の再整備の要望が多いが、財政的な面から今後整備方法や手段、順序等の検討が必要である。
9. 身近な市有林についても、自然観察や自然とふれあう場として整備する必要がある。
10. 創造の森ゾーンは、緑葉公園を含む北広島団地周辺の緑地や総合運動公園の整備を予定しているが、次期計画においては創造の森ゾーンの取扱いを整理する必要がある。
11. 「輪厚川と親しむ会」は 16 団体で構成され、構成団体間の意見調整やボランティアの高齢化などから、事業の見直しや活動の強化を図る必要がある。
12. 緑のまちづくりの推進における緑化センターの整備については、施設内容や整備費、場所等、グリーンインストラクターやフラワーマスターの協力を得た検討が必要である。

## 第2節

### 都市景観

#### 【現計画の基本的方向】

- 本市の景観を特徴づける森や身近な緑を背景とした景観づくりを進める。
- 丘陵、森林、川辺、田園、住宅地の花と緑など、地域の個性と魅力を生かし、誇りと愛着のもてるわがまちの景観づくりを進める。
- 美しいまちづくりを市民、企業、行政が互いにパートナーとなって進める。

- ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞
- ・景観への意識高揚を図るため、花のまちコンクールや景観写真コンクール、オープンガーデン見学会などを実施した。
  - ・良好な景観の保持に向け、地区計画制度の拡大や景観に配慮した公共施設の整備を行った。

#### 1. 啓発としくみづくり

- ・市民参加による緑化や花づくり及び景観写真コンクール等を実施
- ・北海道景観条例が施行され、一定規模の行為が制限（高さ、面積等）
- ・花と緑の美しいまちづくりを目指し、市民との協働により行われている「花のまちコンクール」は、平成20年度で15回目を迎え、優秀賞を5回得た者に贈られる「花飾人」の称号を受けた者が34名に達した
- ・「北広島市花の愛好会」も設立から10年が経過し、現在180名の会員を有する。花と緑の美しいまちづくりのためには欠くことのできない団体へと成長

## 2. 個性的な景観づくり

- ・西部小学校、夢プラザや市営住宅などの公共施設については、建物意匠の検討を行い景観に十分配慮した公共施設として整備
- ・良好な景観形成を図るため、地区計画制度（用途等）の拡大を実施

### <今後の課題>

1. 北海道景観条例における届出制度は平成21年4月から施行されるため、今後その効果等を検証するとともに、市独自の上乗せ（横出し）の規制が必要かどうかの検討を行う必要がある。
2. 緑化思想の啓発という観点から、「北広島市花の愛好会」が中心となって実施しているオープンガーデンの見学会や、冬期間に愛好家が自宅を明るく照らすイルミネーションを、観光事業として取り組むことができないか検討する必要がある。
3. 花のまちコンクールは、応募が特定の地区に偏ってきていることから、全市的な広がりとなるように募集方法を検討する必要がある。
4. オープンガーデンの見学会については、受益者負担や市民優先など実施方法を検討する必要がある。
5. 地区計画の導入状況が271.5ha（市街化区域面積全体の16.5%）にとどまっていることから、地域住民の合意形成を図りながら地区計画区域の拡大を進める必要がある。
6. まちづくりの良好な景観形成にあたっては、地域住民との合意形成をルールとして実践していく必要がある。

## 第3節

## 環境保全

### 【現計画の基本的方向】

- 環境基本条例、環境基本計画に基づき、総合的な環境施策を推進し、進行管理システムの導入により計画の実効性を高める。
- 都市化の進展に伴い多様化する環境問題に適切に対応するため、環境データを集積し、公害の未然防止に努めるとともに、公害発生源に対する監視、規制、指導を強化し、市民の健康と良好な生活環境を保全する。
- 環境への負荷を小さくするため、省エネルギー、省資源、資源リサイクルなどの普及を進める。
- 大気や水、土壌、動植物などの自然環境を保全し、快適な環境の創出に努める。
- 環境保全の意識を高めるため、学校教育での環境教育の導入や、地域社会に対する啓発を行うとともに、環境保全の実行性を高めるため、市民、事業者、行政が連携して取り組む体制づくりを進める。

### <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

- ・「北広島のかんきょう」の公表や、環境マネジメントシステムにより環境方針を作成するなど環境基本計画を推進した。
- ・大気汚染、河川の水質汚濁に関しては、定期的に測定を実施したほか、環境監視員を配置し、公害防止を推進した。

- ・環境ひろばなど省エネや省資源の啓発事業を実施したほか、その推進にあたってエコ・パートナーシップ北広島を設立した。

## 1. 環境保全対策の推進

- ・市とともに環境保全を推進する組織が基本計画に基づき、市、市民、市民団体、事業者等が行う年度ごとの取組みについて、「北広島のかんきょう」として公表
- ・市の事業全般に渡って環境配慮を行うための管理システム（環境マネジメントシステム）で環境方針を作成し、環境に影響を及ぼす事業について環境保全の側面から管理し評価を実施
- ・基本計画に基づく各種環境施策の推進、及び環境保全全般に関する諸問題については、環境審議会において調査・審議を実施

## 2. 公害の防止

- ・大気汚染については、いおう酸化物の測定を市内9カ所、窒素酸化物についても市内4カ所で継続的に実施
- ・市内河川の水質汚濁状況等を把握するため、千歳川、島松川、野津幌川など、24地点で水質測定を実施
- ・千歳川流域の市町及び関係機関で組織する「千歳川水系水質保全連絡会議」では、千歳川水系主要河川と千歳川の水質保全にかかる必要な情報、知識、資料等を構成団体で共有し、健全な水環境の確保を推進
- ・公害苦情の中でも最も多い悪臭については、大規模養鶏場の敷地境界点で定期的に測定を行い、事業者への改善指導を実施
- ・平成13年度から配置した環境監視員については、公害発生源の監視とともにゴルフ場における農薬の使用状況を確認、指導を行うなどして環境保全と公害防止を推進

## 3. 環境負荷の低減

- ・市民や事業者に省エネなどの取組みについて、ホームページや広報を通じた情報発信や環境啓発事業等（野鳥観察会、エコクッキング、ケナフ栽培事業、お楽しみエコ講座、環境ひろば、環境市民大学、環境セミナー（環境映画等の上映会）、サイクリング、環境マネジメントの導入）を実施

## 4. 良好な環境の保全と創出

- ・自動車の排気ガスについては、いおう酸化物の測定を市内9カ所で実施
- ・国道36号沿道地域の自動車騒音の実態を把握するため、北海道及び沿道の市と連携して騒音測定を毎年実施

## 5. パートナーシップと人づくり

- ・人づくりについては、環境セミナーなど各種環境啓発事業への参加を図ったほか、環境学習として町内会や市民団体等に出前講座を実施



- ・環境教育としては、小中学校に対する出前講座や体験学習、あるいは総合学習の一環として支援
- ・「環境ひろば」の開催に際し、環境ポスターや標語を募集して表彰するなど顕彰制度を実施
- ・パートナーシップづくりとしては、地球温暖化対策地域協議会として市民団体3団体（北広島市生活学校、北広島消費者協会、北広島商工会女性部）と、市、市教育委員会の構成による「エコ・パートナーシップ北広島」を平成16年3月に設立し、各種環境啓発事業を展開

### ＜今後の課題＞

1. 環境保全や創造等に配慮した事業を進めていく上で、環境審議会の評価や提言等を、次年度の事業にどのように反映させるか検討が必要である。
2. 省エネ、省資源対策だけでは温室効果ガスの削減目標が達成困難であることから、新エネやエコ施設の整備などハードな取組みへの変換や推進制度などの検討が必要である。
3. 有害物質使用特定施設においては、工場・事業所の敷地であった土地について土壤汚染状況調査が必要である。
4. 環境負荷の発生源となっている工場・事業所等の監視強化と排出抑制の指導と要請を行い、環境保全に努める必要がある。
5. 畜産業による悪臭問題が長期間継続していることなどから、悪臭防止法に規定する規制基準の見直しを行い、臭気指数の導入による指導強化を検討する必要がある。
6. 地球温暖化防止に関する意識を一過性のものにしないうえにも、各種の事業に工夫を加えながら継続的に普及啓発活動を実施していく必要がある。
7. ダイオキシン類をはじめとする環境ホルモン類、新たな環境汚染物質の監視や情報提供が必要である。
8. 環境啓発に関する市関連の事業に北広島商工会が協賛を申し出るなどの事例から、今後は市内のより多くの事業者が積極的に連携・協働していけるような体制づくりを進めていく必要がある。
9. 市役所では平成20年度から環境マネジメントシステムを導入したが、市内事業所についても状況に応じた環境マネジメントシステムの取組みを推進・啓発し、環境パートナーとしての組織拡大を図る必要がある。

## 第4節

## 廃棄物とリサイクル

### 【現計画の基本的方向】

- ごみ処理基本計画を策定し、広域的な処理も視野に入れた中間処理施設、最終処分場などの整備に努める
- ごみの減量化対策による最終処分場の延命化を図る
- 廃棄物の適正処理推進のため、不法投棄や産業廃棄物処分場などの監視体制を強化する
- 環境にやさしい効率的な処分方法の調査研究を行う
- 容器包装リサイクル法や特定家電リサイクル法などに基づく分別収集を行い、リサイクルの推進に努める

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・ごみの減量化・リサイクルに向け、生ごみ堆肥化容器購入費や電動生ごみ処理機購入費の一部助成や、集団資源回収奨励金の交付、資源ごみの分別回収、家庭ごみの有料化を実施した。
- ・新たな中間処理施設として、生ごみバイオガス化処理施設と資源リサイクルセンターの整備に着手したほか、平成19年度に第5期最終処分場の造成を完了したことから、第6期最終処分場予定地を取得した。

## 1. ごみの減量化とリサイクル

- ・平成3年に生ごみ堆肥化容器購入費の一部助成、18年度からは電動生ごみ処理機購入費の一部助成を開始。平成19年度で約148tの減量効果
- ・平成12年からプラスチック製容器包装、紙製容器包装、ペットボトルの分別収集を開始
- ・乾電池及び蛍光灯については、有害危険ごみとして分別収集し、北見市にある広域回収センターに引渡しリサイクル。20年10月からは、乾電池及び蛍光灯に新たに水銀体温計を含め有害ごみとして分別収集し、同様の処理を実施
- ・集団資源回収は平成12年から開始し、集団資源回収を行っている団体に対し、資源の引渡し総重量1kg当たり3円の奨励金を交付。20年10月からは資源の引渡し総重量1kg当たり4円の奨励金を交付
- ・平成18年度からは市民が取り組める「地域循環型生ごみリサイクルシステム」の可能性を調査するため、生ごみ堆肥化実験モデル事業を開始。20年4月からは、廃食用油の回収を市内1店舗で開始したほか、枝木も家庭ごみ有料化に併せ、年2回期間を指定して無料で収集し、主にチップ化し、リサイクルを促進
- ・家電4品目（テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機、エアコン）は、家電リサイクル法に基づき、販売店等に引取りを依頼するなど適切にリサイクルされるよう市民に周知
- ・平成20年10月から家庭ごみ有料化の開始

## 2. 施設の整備

- ・広域処理施設稼働の延期により、クリーン北広島推進審議会において、中間処理のあり方については生ごみをバイオガス化処理すること、家庭ごみ有料化については有料化の導入は止むを得ないものとの答申を受け、一般廃棄物処理基本計画の見直しを実施
- ・新たな中間処理施設として、生ごみバイオガス化処理施設、資源リサイクルセンターを平成22年度までに整備し、23年度から供用開始を行う予定
- ・平成19年度に第5期最終処分場の造成を完了し、供用開始。また、20年度に第6期最終処分場予定地(10ha)を取得

## 3. 産業廃棄物の適正処理

- ・北海道との合同パトロールを年2回程度実施
- ・廃棄物パトロール員による巡回・指導を実施

**<今後の課題>**

1. 普通ごみの中にはまだ2割程度の資源ごみが入っており、今後も家庭ごみの有料化を契機に分別の徹底を市民に周知していく必要がある。
2. 平成23年度から生ごみバイオガス化処理施設の稼働が予定されていることから、新たに生ごみの分別方法を検討する必要がある。
3. 平成23年度から開始予定の生ごみ分別収集に合わせ、雑紙や金属類など、リサイクル可能な新たな資源物の分別収集と収集回数、収集日等の見直しを検討する必要がある。
4. 議会や市民の要望もあること、また、高齢化が進んでいる状況から、戸別収集についても検討していく必要がある。
5. 家庭ごみ有料化後のリバウンドを抑制するため、ごみの減量化やリサイクル等に関する情報を広報やホームページ等を利用し提供していく必要がある。
6. 南空知3町が生ごみの堆肥化を継続することになったことなどから、広域における焼却処理対象ごみが減少し、当初想定していた広域処理施設のスケールメリットの減少が予想される。このため、広域の枠組みも含めた広域化事業の再構築に向けての検討が必要である。
7. 第5期最終処分場埋立完了後には、第6期最終処分場の造成が必要となるが、この造成については周辺住民の理解が不可欠である。最終処分場周辺住民から地域振興策として要望されている輪厚中の沢線の歩道整備について対応が必要である。
8. 廃棄物パトロール員による巡回等を行っているが、産業廃棄物処分に対する権限及び人員不足の面から指導は十分ではない状況であることから、パトロール体制の充実を検討していく必要がある。

## 第3章

# いきいきとした交流と 連携のまち

### 第1節

## コミュニティ

#### 【現計画の基本的方向】

- 地域におけるコミュニティ活動を活性化するとともに、市民団体、ボランティア、NPOなどと協働してまちづくりを進める。
- 世代間の交流と、市民の連携による地域間の交流を促進する。
- 地域コミュニティの醸成を図るため、町内会・自治会の育成や連合自治会の組織強化等を支援する。
- コミュニティ活動の拠点となる地区住民センターは、高齢者、障がい者、健常者を問わず、利用しやすい施設として、適正な維持管理と運営に努める。また、住民集会所が市民の身近な活動の場として利用しやすい施設となるよう、整備を進める。
- 人口増加が著しい大曲地域に新たなコミュニティセンターを整備する。

#### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・地域主体のまちづくりを推進するため、「公益活動団体との協働指針」の策定やNPOセミナーの開催等を実施した。
- ・地域コミュニティ形成に大きな役割を担っている連合自治会対象の研修会や、自治会等への交付金の交付を実施した。
- ・活動の基盤となる各施設については、計画的な改修を実施したほか、大曲に複合的コミュニティセンター「ふれあい学習センター」を整備した。

### 1. 市民活動の促進

- ・市民が主体となった公益活動団体と行政が対等な立場で協力できる協働型社会の実現に向けて、その基本方針を市民とともに策定するために、協働推進懇話会を設置
- ・公募市民・NPO関係者等から市民、公益活動団体の視点での提言を受け、協働の基本的な考え方、促進方策のガイドラインとなる「公益活動団体との協働指針」を策定
- ・市観光協会で開催している全市的イベント、「ふるさと祭り」「ふれあい雪まつり」において、市民のふるさと意識の高揚を図り、各地区の交流を促進
- ・協働の担い手となる人材の育成及び活動の支援を目的に、市民、市民活動団体を対象としたNPOセミナーを開催（参加者の中からNPO法人認証を取得した団体あり）

## 2. 自治会活動の促進

- ・地域コミュニティの担い手を育成するため、毎年連合自治会を対象に情報交換会や研修会を開催
- ・市内の町内会・自治会は増加傾向にあり、活発な地域活動を展開
- ・新しい自治会・自治連合会の結成時には事務費を、また自治会・自治連合会の加入世帯数に応じて毎年自治会交付金、自治連合会交付金を交付し活動を助成
- ・自治会、自治連合会はコミュニティ醸成の基礎的組織であり、行政と協働して公益活動を行うパートナーであることから、交付金の交付によってコミュニティ活動の醸成が図られ、行政との協働にも有効に作用

## 3. 施設の整備

- ・大曲会館・西の里会館・農民研修センター・団地住民センター・東記念館の5つの地区住民センターに指定管理者制度を導入し、民間活力導入による効率的、効果的な管理運営を推進
- ・市所有の住民集会所については現在39館となっており、老朽化が進んでいるものから計画的に改築を実施するとともに、市民の要望に応じて修繕を実施
- ・より良いコミュニティ環境が生まれるよう、住民集会所の備品については、住民集会所備品整備費補助金によって、購入価格の概ね2分の1を補助
- ・平成18年3月に大曲に複合的コミュニティセンター「ふれあい学習センター」を整備
- ・平成20年に虹ヶ丘集会所を新築
- ・学校施設の開放事業として、緑陽小学校の地域交流スペース（交流室、和室、会議室）を平日各種団体、サークル等に開放

### <今後の課題>

1. 市民が主役のまちづくりを実現するために、「公益活動団体との協働指針」を道標に協働を積み重ねていく必要がある。
2. 組織を担う人材の育成に加え、組織運営のマネジメント能力の向上や団体相互のネットワークの拡大につながる支援が必要である。
3. 市民活動が活発になってきている一方で、活動の拠点が確保されていなかったり活動基盤が脆弱な団体があることから、協働指針に基づき活動の場の確保及び発展段階に応じた技術的・財政的支援が必要である。
4. 市民の公共サービスへの要望が益々多様化しており、柔軟な対応が求められていることから、今まで行政だけが担ってきた領域においても、公益活動団体の専門性を活かした協働提案を受け入れていく必要がある。
5. 市内NPO法人認証団体が増加傾向にあり、市民自らが地域課題を解決しようとする自治意識が高まっていることから、市と共にまちづくりを担う人材の育成、組織基盤・ネットワークの強化などの方策に取り組んでいく必要がある。
6. 身近な市民活動に対する支援として、市民の利便性を考慮し、その一環として、北海道が行っているNPO法人認証等に関する事務・権限の移譲を受けることとしている。
7. 自治会交付金については、平成20年度より事業計画書と事業予算書の提出を義務付けることとしたが、今後もより透明性の高い交付方法を目指して検討を続けていく必要がある。

8. 自治連合会に未加入の団体に対しては、行政との連絡調整をはかり、まちづくりに対する意見や協議を行える団体として活動を充実させるために、引き続き加入・組織化を呼びかけていく必要がある。
9. 自治会・町内会に未加入の世帯があることから、該当する世帯に対して加入を呼びかけていく必要がある。
10. より効率的に地区住民センター運営が行われるよう、引き続き指定管理者との情報交換・意見交換をしていく必要がある。
11. 住民集会所は築20年を超えるものが多く、老朽化が進んでいるため、今後も計画的に改築を進めていく必要がある。
12. 大曲幸町など、発展が期待されている地域への新たな施設整備を行っていく必要がある。

## 第2節

## 広域交流

### 【現計画の基本的方向】

- 豊かな地域社会を創出するために、市民と行政がそれぞれの役割を担いながら協働して、様々な分野での広域的な交流・連携活動を進める。
- 芸術文化ホール、図書館、エルフィンパークがもつ交流機能とJR北広島駅がもつ交通結節機能とを活用して、近隣自治体をはじめ市内外との交流活動を促進する。
- 国際化に対応できる人材を育成し、国際交流活動の体制を整備する。
- 国際理解を深めるため、ボランティア団体や大学などと連携をとり、市民に広く浸透する事業を展開する。
- 姉妹都市交流を通じて、相互理解と連携意識が広く市民に浸透していくよう、市民レベルでの交流の推進に努める。
- 本市と密接な関係にあり、広域行政を展開してきている石狩支庁管内の自治体をはじめ、近隣のまちとの市民レベル、行政レベルでの交流と連携を促進する。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・芸術文化ホールやエルフィンロードなど、それぞれの対象に応じた交流イベントの開催や交流促進の機会の提供などによる地域間交流を進めた。
- ・民間団体との協働により、高校生の派遣・受入事業などを実施し、国際交流を推進した。
- ・姉妹都市である東広島市と活発な相互交流を展開した。
- ・共通課題に対応すべく、広域行政の推進に向けた取組みを積極的に実施した。

### 1. 広域的な交流の促進

- ・芸術文化ホールやエルフィンパークで、各種の講演会やコンサート、市民団体によるフリーマーケットや各種展示会、地元農産品の即売などが開催され市民同士の交流が展開
- ・エルフィンロードでは、市民のみならず市外からの参加のもと、サイクリングやマラソン大会、清掃活動などを開催
- ・厚別区、江別市との3市交流では、森林浴ウォーキング、軽スポーツ、地域子育て支援などを通じて市民相互の交流を実施

- ・本市の市民を含む千歳川流域連携懇談会が主催する植樹活動が、河川防災ステーション周辺や輪厚川流域などで開催、南空知圏や近隣市との広域的な交流が展開

## 2. 国際交流の促進

- ・「きたひろしま人材育成委員会」のなかで、「豊かな国際感覚をもった人材の育成」を目的にした、サスカトゥーン市との高校生の派遣・受入事業を継続して実施
- ・国際交流の推進は、民間団体である国際交流協議会との協働で推進
- ・受入プログラムは、ホームステイボランティアや学校等の市民レベルでの交流が主体となっており、地域や民間を巻き込みながら事業を推進

## 3. 都市間の交流

- ・姉妹都市である東広島市と、小中学校、各種民間団体で姉妹縁組が結ばれ、祭りやイベント、こども大使などを通じての活発な相互交流を展開、また、中学校のスポーツ交流事業や物産展、職員の相互派遣などを実施

## 4. 広域行政の推進

- ・一部事務組合（札幌広域圏組合、道央地区環境衛生組合、石狩教育研修センター組合、石狩東部広域水道企業団）により、近隣自治体等と事務の共同処理を実施
- ・札幌広域圏組合では、図書館情報ネットワーク事業、職員研修・研究事業、IT活用促進事業、圏域交流促進事業、圏域振興プロジェクト事業など幅広い分野で事業を展開
- ・石狩地方開発促進期成会（石狩支庁管内の開発促進を図る調査研究や要望活動）、道央農業振興公社（農業の担い手や農地流動化を推進する事業の実施）、メディカルコントロール連絡協議会（医師の指導助言を受けながら救急救命活動を行う体制づくり）など様々な分野で、共通課題に対応した取組みを実施
- ・市民の安全・安心を確保し、より効果的な消防体制の構築を進めるため、北海道が策定した「北海道消防広域化推進計画」に基づき広域化の協議を推進

### <今後の課題>

1. 厚別区、江別市との交流では、リピーター数も多く、継続が望まれている事業が多い。これからは多くの市民の参加を促すためにも、新規事業の展開を検討する必要がある。
2. 道央馬追サイクルネットワークや札幌恵庭自転車道の整備に合わせ、南空知圏や恵庭市などとの広域的な交流を図る必要がある。
3. エルフィンロードや芸術文化ホールを活用した事業や各市の大学と連携を図る新たな事業を各団体との調整を図りながら検討していく必要がある。
4. サスカトゥーン市との交流は定着しつつあるが、現在の派遣・受入は高校生が主体であること、また交流期間が短期間であることなど、地域や民間が主体的に関わる機会が少ないことから、着実な基盤づくりを検討する必要がある。
5. サスカトゥーン市への派遣交流応募者は多く、ニーズはあるものの、高校生の相互派遣交流を通じた国際人の育成を主眼においており、市民活動を推進していく人材育成を目指した事業展開にはなっていない。

6. 海外経験（主に旅行）のある高校生が増加し、また、学校や民間による国際交流プログラムも充実してきているなか、派遣・受入について効果を含めて検討が必要である。
7. 一部国際交流協議会と協働で進めているが、全体的に行政主導で進めており、今後市民主導の活動にできるか検討する必要がある。
8. 青少年海外派遣事業は、国際交流の一分野であり、今後幅広い分野で交流をするか否かの検討が必要。また、幅広い分野で交流する場合は、市として国際交流を進める観点から総合的に取り組む必要がある。
9. 国際交流事業の財源である人材育成基金が減少しており財源確保を検討する必要がある。
10. 東広島市との交流は、商工会、県人会レベルでの交流も行なわれてきており、今後はこれまでの事業を土台にして、市民レベルでの交流に繋げていく必要がある。一方で市町村合併や社会的要因などによる新たな課題も生じてきていることから、今後の事業展開について整理していく必要がある。
11. 広域行政のメリット、デメリットなどを踏まえ、様々な分野で各自自治体が抱える共通の課題に連携して取組み、経費縮減や効率化を図っていく必要がある。
12. 地方分権改革の推進、国や地方の厳しい財政状況、今後の人口減少の進行といった社会状況にあって、多様化する市民ニーズや行政サービスの高度化に対応するため、効果や効率性などを踏まえ、個別の行政課題について広域的な連携の可能性を調査研究していく必要がある。
13. 広域行政の検討に当たっては、定住自立圏構想も視野に入れて検討する必要がある。

## 第3節

## 観光とイベント

### 【現計画の基本的方向】

- 豊かな自然環境を生かし、アウトドア、スポーツ、リゾート地域としての展開を図る。
- 広域的なレクリエーションネットワークの形成に努める。
- 観光情報を発信し、提供する体制を充実する。
- コンベンション誘致活動を積極的に展開する。
- 外国人観光客の受入体制を整備し、地域の観光振興を図る。
- 観光協会の組織強化を図り、観光事業を充実する。

### < 推進状況（平成13年度～平成20年度） >

- ・各観光拠点のパンフレット作成やイベントでの特産物PRなどを実施するとともに、「ふるさと祭り」、「ふれあい雪まつり」の事業内容の見直しによる集客力の向上などを行った。

### 1. 観光の振興

- ・観光協会への支援を実施することにより、観光PR事業としてのパンフレットの作成や観光資源（オープンガーデン、エルフィン灯籠等）の調査・研究、（財）広島観光コンベンションビューローとの交流等を推進
- ・市内外の各種のイベントに参加し市内特産物のPRと提供を実施
- ・市内観光情報のインターネットによるPR活動を開始



- ・エルフィンロードや北広島レクリエーションの森は、市民のみならず市外からもサイクリングやマラソン、自然観察などで多数が利用
- ・市民相互及び近隣市町村との交流などを実施し、地域の活性化に寄与

## 2. イベント・コンベンションの充実

- ・市観光協会で実施している「ふるさと祭り」、「ふれあい雪まつり」については、事業内容を見直しながら集客力の向上に努め、積極的に市内事業者を活用することにより地域経済の活性化に貢献
- ・これまで「全国園芸福祉大会」、「はまなす杯全国中学生空手道選抜大会」、「全道市議会議長会定期総会」、「全道勤労者共済会連絡協議会」等、コンベンション、イベントの誘致を推進
- ・平成18年11月にプリンスホテルの閉鎖があったが、平成20年4月に「札幌北広島クラッセホテル」として開業されたことにより、全国、全道レベルの会議やイベントを開催する機能が大幅に向上

### <今後の課題>

1. 観光事業の振興を積極的に推進していく上で、地域産業、各種団体等との連携・強化をさらに図りながら観光素材、資源の発掘、開発に努める必要がある。
2. 観光協会の組織強化・充実について検討する必要がある。
3. 計画策定時においては、市内の観光客数は約62万人の入込があったが、この3年間(17・18・19年度)での実績では約54万人前後で推移しており、観光客入込数が減少傾向にあることから、市観光協会へのさらなる支援・強化を図り観光事業を発展させていく必要がある。
4. 観光協会への支援と連携により、コンベンション事業の誘致等に努め、地域の活性化を図る必要がある。

## 第4節

## 平和と人権

### 【現計画の基本的方向】

- 平和都市宣言のまちとして、市民一人ひとりが平和の尊さを強く認識し合い、平和な社会を育むことが大切である。戦争のない平和な世界、平和の尊さ・大切さを次世代の人々に引き継ぐため、平和都市づくりを推進する。
- 自由に生きる権利、平等の権利、人間らしく生きる権利などの基本的人権を尊重する意識を深めていくために、人権擁護委員と連携して、人権侵害などが起きないよう人権を擁護していく。
- 男女共同参画プランに基づき、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野にともに参画する男女共同参画社会の実現をめざす。

### <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

- ・各種平和祈念事業の実施や学校での平和・人権等に関する意識啓発などを実施するとともに、「きたひろしま男女平等参画プラン」の策定や北広島市男女平等参画懇話会の設置など、男女共同参画社会構築に向けた体制整備を進めた。

## 1. 平和都市づくり

- ・毎年、平和の灯を守る市民の会と連携した平和祈念事業を実施
- ・原爆が広島・長崎に落とされた8月6日・9日には庁内放送やFMメイプルで黙とうを呼びかける放送をするなど、平和の尊さ・大切さについて啓発を実施
- ・毎年、小中学生をこども大使として、姉妹都市交流及び平和教育を目的に東広島市、広島市へ交互に派遣・受入を実施
- ・平和の尊さ・大切さを啓発するため、小中学校に対してパネルやビデオの貸し出しを実施
- ・北広島市のシンボルである平和の灯公園の平和の灯は、点火以来絶えることなく灯り、平和の尊さを啓発
- ・平成20年4月に、世界の恒久平和の実現に寄与することを目的とする平和市長会議に加盟

## 2. 人権の擁護

- ・人権擁護委員を置き、子どもの人権専門委員や常駐委員等活発な活動を展開
- ・各小中学校において、授業の一環として人権擁護DVDを活用し、児童・生徒に対し、人権擁護委員が説明及び意見交換を実施
- ・元気だすカーニバルやエルフィンパーク市民交流広場などで、市職員や人権擁護委員が人権擁護マスコットの「人権マモル君」のぬいぐるみを着用するなどして、街頭啓発を実施

## 3. 男女共同参画社会づくり

- ・男女共同参画社会の実現を目指し、「きたひろしま男女平等参画プラン」を策定
- ・国の「男女共同参画基本計画（第2次）」策定に合わせプランを見直し、一部を改定し社会情勢の変化に対応
- ・アンケート調査や参画情報紙の発行、フォーラム講演会の開催、女性のエンパワーメント講座の開催、DV防止啓発を実施
- ・全庁的な取組みとして、子育て支援や各種審議会委員の男女参画の推進など関係各課で事業への取組みを実施
- ・市民との協働によるプランの推進のため、平成19年度に市民中心の北広島市男女平等参画懇話会を設置し、推進体制を充実

### <今後の課題>

1. 平和都市づくりに向けたより良い啓発を行うため、新しい教材（パネルやビデオ）についての周知を行っていく必要がある。
2. 平和都市宣言のまちとして市民への平和意識の普及と啓蒙を図るため、平和の灯を守る市民の会との連携を継続維持しながら、平和事業を推進していく必要がある。
3. 人権擁護委員の存在が市民の間に十分周知されておらず、人権相談等が十分利用されているとは言い難いといった問題について検討していく必要がある。
4. 男女参画の推進の指針となる各種審議会等への女性の登用率は、目標を40%として推進しているが、平成19年度40.1%、平成20年度38%とまだ定着していないため、一層の啓発が必要である。

5. 男女平等参画の取組みは、男女平等参画そのものの普及啓発を中心に実施しており、その重要性は変わらないが、さらに、幅広く市民に重要性を理解してもらうためには、地域が抱える様々な課題解決に男女平等参画の考え方を活かしつつ取り組んでいく必要があり、そうすることでより良い形での課題解決や地域の活性化に役立ち、男女平等参画社会の実現につながっていくものと考えられる。
6. 男女平等参画の推進は、他事業に密接に関わっておりその幅広さから、一事業と捉えるのではなく、市の計画や各種事業についても男女平等参画の視点を盛り込む体制を構築する必要がある。

## 第5節

## 開かれた市政

### 【現計画の基本的方向】

- 新しい地方自治の時代を自ら切り拓き、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる、自立した自治体となるため、いっそうの行財政改革を進め、地方分権時代にふさわしい体質の強化を図る。
- 多様化し、高度化する市民ニーズに速やかに対応できるよう、総合的で横断的な行政運営を行うとともに、行政施設の整備充実を図り、市民サービスの向上に努める。
- 行政への市民参加を促進するため、個人のプライバシー保護に配慮して、公文書や会議の公開など情報公開制度を充実する。
- 市政資料の公開、多様な情報媒体を利用した広報などにより、市民との行政情報の共有化を進める。
- 地方分権時代の中で、市民と行政が信頼と協働によるまちづくりを進めるため、各種の広聴制度をさらに充実するとともに、新たな媒体を活用した広聴活動を展開し、多様化する市民ニーズの的確な把握に努める。
- 広聴と広報との連携強化を図り、市民の意見、要望等を市政に的確に反映させる。
- 増大する財政需要に的確に対応するため、安定的な財源を確保し、行政と民間の役割分担やサービス水準と負担のあり方などに配慮しながら、適切な事業選択や限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努める。
- 市の行政事務の効率化を図るため、行政情報化推進基本計画に基づき、組織が横断的に情報を活用できる全庁的ネットワークによる総合行政情報システムを構築する。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・「協働の指針」の策定や市民サービスコーナーの設置による行政サービスの向上、「出前トーク」、「出前講座」などの実施による市民との情報交換などを進めた。
- ・「簡素で効率的」、「市民に分かりやすい」、「政策形成・施策実現可能」という基本的視点から行政組織の改編などを実施し、限られた財源を有効に活用して、健全な財政の維持に努めた。
- ・市民サービスの向上と行政事務の効率化のため、新庁舎の建設に向けた総合的な検討を実施した。

## 1. 市民との協働

- ・市民の意向を市政に反映させるためのルールとしての市民参加条例の策定に向け、平成18年1月に全員公募による「市民参加条例策定市民委員会」を設置
- ・公益活動団体や市民との協働の領域と機会を広げていくため、公募市民を中心とした「協働推進懇話会」を設置し「協働の指針」の策定を推進
- ・市民参加条例については、平成20年第4回定例会に提案する予定
- ・指針については平成20年5月に「公益活動団体との協働指針」として策定

## 2. 市民サービスの向上

- ・エルフィンパークに市民サービスコーナーを設置し、住民票等の諸証明発行や、市役所における各種申請等の一部取扱いを実施
- ・平成18年度からは平日の早朝夜間の窓口サービスに加え、休日（土日、祝日）を開設し、市役所開庁時の市民サービスを向上
- ・平成18年度から19年度にかけ、ワーキンググループで新庁舎建設実現の可能性について検討し、平成20年度からは副市長を委員長とする「新庁舎建設庁内検討委員会」で具体的な建築規模や建築手法の検討を実施

## 3. 情報の共有

- ・市民との情報共有や市民参加の促進を図るため平成20年度より広報紙の編集をNPO法人に委託し、市民の目線により、分かりやすい広報紙の作成に配慮
- ・広報紙やパンフレット、ホームページのほかコミュニティFMで「市役所情報BOX」と「きたひろ再発見」を放送し、行政情報の伝達手段の多様化を進め、市民との情報共有を推進
- ・行政に対する市民の意見や要望を広く聴くため、広聴事業として「市民の声」や「市政懇談会」を実施
- ・市長が市民の要望に応じ、直接出向いてひざを交えながら市の現況や課題などについて意見交換する「出前トーク」（18年度：5回、延べ参加人数139人、19年度：2回、延べ参加人数25人）や、職員が地域に出向いて制度など様々なことについて分かりやすく説明する「出前講座」（18年度：121回、延べ参加人数3,109人、19年度：101回、延べ参加人数3,045人）を開催
- ・情報公開条例に基づき、公文書の公開や会議の公開など行政情報の公開に努め、また市政資料公開窓口を設け、多様化する市民ニーズにも対応
- ・個人情報の適正な取扱いを確保し、個人の権利利益を確保するため個人情報保護条例を制定
- ・市民サービスの向上や業務の効率化を図るため、業務システムの連携を推進

## 4. 行財政運営

- ・「簡素で効率的」、「市民に分かりやすい」、「政策形成・施策実現可能」という3つの基本的視点による行政組織を基本に、組織の統廃合や新設、事務の移管などの見直しを行い行政組織の改編を実施

- ・人材育成基本方針を策定し、これに基づき、自己啓発を支援するための研修・海外実務研修をはじめ、幅広い知識と経験を身につけさせるため定期的な人事異動を行い、優秀な人材を確保していくために社会人でも受験できるよう受験年齢を引上げ、更には、提案制度や一職場一改善など人材育成のための様々な事業を実施
- ・第2次改定定員適正化計画を策定し、事務事業や組織・機構の見直し、民間活力の活用やOA化による事務改善等を積極的に進め目標削減数（目標削減数20人、実削減数23人）を達成
- ・行財政構造改革推進本部を設置し、行財政構造改革大綱および行財政構造改革・実行計画に定めた4つの基本目標の下に110項目の改革を掲げ実施
  - ①政策評価の推進：事務事業評価を実施し予算編成にも活用、公募市民を含む外部評価制度を導入、施策評価を一部導入
  - ②市民参加・協働の推進：市民協働推進課を設置し、市民参加条例や市民協働指針などの制度創設に向け市民参加を得ながら推進
  - ③健全な財政運営の推進：補助金の見直し、使用料・手数料の見直し、家庭ごみの有料化など、市民の生活や活動に関連する改革を実施
  - ④行財政運営システムの改革の推進：市立保育園の民営化、指定管理者制度の導入および民間委託の促進、行政組織の改編や職員数の削減、各種業務等の改善を推進
- ・全庁的な取組みにより、当初計画では平成26年度までの長期財政推計で累積不足額約83億円、行革による改善効果を約82億円と試算したが、実行計画・改訂版（20年3月）では21年度から26年度までの累積不足額を約34億円、行革による改善効果を約29億円にまで縮小
- ・高齢化の進展や市民ニーズの多様化により財政需要の増加や税収が伸び悩むなかで、限られた財源を有効に活用し、健全な財政運営を維持
- ・税収の確保については、滞納処分の強化などにより収納率が上昇（13年度90.67%→19年度92.50%）
- ・紙で保管していた現在戸籍、附票、除籍、改正原戸籍を磁気ディスク化し、発行時間の短縮を実施

#### <今後の課題>

1. 条例・指針の周知・啓発、職員の意識改革や情報共有を推進するとともに、市民参加実施の評価、条例運用の評価、条例等の見直し等を行う組織として「市民参加推進会議」、協働を中立的な立場で評価、改善提案などの支援を行う組織として「市民協働推進会議」を設置する必要がある。
2. 他の公共施設等の整備や厳しい財政状況等を考慮しながら、新庁舎の規模・機能を検討するとともに、市民参加条例が制定されることから、庁舎建設に関し市民意見を反映する手法の検討も必要である。
3. 庁舎建設に併せ、保健センター機能など他の施設との併設の可能性を検討する必要がある。
4. 市民と行政が信頼と協働によるまちづくりを進めるには、益々多様化・複雑化する市民ニーズの的確な把握が重要であるため、今後も各種広聴事業を継続し、施策への柔軟な対応や反映、市民への情報提供など市民サービスの向上を進める必要がある。
5. ホームページを用いた情報共有を進めるため、市民が検索を行える全文書検索対応可能な総合文書管理システムを検討する。
6. 個人情報の保護を取り巻く環境の変化により、今後ますます個人情報の適正な取扱いを啓蒙するとともにセキュリティポリシーやセキュリティ機能の充実を図る必要がある。

7. インターネットの普及により、その利便性から、市民等から寄せられる意見や要望の殆どはメールによるものであるが、比例して事業企画の宣伝や匿名による苦情・要望等も増えているため、これらをどう制限するかについて検討が必要である。
8. 少人数課の廃止や部・課の統廃合など組織の合理化を進め、更に簡素で効率的な行政組織を構築していく必要がある。
9. 分権時代にふさわしい事業・施策として有効な方策を具体的に企画・立案できる政策形成能力や独自の条例や規則を制定できる法務能力などを備えた職員を育成するため、研修の充実を一層図るとともに、能力・実績に応じた人事制度の具体化を進めていく必要がある。
10. 平成19年度に策定した第3次定員適正化計画（平成20年度～平成24年度、目標削減数38人）に基づき、組織のスリム化、業務の見直し、アウトソーシング等を積極的に進め、定員の適正化を確実に実行していく必要がある。
11. 行財政構造改革大綱及び行財政構造改革・実行計画の職員削減方針を基に、計画的に職員数の適正化を図っていく必要がある。
12. 行財政構造改革実行計画策定後の環境変化などにより実施に至っていない改革項目について、進行管理により課題を整理し、方向性を明確にしていく必要がある。
13. 大綱および実行計画策定から4年が経過する中で、各分野での法令・制度の改正や道州制に向けた事務権限移譲の拡大など、行財政環境はますます複雑さと厳しさを増している。そのため、個々の改革項目について課題を整理し、方向性を明確にしていくとともに、新たな大綱の策定も検討課題としていく必要がある。
14. 政策評価については、さらに効果を高めるため、施策評価を主軸とする評価システムに移行することが課題である。
15. 人口の減少傾向並びに高齢化による勤労者層の減少により市民税の減少が今後見込まれることから、市税の安定的な確保のため税基盤の強化に努める必要がある。
16. 特定目的基金を中心に、その基金残高が減少してきていることから活用方法等について検討が必要である。
17. 公共施設の更新時期を向かえ、施設の延命化を図るための計画的な対応とその財源の確保をどのように図っていくのか検討が必要である。
18. エルフィンパークの市民サービスコーナーについては、事務事業評価における外部評価委員会から、行政サービス窓口は他市の実情など考慮し、開設時間の検討提起があり、開設時間帯による利用状況の把握に努め、検討する必要がある。

## 第4章

# 豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち

### 第1節

## 幼児教育

#### 【現計画の基本的方向性】

- 家庭と地域と幼稚園等の連携を重視するとともに、幼稚園、保育所、小学校等の連携を強めることにより、子育てを支援する。
- 心身ともに健やかな幼児を育成するため、自然や地域とのふれあい、高齢者や障がい者との交流など多様な体験を重視した特色ある幼児教育を推進するとともに、障がい児の幼稚園への入園を促進する。
- 私立幼稚園との連携を強化し、幼児教育の振興を促進する。また、幼稚園経営の健全化、教育条件の向上、教職員研修の充実、父母負担の軽減などを図るため、私立幼稚園への支援を充実する。

#### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・幼稚園、保育所、小学校等の連携や交流の推進、家庭の教育力強化、相談体制の整備、各種経済的負担の軽減などを行った。

### 1. 子育ての支援

- ・幼稚園に通園する保護者の負担を軽減するため、幼稚園就園奨励費補助金の交付を実施（入園料、保育料の一部を助成）
- ・幼稚園と保育所に同時通園する保護者の負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助算定基準を改定
- ・幼稚園が実施する満2歳児を対象とした「子育て支援事業」に参加する保護者の負担軽減を目的に、幼稚園就園準備金の交付を実施（費用の一部を助成）
- ・2歳児特区の廃止に伴い、平成20年度から幼稚園での子育て支援に対し補助を実施
- ・幼稚園と小学校が連携を持ち、スムーズな受け入れが可能となるよう、相互の情報交流や、小学校へ入学する際の引き継ぎ等を実施

### 2. 幼児教育の振興

- ・各幼稚園に教材の整備・教職員の研修・障がい児の受け入れに対し助成を実施
- ・障がい児1人または2人を受け入れている幼稚園に対し、補助を実施（平成20年度より障がい児1人につき月額5千円を10千円に改正）

### ＜今後の課題＞

1. 各種補助の効果については、今後検証が必要となる。
2. 障がい児受け入れに対する補助金額は、担当教諭の人件費等の受け入れに係る経費に比べると少額であることから今後検討が必要である。

## 第2節

## 学校教育

### 【現計画の基本的方向性】

- 地域や学校の実態に応じ、家庭や地域社会との連携と交流を深め、開かれた学校づくりを進める。
- 生きる力を育み、自ら課題を見つけ、問題解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む資質や能力を育てるため、総合的な学習の推進に対して支援する。
- 教育施設の老朽化や児童・生徒の増減に対応して、施設の計画的な改善を進める。
- 児童・生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、積極的に活用できるよう、必要な情報機器の整備を進める。
- 児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実するため、学校図書の実態と図書司書の配置に努める。また、地域に開かれた図書室づくりを進める。
- 教職員の研修については、専門性を高める一方、社会的視野を養うための他の機関への研修、情報活用能力を高めるための研修などを取り入れ、充実を図る。
- 不登校児童・生徒が集団への適応力を養い、自ら学校生活を送ることができるよう、適応指導教室の体制を充実する。また、いじめや不登校などの問題解決のため、心の教室相談員や教育相談員を配置するなど、教育相談体制を充実する。
- 特殊教育の指導内容や指導方法を研究し、障がいの状態に応じた適切な教育に努める。
- 望ましい食習慣を身につけ健康を維持するための食教育と食指導の充実を図るとともに、ゆとりある楽しい給食時間を実現するため、食事環境の改善に努める。
- 効率的で合理的な給食の運営管理体制の整備を進め、安全性と内容の向上に努める。また、すべての中学校で給食が実施されるよう、親子方式による施設整備を進める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・教育施設等の環境整備や耐震化の実施、授業補助員の配置などの教育環境の充実に加え、学校支援ボランティアの導入、各校での特色ある学校づくりの推進、学校図書館の整備や地域への開放など、地域との交流や連携を促進する事業に取り組んだ。
- ・不登校児童生徒の学校復帰の促進、子どもと親の相談員や心の相談員の配置、特別支援学級の開設などにより、児童や生徒、保護者などの心的負担の軽減などを図った。
- ・小中学校全校での給食実施、地元農産物の給食食材への活用などを行った。

### 1. 開かれた学校づくり

- ・屋内運動場及びその他の学校施設部分の一般開放を、登録団体に対して実施
- ・学校支援ボランティア制度を導入し、毎年100名以上の地域、保護者がボランティアとして、校内環境整備や本の読み聞かせ、図書館整備等の学校支援に参加
- ・市内全ての小中学校に1校5名の学校評議員を任命し、評議員からの学校運営等への意見、助言を参考にした学校運営等を展開



## 2. 教育環境の整備

- ・老朽化が著しかった西部小学校の新校舎建設、旧校舎施設解体工事を実施し教育環境を整備
- ・施設が狭隘となっていた西の里小学校の地震補強工事を含む大規模改造工事を実施し、安全で安心な教育施設環境を整備
- ・必要に応じて、校舎・屋体大規模改造や増築など、教育施設等の環境整備や耐震化を計画的に実施

## 3. 教育内容の充実

- ・教育施策の実施や各種補助金の交付により、各校での特色ある学校づくりの推進、体育・文化大会参加費用の助成等、教育の環境や内容を充実
- ・総合的な学習として、地域学習、福祉、人権、平和、環境のほか、小学校では英語活動、中学校では職場体験などの授業を、各学校創意工夫のもとで展開
- ・パソコン教室の情報機器を整備し、PC操作の学習のほか、各教科での教材提供としての活用や児童生徒がインターネットにより調査・学習を実施
- ・授業においては、各教科での教材提供としての活用のほか、児童生徒がインターネットによる調査・学習等を実施
- ・きめ細かな授業を行うため、小中学校に担任のほかに、授業補助員を配置し、よりわかる授業を展開
- ・西部小学校の新築開校に併せて、図書室に地区図書館としての機能を持たせ、地域開放を実施
- ・各学校図書館と市図書館・分館とのネットワーク構築を実施
- ・石狩教育センターが行う教科及び専門領域の研修、今日的教育課題についての研修などへの積極的参加、研究指定校として実践課程や研究成果発表など、教職員の資質向上の取組みを推進

## 4. 児童・生徒の健全育成

- ・児童・生徒に対して、定期健康診断、定期歯科検診、尿・ぎょう虫検査、心臓検診、結核検診を実施
- ・教職員に対して人間ドック、胃がん検診、人間ドック受診者以外の健康診断を実施
- ・就学時前検診、知能検査を実施
- ・適応指導教室「みらい塾」において学習指導や社会体験活動を行い、集団・社会適応能力の向上を図り、不登校児童生徒の学校復帰を促進
- ・いじめ・不登校の問題解決のため、教育相談員のほか小学校に「子どもと親の相談員」、中学校に「心の相談員」を全小中学校に配置
- ・学校、家庭及び各小中学校の相談員の相談に対し指導助言を行うため、不登校児童生徒訪問相談員、訪問指導アドバイザー（臨床心理士）を配置

## 5. 特殊教育の充実

- ・校区内に障がいのある児童・生徒がいる学校に特別支援学級を新規に開設

- ・症状の重い児童・生徒へ排泄や着替えなどの身の回りの世話の支援のため、介助員を11名配置
- ・通常学級に在籍している発達障がいのある児童・生徒への指導充実を図るため、学校内の体制の整備、教員の研修、児童・生徒の実態把握等を実施
- ・普通学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症などの傾向を持つ児童生徒の指導の一環として、平成19年度から北の台小学校に通級指導教室を開設
- ・通常学級に在籍している児童の生活面や学習などを支援する特別支援教育支援員2名を小学校に配置

## 6. 学校給食の充実

- ・中学校全校で給食への切り替えを実施
- ・効率的・合理的な学校給食の運営を図るため、調理・配膳業務の民間委託を実施
- ・地元農産物の給食食材への活用として、大根、ニンジン、長ネギ、ジャガイモ、キャベツ、レタス、ブロッコリーを献立に盛り込み
- ・地域交流給食は中学校で実施（4校（広葉・西部・西の里・緑陽）で5回実施）、今後は小学校を対象に事業を展開
- ・市独自で作成した「食の課題と指導の手引き」を活用し、学校での食指導を実践するとともに、栄養教諭4名を市内の小学校2校、中学校2校に配置
- ・食中毒予防対策として、小中学校に牛乳保冷庫の設置やコンテナ・保温食缶を計画的に更新、また、国が示す「学校給食衛生管理の基準」の改正に伴う修繕を実施

## 7. 高等学校教育等の振興

- ・経済的に就学が困難な生徒に、高校へ入学した場合に入学準備金として2万円を支給
- ・経済的に就学が困難な生徒でかつ成績が優秀な生徒に月5千円の奨学金を支給

### <今後の課題>

1. 平成20年度から学校関係者評価委員会を設置し、これまでの自己評価だけでなく、関係者からの評価を公開したなかで、より一層学校を理解してもらうよう努めていく必要がある。
2. 学校施設の開放については、行財政構造改革による公共施設の原則有料化という方針から、適切な使用料の設定について検討していく必要がある。
3. 国の補助金制度等の動向を見ながら、耐震化を優先し計画的に進める必要がある。
4. 旧西部小学校敷地の財産管理の所管替えや跡地利用の計画について検討する必要がある。
5. 平成20年度から、各学校図書館と市図書館・分館とのネットワーク構築を行う等、学校図書館整備を図ってきているが、既存の蔵書についてのデータベース化の遡及や廃棄をどのようにしていくかが課題となる。
6. 教育用コンピュータに関しては、各校のネットワークの管理は専門的知識が必要であり、現在の人員では困難な状況となっている。
7. 文部科学省では、校内LANの整備・学校のICT化のサポート体制としての情報化の統括責任者やICT支援員の配置等、教育の情報化を推進しており検討する必要がある。
8. 不登校児童生徒は増加傾向にあり、その要因は多様化・複雑化する状況となっていることから、引き続き指導体制・相談体制を充実していく必要がある。

9. 不登校の要因として、これまでは対人関係の拒否感など人間関係をつくるのが困難なタイプが主であったが、近年は自己中心的タイプ、社会への反発や逃避に向かうタイプが現れてきている。また、携帯電話の普及により、ネットでの新しい形のいじめやトラブルに巻き込まれるケースなどが全国的に発生している。これらのことから、訪問指導アドバイザーの拡充や情報モラルの啓発普及を進めて行く必要がある。
10. いじめ・不登校の問題を早期に解消するうえで、学校との連携が重要であり今後も連携を強化していく必要がある。
11. 特別支援学級の指導内容をより充実させていくため、特別支援教育支援員を増員させるとともに、関係機関との連携、保護者の理解に向けての施策が必要である。
12. 小中学校において通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症等の児童・生徒に対する指導及び支援が喫緊の課題となっており、これまでの特殊教育の対象となっている幼児児童生徒に加え、これらの児童生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うなど、障がい者等への教育の充実が提言され、平成19年度に制度改正が行われた。今後は、学齢期だけでなく、乳幼児から就職までの一貫した支援が求められており、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局・機関あるいはそれらの関係者が連携して、支援体制を整備する必要がある。
13. 車イスを必要とする肢体に障がいのある児童・生徒に対する学校施設のバリアフリー化（エレベーターの設置、段差の解消、多目的トイレ等）がなされていない学校もあることから、施設環境の整備を検討していく必要がある。
14. ランチルームは広葉中学校が整備済であるが、他校についても今後の大規模改修に併せ順次整備（給食が可能な多目的ホールの整備）を図っていく必要がある。
15. 給食センターは、築34年を経過し老朽化が著しく、建物本体は勿論、施設設備、厨房機器、食器具類なども老朽化しており、給食センターの整備が必要である。
16. 給食費の未納に対しては、解消するための取組みを一層強化していく必要がある。
17. 奨学金については、予算の範囲内で申請のあった者から65名を選考により決定していることから、年々奨学生に認められない生徒が増加している。また奨学金は基金を取り崩して運営しており、今後制度を続けていくには、新たな基金への積み立て等を検討する必要がある。

### 第3節

## 社会教育

#### 【現計画の基本的方向性】

- 生涯学習推進体制の体系化を図り、市民が主体的に取り組む学習活動を支援する。
- 社会教育関連施設がもつ教育機能の広域的ネットワーク化を推進する。
- 社会変化に伴う課題を解決するための学習機会を充実する。
- 高等学校、大学、専修学校などとの連携を強化し、地域の活性化を図る。
- 身近な学習拠点としての公民館活動の拡充を図る。
- 読書を楽しみ、学び合う市民意識を醸成する。また、市民とのパートナーシップを深め、読書ネットワークを形成することにより、生涯学習を推進する。
- 青少年をとりまく環境の変化に対応した青少年センター活動を拡充する。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・生涯学習基本計画の策定やその計画に沿った施設整備、公民館やレクの森など既存の場を活用した学習機会の提供の強化や、きたひろしまエルフィン大学などの新しい試みを実施し、時代の変化に対応した生涯教育の場の充実を図った。

## 1. 生涯学習推進体制の体系化

- ・生涯学習基本（推進）計画の策定により生涯学習に関する現状や課題、推進の項目を明確にし、環境整備などを進めることにより活動の支援を推進
- ・実行委員会により主体的に事業を企画し、生涯学習（元気）フェスティバルを開催
- ・西地区、西の里地区、大曲地区に生涯学習振興会を設立し、地域での活動が主体的に展開できるよう運営体制を見直し、適切な支援を実施
- ・生涯学習振興基金は、文化・スポーツ・地域の学習活動など主体的な活動に対する支援の方策のほか、市民の優れた活動や模範的な活動を顕彰するなど効果的に活用

## 2. 施設の充実とネットワーク化

- ・生涯学習支援情報システムにより各施設をネットワーク化し、空き情報などを確認できる体制を整備
- ・フレンドリーセンターでは、障がい者と健常者が陶芸教室やクリスマス会などを通じて学び、交流する場を提供
- ・レクの森では、自然を利用した野外活動の場として提供することで、総合学習や自然観察会など学習機会の場として活用

## 3. 学習機会の充実

- ・青少年の活動に対し、情報の一元化を図り体制の整備を進めるとともに、子どもたちの活動や成果発表の場の提供を実施
- ・グループや団体で自ら企画運営を行う市民プラン講座を、時流に即した内容の講座や団体等の課題解決に直接反映する内容で実施
- ・きたひろしまエルフィン大学は、市民で構成する企画委員会の運営により市内外の著名な講師による学習の場を提供
- ・青少年に係る事業を集積し、情報の一元化を進め、効率的な事業展開を推進

## 4. 公民館活動の充実

- ・市民が利用しやすい公民館の施設管理や生涯学習アドバイザーの配置を実施
- ・こども演劇教室や新聞を暮らしに生かす講座などを通して、学習指導の機能を生かした市民の学習機会づくりを推進
- ・活動の推進については、市民の主体的な学習活動を積極的に支援するとともに、学習機会・発表の機会の提供を通して、市民がよりいきいきと生活に潤いをもたすためのサポートを実施

## 5. 読書活動の充実

- ・図書館フィールドネットとの連携により、「読書まつり」・「パペットカーニバル」・「古本ばくりっこ」など様々な読書普及事業を展開
- ・図書館情報システムを含む生涯学習支援情報システム（愛称：学び舎・楓）の導入により、図書館業務の効率的運用と利用者の利便性を向上
- ・上記システムは20年度に学校図書館とのネットワーク構築に着手
- ・読書サービスの根幹となる資料収集を資料充実プランに基づき実施
- ・フロアワークボランティアの活動は図書館運営に市民が参画している代表的な事例
- ・学校図書センターが設置され、学校支援ボランティアとの協働による学校図書館整備など、青少年読書普及ボランティアとの連携を拡大
- ・図書館は開館後10年が経過し、生涯学習の拠点施設として市民の利用も定着
- ・フィールドネットによる市民参画やeメールを活用したサービス、利用状況などから全国的にも北広島市は図書館先進地という評価

## 6. 青少年の健全育成

- ・こどもサポートセンターを設置して各種相談業務を始め不登校対策事業等を実施
- ・いじめ・不登校等対策委員会を設置し、いじめや不登校の問題について検証・検討を実施
- ・各健全育成連絡協議会では、青少年の健全育成に係る事業を展開し地域交流を推進
- ・地域の安全・安心のためパトロールを行っている団体が20組織化され、活動を展開

### <今後の課題>

1. 主体的なコミュニティづくりや、身近な学習機会の提供及び学習の成果を生かした活動の展開など、地域の生涯学習活動の要として各地域における生涯学習振興会の活動を市民と行政の協働により進めていく必要がある。
2. 生涯学習（元気）フェスティバルの支援体制を充実し、多くの市民団体が集いそれぞれの活動の成果などを紹介し分かち合う場とすることで、さらなる活性化を図る必要がある。
3. フレンドリーセンターについては、会員参加者、一般市民からの参加者が減少してきていることから、今後関係する機関・団体とも協議し、障がい者と健常者との交流など、幅広い参加が期待できるような企画運営に努めていく必要がある。
4. レク森については、森林及び施設全体の点検強化と施設の修繕に取組み、安全性の確保を行っていく必要がある。また、施設のPR方法や他施設とのネットワーク化等の研究を行っていく必要がある。
5. 各社会教育施設が老朽化してきていることから、今後計画的な修繕が必要となる。
6. 市民プラン講座については、多様な領域の学習プログラムの展開が可能となっているが、講座開催以降の団体の活動の主体性を尊重し、活動が展開できるよう配慮が必要である。
7. きたひろしまエルフィン大学については、社会の急速な変化による情報化の進展や学習ニーズの多様化などにより、従来の学習プログラムだけでは対応しきれない状況も出てきていることから、新たなプログラムの展開が必要となってきている。
8. 公民館は市民の身近な学習施設としての役割を果たしているが、利用者に固定化がみられ横ばい傾向にある。各種講座の内容を見直し、新たな利用者の拡大に結びつくような事業が必要である。

9. 公民館では、実施事業への参加者は増加しているが、さらなる目標の達成に向けて事業の見直しや改善が必要である。
10. 公民館の管理について、指定管理者体制の導入などについても検討が必要であるとともに、施設が老朽化してきていることから、計画的な修繕が必要である。
11. 地区図書館については、17年度に西部小分室、18年度に大曲分館を開設しているが、西の里公民館図書室や北広島団地住民センター図書室は整備未着手のため、今後検討する必要がある。
12. 子どもの読書活動を総合的に推進していくため、学校と、そこで活動する市民ボランティアとの連携のあり方について検討する必要がある。
13. 青少年の健全育成のため、家庭、学校、地域（各地区健全育成連絡協議会等）の連携強化とサポートセンターの相談体制や子どもの体験活動事業の充実が必要である。
14. 通信機器の発達、普及に伴い、子どもに対し学校を通じた情報モラル教育の推進や、保護者へ利用上のマナーや危険な側面もあることの再認識を促すため、啓発活動を進めて行く必要がある。
15. いじめ・不登校の早期解消のため、学校・保護者への支援を、サポートチームを有効に活用して強化する必要がある。

## 第4節

## 芸術と文化

### 【現計画の基本的方向性】

- 市民の芸術文化活動を振興するとともに、個性豊かな地域文化の創造に努める。
- 文化振興方策に基づき、地域を基盤とする芸術文化活動を支援する。
- 広域的なネットワークによる芸術文化活動を展開する。
- 芸術文化活動に主体的に取り組んでいる市民団体やサークルなどを支援する。
- 市民等とのパートナーシップにより、芸術文化ホールの運営を進める。
- 文化財を大切に守る心を培うとともに、ふるさと意識の高揚を図るため、学習機会の充実と市民参加による事業を推進する。
- 文化遺産の継承を図るため、郷土の歴史資料や伝統的遺産の保存・活用を進めるとともに、市民が身近に郷土文化財などにふれることができるような環境の整備に努める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・芸術文化ホールを中心に、市民の芸術文化活動の発表と創作の機会、市民に親しまれる多彩な芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、郷土の歴史や風土に根ざした普及事業を展開するとともに、郷土の歴史、民俗、地誌、自然、学術資料の調査研究と資料の収集保存などを進めた。

### 1. 芸術文化活動の振興

- ・地域の芸術文化活動を支援する財団法人や、地域貢献活動（メセナ）を行う企業と連携することで、自主事業を拡大
- ・共催あるいは協賛という形で補助金・負担金として経費の一部を負担してもらったり、他の公立ホールやエージェントとの連絡調整を図ることにより、ツアーとして公演を実施

## 2. 芸術文化の創造と発信

- ・活動発表や創作機会の充実については、市内の学校や社会教育登録団体の主催によるものは使用料を減免し利便性を向上、市民創作事業補助を実施し、発表、創作機会を活性化
- ・芸術文化ホール運営委員会の活発な検討により、クラシックのコンサートを始め、ジャズ、伝統音楽、演劇、ミュージカル、映画上映など、概ね年に十本余の自主事業を実施、市民が質の高い芸術文化を安価で鑑賞できる環境を整備
- ・演劇のワークショップ、合唱セミナー、吹奏楽セミナー、室内楽セミナーなどを実施し、市民に質の高い学習機会を提供
- ・全国公立文化施設協議会、北海道公立文化施設協議会、シアターネットかんげきに加盟し、鑑賞機会の情報収集・発信に努めるほか、北の文化塾ネット推進協議会を設立し、栗山町と連携した事業を展開
- ・芸術文化ホールの稼働率は管内他市に比べ高い数値となっている。また、新規登録件数も毎年ほぼ 100 件を超えており、市民の芸術文化活動の発表の場と機会の提供の面で高い効果
- ・平成 20 年度の施設利用料の改定に伴い、市外利用者料金の倍額設定や、受付開始日に差をつけたことで、市民の利便性を向上

## 3. 市民等とのパートナーシップ

- ・芸術文化ホールは開館当初より、芸術文化ホール運営委員会により運営され、道内の類似した公立ホールと比較しても、多くの充実した自主事業を展開
- ・運営を支えるボランティアスタッフの研修機会の確保に努め、主体的な芸術文化活動への支援を推進
- ・文化祭等で上演された演劇をホールで上演する学校演劇、企業のメセナ事業と連携した事業を共催、協賛などの形で実施し、芸術文化活動を展開

## 4. 歴史・文化の継承

- ・文化遺産等を引き継いでいくための普及活用においては、民間団体等の協力により講演会、観察教室、体験教室等を行い、学習機会を提供
- ・郷土芸能・伝承事業に対しては、ふるさと太鼓保存事業の補助金や小学校における赤毛種の田植え・稲刈り事業を実施
- ・市制施行 10 周年を記念して、北広島市史を平成 19 年 2 月に発刊
- ・平成 20 年度に旧島松駅通所周辺の土地を取得し、今後整備・利用拡大を推進

### <今後の課題>

1. 地域の芸術文化活動を支援する財団法人の予算や、企業の地域貢献活動（メセナ）の縮小等も予想されるが、事業の安定した継続のため、さらにほかにも連携できる事業がないか、調査していく必要がある。
2. 芸術文化ホールの稼働率向上のために、どのような方策をとるべきなのかを検討していく必要がある。

3. 芸術文化ホールの市外利用者については、これまで定期的を開催してきた事業が、時期の変更や他の施設への変更を余儀なくされているといった事例が、数件生じている。今後、市外の利用希望者から敬遠されることが懸念されるが、優れた音響効果、舞台操作設備で高い評価を受けている当ホールの特性を活かした事業展開、また対外的PR効果という観点から、市外利用者の取り込み、高稼働率の維持が、新たな課題になる。
4. ボランティアスタッフは、最大の119名から現在は35名と大きく減少しており、平成19年度から貸し館のイベントにも活動を広げたものの、スタッフの一部の人に負担が集中することも予想されることから、今後とも、ボランティアの育成に努め、効率的かつ継続的な運営を図る必要がある。
5. 拠点となる資料館等の施設が存在しないため、資料の展示や収蔵は、東記念館及び中央公民館ロビーの一部、元シルバー人材センターのプレハブで行っているが、資料の適正な管理・運営が行えない状況にあるため、これら資料を一括に扱える資料館的施設の整備の検討が必要である。
6. 郷土の歴史、民族、地誌、自然等の学術資料をさらに収集するとともにこれらを調査し、市文化財の指定を行っていく必要がある。
7. エコミュージアム構想推進事業は、各地域の自然遺産・歴史遺産・産業遺産等を現地において保全・育成・展示することを基本として、現在、エコミュージアム推進委員が中心となり取り組んでいるが、主体は市民が中心となって普及活用を行っていくべきものであることから、理解を求めめるために各種講座・講演会・体験学習などを通して普及・啓発を行っていく必要がある。
8. 重要な郷土資料の保全、住民活動の拠点、情報サービスの発信・提供、資料の展示、教育普及活動などエコミュージアム全体の運営に必要不可欠なことからコア施設の設置を検討していく必要がある。
9. それぞれの地域の拠点を結ぶ道や地域内の遺産を結ぶ小径の設定を検討していく必要がある。
10. 地域の遺産を示すものとして、解説標識や誘導標識の設置を行う必要がある。

## 第5節

## スポーツとレクリエーション

### 【現計画の基本的方向性】

- 市民が生涯を通じて心身ともに健康で活動できるよう、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努める。
- 地域スポーツ・レクリエーション活動における関係機関・団体等との連携強化と育成に努める。
- 地域住民が身近で快適にスポーツ・レクリエーションを楽しめる施設整備を進める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・各種スポーツ教室の開催や、体育協会など関連団体への活動支援、指導者養成事業の実施などソフト面での事業のほか、住民プール簡易温水化など、施設設備の拡充に向けた取組みを実施した。



## 1. 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・ 幼児からお年寄り、女性まで市民ニーズに合わせた各種スポーツ教室の開催や、スナックゴルフ等のニュースポーツの紹介、障がい者スポーツ活動への支援などにより、市民の主体的な参加と健康・体力づくりの機会を拡充
- ・ 市内の各種スポーツ団体と連携してスポーツフェスティバル実行委員会を組織し、エルフィンロードを活用したウォーキング、ハーフマラソン大会、歩くスキー大会等の事業を実施
- ・ スポーツ振興基金の健全な運営を図るため、大会出場費の助成基準を見直し、効果的な基金運営を推進
- ・ 団体の育成強化を目的に、体育協会とスポーツ少年団に対して運営費等の補助を実施
- ・ 子どもの一流選手への夢を実現するため、少年スポーツアカデミーを開校し、選手育成強化や底辺拡大のほか、指導者養成等の事業を行い、子どものやる気と指導者の自覚を促進

## 2. 地域スポーツ・レクリエーション活動の振興

- ・ 大曲四里塚地区の総合型地域スポーツクラブが、地域住民の活動により、平成19年度に「よりづか☆ちよいスポ倶楽部」として正式に設立
- ・ ゴルフ場に隣接する西部小学校で、地域の生涯学習振興会との連携により、児童へのスナックゴルフの取組みを実施
- ・ 市内各地区にいる体育指導委員の活用や、総合型地域スポーツクラブの活動支援を通じて、各地区の特性にあったスポーツ・レクリエーション活動を普及促進

## 3. 施設の整備と運営

- ・ 西部小学校の新設や西の里小学校体育館の改修による開放校の増と、一部土曜日の開放など、市民ニーズに合わせた学校開放を実施（16校中14校の開放）
- ・ 利用期間等を延長するため、各地区にある住民プール6施設中5施設を簡易温水化の実施
- ・ 競技指向から健康・体力づくりに重点を置き、総合運動公園整備に向けた検討を推進
- ・ 西部小学校の隣接地に用地を取得し、住民プールの建設に向け準備
- ・ 総合体育館など各体育施設において、指定管理者制度の導入により、開館日の拡大など利用者へのサービスを向上
- ・ 健康・スポーツに関する情報を、総合体育館内に情報コーナーを設置し提供
- ・ 各年齢層に応じたスポーツ教室の開催など、市民の健康・体力づくりの機会を提供

### <今後の課題>

1. 各団体における指導者等の交代等に備え、指導者養成事業の実施、拡大を図る必要がある。
2. 平成20年4月からスタートした特定健診、特定保健指導により、市民の健康・体力づくりへの関心が一層高まり、時代に応じた運動プログラムの開発が必要となる。
3. 市民ニーズに応じた、健康・体力づくりの指導・プログラム作成など、健康運動指導士の配置・活用を検討する必要がある。

4. 団塊世代の定年など中高年者を対象とした事業等、各年齢層に合ったスポーツ・レクリエーション事業の実施に取り組む必要がある。
5. 共栄地区に見られるような市民ボランティアの自主的な活動によるスポーツ・レクリエーション環境の整備が望まれる。
6. 地域のスポーツ・レクリエーション活動の推進については、地域リーダーの養成・発掘や各地区の生涯学習振興会との連携を強化して取り組む必要があり、また生涯学習振興会が設立されていない地区においての組織化が急がれる。
7. 総合型地域スポーツクラブは、地域での自主的な活動により設立され、自ら運営を行わなければならないことから健全な運営のための側面的支援や、新たなスポーツクラブの設立に向けて検討を行う必要がある。
8. 各施設の老朽化に伴い、施設の機能充実と利用者の利便性・安全性を確保するための計画的な整備を行う必要がある。
9. 市民のスポーツ環境を向上させ、市民の健康・体力づくりをサポートするため、新たな施設整備を検討する必要がある。
10. 地区体育館の利用者増に伴い、開館時間の延長など市民ニーズに応じた施設運営を行っていく必要がある。

## 第5章

# 高い都市機能をもち、 活力にあふれるまち

### 第1節

### 市街地整備

#### 【現計画の基本的方向性】

- 札幌都市圏の中核都市として産業、文化、教育等の都市機能の集積と良好な都市環境の形成を図るため、恵まれた自然環境や地域特性を生かした市街地整備の促進に努める。
- 地域特性に配慮したまちづくりを市民とともに考え、目標とする市街地像や地域ごとの整備方針など、都市計画に関する基本的な方針を策定し、個性的で魅力ある都市空間を創出する。
- 高齢者や子ども、障がい者などすべての市民が安心して生活できる、安全で快適な市街地の形成に努める。
- 市民や本市を訪れる人々にも分かりやすいまちづくりを進めるため、町名・町界の整備や案内表示板等の設置を推進していく。
- J R北広島駅周辺は、交通の結節機能をはじめ、エルフィンパークや文化施設、商業・業務施設などの諸機能を最大限に生かしながら、広域的な活動や交流の拠点として、さらに求心力を高める施設の誘導や駅西口の再整備などを行い、市の顔にふさわしいまちづくりを進めていく。
- 北西部地域では、研究施設の集積をはじめ、商業業務施設等の誘導による開発計画を促進する。

#### < 推進状況（平成13年度～平成20年度） >

- ・都市計画マスタープランの策定とそれに基づく総合的な市街地整備や、J R北広島駅周辺の整備、機能の充実及び積極的な活用などを行った。

#### 1. 計画的な市街地の形成

- ・都市計画マスタープランを、市民アンケート調査の実施、ワークショップ会議や策定委員会の開催などを通して策定
- ・新市街地の形成については、大曲幸地区、中の沢地区、西の里地区の3地区を新たに市街化区域に編入し、拡大人口フレームの確保と商業・業務施設の充実を推進
- ・平成22年3月に予定されている第6回区域区分の見直しに向けた作業を推進

## 2. 快適な都市空間の形成

- ・快適な住環境形成のため、建築物の用途制限、最低敷地規模や壁面後退距離などを定めた地区計画の導入を推進
- ・大曲幸地区土地区画整理事業や民間開発（美沢地区）などの開発にあたり、まちづくり指針（宅地開発指導要綱）等に基づき良好な宅地の供給や快適な生活の確保に向けた指導を実施

## 3. 町名・町界の整備

- ・市街化区域の拡大に伴い、平成14年度に「美咲き野」・「虹ヶ丘」、平成19年度に「美沢」・「西の里南」と町名・町界整備を実施するとともに案内表示板の設置
- ・共栄地区（共栄工業団地・北の里の一部）の整備については、実施に向けた説明会や代表者会議を開催してきたが、地域住民の合意形成が難しく当分の間は見送り

## 4. 駅周辺まちづくり

- ・JR北広島駅東口に、集合住宅と商業・業務施設が建設され、本市の中心地区としての機能が向上
- ・JR北広島駅東口の自動車駐車場が整備され、通勤通学者や公共施設利用者の利便性が向上
- ・市民の交流や商業・業務施設の誘導を図るため、ホテルやレストランの建設などの構想も浮上したが、交流の促進や集客性、土地の高度利用につながらないことなどから実現に至らなかった
- ・JR北広島西口交通広場は、仮復旧となっているものを本復旧することで機能回復に努め、バリアフリー等にも対応
- ・駅前西口公園の再整備は、広域的ネットワーク形成のための自転車道路整備関連事業として、景観に配慮しつつ実施
- ・市民のコミュニティ活動や交流促進を目的とした「交流広場」を、市民サークルなどに広く提供（利用可能日に対する利用状況では90%超）、また「市民掲示板」のコーナーを提供することで、市民相互の交流が促進
- ・「市民サービスコーナー」で、北広島市のPRや駅周辺のインフォメーション的機能のほか、住民票等の諸証明発行や市役所における各種申請等の一部取扱いを実施し、行政サービスが向上
- ・平日の早朝夜間の窓口サービスに加え、休日（土・日・祝日）を開設したことで、市役所閉庁時の市民サービスの利便性が向上

## 5. 北西部地域開発計画

- ・JR上野幌駅周辺としては、厚別東通の開通により、駅の利用や国道36号方面との交通の利便性が向上
- ・北西部地域の開発は、開発主体となっていた企業の破たん等により開発が困難
- ・地元地権者らによる期成会から提出されたJR上野幌駅周辺の開発計画案について、市街化区域編入などに関して協議中

**<今後の課題>**

1. 本市の将来人口は、各種の推計において少子・高齢化の影響から平成32年頃をピークとして人口減少が始まることが予想されている。したがって、今後のまちづくり計画（市街地形成）は、これまでの人口増加を前提としたまちづくり方針を「コンパクトなまちづくり」に方針転換する必要がある。
2. 既存市街地の良好な住環境を保全するため、容積率・建ぺい率等の用途地域の見直し・検討を行うとともに、宅地の細分化などの住環境悪化を防止する地区計画の導入などについて、地域住民との合意形成を進めていく必要がある。
3. 市の福祉環境整備要綱、バリアフリー法、北海道まちづくり条例等に基づき、公共施設の建設や市道整備などを行なっている状況である。しかしながら、市全体としての福祉環境整備計画がないことから、今後の市街地整備にあたっては、重点地区の指定などの整備計画方針を策定する必要がある。
4. 駅前センター地区や商業業務地区に十分に活用されていない土地がある。地権者との協議などを進めながら、未利用地の高度利用を図る必要がある。
5. 平成20年度に再整備した駅前西口公園は、市の顔として相応しい公園管理が必要である。
6. 大曲幸土地区画整理事業などの市街地整備にあわせ、町名整備及び案内表示板の設置を実施していく必要がある。
7. 地区計画による建築制限等の見直しなど柔軟な対応により、商業・業務施設等の誘導策を検討し、本市の顔となる駅周辺の未利用地の利活用を促進する必要がある。
8. 未利用地の利活用を促進するための商業・業務施設や企業誘致のほか、大学生が市内に住み活動するなど、賑わいのあるまちづくりへの施策の検討も必要である。
9. 自動車駐車場については、より効率的な運営を目指して指定管理者制度が導入されたが、駅東口周辺の空き地を利用した低額の月極駐車場や、燃料費高騰に伴う車離れの影響を受け、利用者が減少している。
10. 西口周辺は、JR北広島西口交通広場の復旧工事において、段差の解消、点字ブロックの補修等を行うことにより、バリアフリーを配慮したものとなるが、駅舎については現在のところホームに連絡するエレベーターは駅員を呼び付けなければ利用できないなど、新バリアフリー法の考え方に即したものにはなっていない状況にある。
11. バリアフリー新法に基づき、北広島駅周辺（北進通線、駅前5番通線、エルフィン通線）の施設整備を行うために、地区指定と基本構想の策定に向けての検討を行う必要がある。
12. 地元地権者らによる期成会から提出されたJR上野幌駅周辺の開発計画案について、市街化区域編入などに関して協議をしており、札幌市やJR北海道と連携して、JR上野幌駅周辺の基盤整備や駅機能の充実を図る必要がある。

## 第2節 住 宅

### 【現計画の基本的方向性】

- 市営住宅及び道営住宅については、市住宅マスタープランに基づき、建替えと居住環境の改善を進める。
- 居住環境の整備を進めるとともに、良好な住環境を保全していく。
- 高齢者・障がい者の住環境の改善を促進していく。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・市営住宅の計画的な建替え整備や道営住宅の整備促進を行うとともに、高齢者・障がい者等の居住環境の向上などを進め、住宅マスタープランに基づく良好な住宅団地の供給を促進した。

### 1. 公営住宅の整備

- ・市営西の里団地は平成23年度までの計画で、78戸のうち、老朽化が進んでいる平屋の17棟62戸を建替え
- ・A棟は3階建てエレベーター付きで高齢者や障がい者へ配慮
- ・平成22年度までに、残るB～E棟26戸をユニバーサルデザインを採り入れて建設する予定
- ・道営住宅は、泉町団地でエレベーターの設置を含めた住宅改善を実施中

### 2. 居住環境の向上

- ・市営住宅の居住環境は、順次進められている建替え事業により向上
- ・道営住宅の居住環境については、泉町団地でエレベーターの設置等を含めた住戸改善により向上

### 3. 住宅地の供給促進

- ・良好な住宅団地の供給については、住居系の市街化区域の拡大に併せて地区計画の導入などを行いながら促進

### ＜今後の課題＞

1. 北の台団地16戸と共栄第2団地126戸については、平成22年度に2団地を統合した建替え事業に着手する予定である。建替えにあたっては、市営住宅では最大規模となることから、周辺との調和等に配慮した団地形成を検討する必要がある。
2. 道営住宅は、「北海道住生活基本計画」において大規模団地の再生を目標に掲げ、管理戸数の縮小と道営北広島団地の再編が検討されている。
3. 高齢者・障がい者の居住環境の向上のため、リフォーム相談・住替え相談の充実が必要である。

4. 北海道による「特定優良賃貸住宅」、「高齢者向け優良賃貸住宅」の建設費及び家賃補助制度が、平成18年4月1日に廃止されたことにより、今後事業者等からの相談があれば、市の事業として検討していく必要がある。
5. UR賃貸住宅（旧公団住宅）の再生・再編方針が平成19年12月に示され、市内3団地のうち1団地が「団地再生(集約化)」、2団地が「用途転換」の方針となり、対応が必要となっている。
6. 少子高齢化社会の到来による人口減少に対応するため、今後の住宅地供給は、新たな住宅地の促進ではなく、既存住宅地の活性化により「子育て世代・高齢者・障がい者」が住みやすい住宅地として再生していくことが求められている。
7. 今後の住宅団地の供給については、少子高齢化の影響による人口減少が進むことから、その必要性は低くなると考えられる。

## 第3節 道路と交通

### 【現計画の基本的方向性】

- 安全で快適な市民生活を確保し、利便性の高い都市活動が営めるよう「羊ヶ丘通」や「札幌南環状道路」など都市間幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路や生活道路の計画的な整備を進める。
- 都市間交通網と市内交通網とのネットワークを強化していく。
- 市内各地区間を結ぶ公共交通の充実を図る。
- 安全性、快適性を十分配慮し、人に優しい歩道や自転車道の整備を進める。
- 市民のレクリエーション、健康増進や広域交流の場として、広域自転車専用道路の整備促進や、サイクリングルートネットワーク化を進める。
- 高齢者や障がい者等の利用しやすい公共交通とするため、利用環境の改善を図る。
- 騒音問題、二酸化炭素や窒素酸化物の削減など環境への負荷を軽減するため、自家用車利用から公共交通利用への転換を促進する。
- 道路延長の増加に対応した冬期間の安全で円滑な交通の確保に努める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・羊ヶ丘通、厚別東通、大曲通などの都市間幹線道路や市内幹線道路、生活道路などの道路整備を実施し、公共交通事業者との協議の推進や、サイクリングロードの整備・ネットワーク化、防雪施設及び融雪施設の整備など除排雪体制の整備などを実施した。

### 1. 市内幹線道路・生活道路等の整備

- ・都市計画道路大曲幸通の新規決定や羊ヶ丘通の延伸を決定、都市計画道路高台通については、周辺土地利用の変更により、道路延長を減じる計画変更を実施
- ・厚別東通が全面開通、大曲通（道道栗山北広島線）の完全4車線化が完成
- ・道央自動車道、国道36号並びに羊ヶ丘通（道道大曲工業団地美しが丘線）の相互のアクセスの向上を図るため、大曲幸通の整備を推進
- ・羊ヶ丘通（道道仁別大曲線）については、市道大曲工場4号線から国道36号までの約1.9kmを事業化。事業化区間の用地買収を実施
- ・羊ヶ丘通の交通量の増加に対応するため、上輪厚大曲線、輪厚仁別線の整備を実施

- ・広島第2工業団地からの国道、道道への物流交通の円滑なアクセスを図るため、西裏線の整備を実施
- ・老朽化が著しい大曲並木3丁目の道路改良や大曲椴山線、駅前1番通線などの駅西口周辺の道路、大曲通などの舗装工事を計画的に実施
- ・西地区を中心に未整備の生活道路の整備を実施（平成20年度末における整備率は概ね90%を予定）
- ・道路交通量調査を実施し、現況交通量やその推移データを道路整備計画に活用

## 2. 公共交通の充実

- ・バス交通に関する市民の要望について北広島市地域公共輸送協議会（市・バス事業者）の場で要望について協議
- ・高齢者や主婦、高校生などの交通弱者の移動手段の確保について、市民委員からなる検討委員会を設置し、市内の地域交通について7項目の意見提出あり（交通環境バリアフリー化、バス路線の変更・見直し、バス停留所の新設、循環型バス路線の検討、交通空白地域の移動手段の確保、福祉サービスの拡充、乗合タクシー）
- ・以上7項目について、課題の整理のため担当部署、各交通事業者などと協議を行うとともに、事業実施の可能性や法的課題などについて、北海道運輸局と協議
- ・検討委員会の報告書を受け、具体的な市の方向性を検討中

## 3. 人にやさしい道路・交通

- ・西の里中学校通線や大曲団地2号線の安全安心な歩道整備を推進
- ・高齢者や障がい者が利用しやすい公共交通の改善策として、北海道中央バス（株）に対し、10台分のバスに乗降補助ステップ設置の補助実施（現在の低床化率は中央バスで98%）
- ・低公害車等導入の普及啓発について「トップランナー機器・自動車」の導入の中で位置づけ実施するとともに、環境ひろばなどを通じて市民に対してPRを実施

## 4. サイクリング・ネットワークの形成

- ・計画当初は起点が札幌市、終点が北広島市の道道札幌北広島自転車道線として整備に着手したが、平成16年2月に起点が札幌市、終点が恵庭市、名称も道道札幌恵庭自転車道線に変更
- ・道道札幌恵庭自転車道線については、札幌市上野幌～北広島駅間の整備が完了し、札幌～北広島駅間の供用を開始
- ・利用者の利便施設として、リンリン広場、学習の森、水辺の広場、自転車の駅を道道札幌恵庭自転車道線沿いに整備開設
- ・エルフィンロードの愛称で親しまれ、マラソンなどのイベント、サイクリングや歩くスキー、通勤、通学にと、市内外の方々に広く活用されており健康増進や交流の場として有効に機能
- ・市内のサイクリングルートと南幌町、長沼町、由仁町、栗山町のサイクリングルートを結び、南空知圏との広域的な観光・交流を促進するよう取組みを推進



## 5. 冬期間交通の確保

- ・車道、歩道とも除雪延長が延伸
- ・風雪や地吹雪による吹溜り対策として、防雪柵 208mを設置
- ・車両の安全走行確保のため、路面凍結防止剤（粒状）散布装置を6基設置
- ・老朽化した除雪トラック1台と小型ロータリー除雪車2台を更新
- ・小型除雪機械貸出事業を開始
- ・市道排雪補助事業は、市街化区域内町内会・自治会の約半数が利用するまでに普及
- ・冬期間における障がい者や高齢者の快適な日常生活を確保するため、ロードヒーティングなどの融雪装置の設置に対して資金の一部を補助

### <今後の課題>

1. 老朽化した市道整備は、計画的に実施しているが財政状況などから改良・補修は一部にとどまっている
2. 長期間未施工の都市計画道路について、第4回パーソントリップ調査結果を基に、北海道が定めた「都市計画道路の見直しガイドライン」に沿って見直しを行う必要がある。
3. 羊ヶ丘通については、道央都市圏で定めた重要幹線の一つとして位置づけられているため、今後、関係機関と市道輪厚中の沢線から恵庭市に向けての延伸ルートを含め協議を進めていく必要がある。
4. 本市における道路は、大規模開発事業等により整備されているものが多く、耐用年数を超えるものが高い割合を占め、老朽化が急速かつ大規模に進行しており、橋梁や照明灯なども同様な状況にある。
5. 現在は、局部的な改修で対応している箇所が大半であるが、安全な交通を確保するため、さらに改良・補修を計画的に進める必要がある。
6. 大曲地区並びに西の里地区の連絡と、道道札幌恵庭自転車道線へのアクセス機能を有する大曲榎山線（農場橋含む）や、大曲東通線の歩道等の整備を検討する。
7. 原油高による燃料費の高騰や利用者の減少で、不採算路線の維持が困難として、今後、バス事業者から減便や廃止の提案が示されることが考えられる。
8. 路線の維持確保を図るためにも、市民要望を踏まえた中で、高齢化社会への対応やバス事業者への行政支援のあり方などを検討する場が求められる。
9. 市内のバス路線は、幹線道路を中心に整備されており、新たな交通システムを検討する上で、既存のバス事業者に与える影響を考慮する必要がある。
10. 公共交通に対する市民要望については、引き続き北広島市地域公共輸送協議会などを通じて協議を行っていく。
11. バリアフリー新法に基づき、JR北広島駅の周辺の施設整備を行うために、地区指定と基本構想の策定に向けた検討を行う必要がある。
12. 温暖化を始めとする地球環境問題、都市・生活型公害に配慮し、環境への負荷が少ない道路・交通環境の整備を、官民一体となって推進していく必要がある。
13. 学習の森、水辺の広場には、電気及び水道が供給されていないことから、必要性の検討を要する。
14. エルフィンロードを核に市内のレクリエーション、観光施設を結ぶサイクリング・ネットワーク化の促進を図るとともに、未整備箇所を解消し、推奨ルートとして市民に広く周知するための標識設置やPRを進め、市民の自転車利用をさらに促進していく必要がある。
15. 除雪業者の経営体力の低下により、除雪組合からの離脱や、除雪車の確保が困難な状況となっており、これらのことは今後も続くことが予想される

16. 市道排雪補助事業は普及してきたが、除雪車の台数が限られ、また、ダンプカーの確保も困難なため、除雪業者ができる施工能力の限界が近くなっている。

## 第4節 情報通信

### 【現計画の基本的方向性】

- 市民、企業等と連携し、総合的な地域の情報化を推進する。
- 豊かな市民生活と活発な都市活動を支える地域情報通信基盤の整備に努める。
- 様々な情報通信メディアを活用し、各種の行政サービスの提供に努める。
- 市民サービスの向上、事務の効率化・高度化に向け、行政事務の情報化を進める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・庁内の行政情報システムの構築、それらを活用した行政サービス提供における利便性向上とともに、地域情報の収集等の機能の高度化などを進めた。

#### 1. 情報通信基盤の整備

- ・全庁横断的な業務に対応すべく総合行政情報システム（財務会計・例規集・グループウェア）を構築し、迅速で的確な行政事務を実施
- ・行政事務の情報化により、情報伝達等の即時性や効率化とインターネットを通じた新たな市民サービスの展開（電子申請等）に寄与
- ・国やその他の公的機関との通信基盤としてLGWAN（ローカル・ガバメント・ワイド・エリア・ネットワーク）接続を完了

#### 2. 地域情報化の推進

- ・広報紙やパンフレット、ホームページのほかコミュニティFMで「市役所情報BOX」と「きたひろ再発見」を放送し、行政情報の伝達手段の多様化を進め、市民との情報共有の拡大に寄与
- ・全庁横断的な業務に対応すべく総合行政情報システム（財務会計・例規集・グループウェア）を構築し、迅速で的確な行政事務を実施（再掲）
- ・地域の情報基盤整備が進み、情報化環境が整備されたのに伴い、図書館ネットワークや生涯学習情報、施設予約や地域SNSなど地域情報系のコンテンツの充実を図るとともに、市民端末の配置やIT講習会の実施など市民向けのサービスを展開
- ・災害情報の収集と伝達のため、北海道の総合行政情報システムのネットワークを配備したことで、衛星回線の通信も可能となり、道からの防災情報等の収集機能が充実
- ・北海道開発局が進めてきた札幌総合防災WANへの接続・設備工事を実施、光ケーブルを利用した河川及び道路情報のリアルタイムの映像が配信されるなど、災害予測等の情報収集に活用

**<今後の課題>**

1. LGWANが整備されたが、行政事務は複数の団体によるシステムの共同構築・運用といった、新たな展開期を向かえており行政手続きの電子化や共同化を検討する必要がある。
2. 通信の高度化・大容量化及び機器の高機能化により、映像や音声などマルチメディアに対応した様々な行政サービスが可能となっている。こうした状況を踏まえながら情報通信基盤整備を進めていく必要がある。
3. 携帯端末の高機能化、CATVや地上デジタル放送等の情報通信メディアの多様化など、情報通信社会の拡大に合わせ地域情報の充実を図りICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）を活用したまちづくりを推進する必要がある。
4. 電波法の改正に伴う周波数の使用制限により、現在使用している防災無線は平成23年5月までに、アナログからデジタルに移行しなければならない。防災無線は非常時の唯一の連絡手段となることから、デジタル方式への整備を平成22年度までに行う必要がある。

**第5節****上水道****【現計画の基本的方向性】**

- 市民が安全で良質な水を安定して利用できるよう水源確保に努めるとともに、必要な施設整備を進める。
- 地震などの災害に備え、耐震性の向上など水道施設全体の安全性を高めていく。
- 安定供給と水質保全のため、老朽施設の更新と改良を計画かつ効果的に進めるとともに、維持管理体制を充実する。
- 適切な財源確保と経営の効率化を図りながら、水道経営基盤を強化していく。

**<推進状況（平成13年度～平成20年度）>**

- ・第5期拡張事業に沿った配水施設の整備と老朽化した配水管の更新事業を進めるとともに、水圧管理と事故対策のため、給水区域のブロック化による配水施設の維持管理体制強化などに努めた。また、適正な財源確保に努め、料金徴収業務の効率化と財務管理の充実強化を図った。

**1. 水の安定供給**

- ・配水管整備、配水池等整備を実施（配水管整備：実施計画延長 27,880mに対して実施延長 33,813m布設、配水池等整備：共栄調整槽と輪厚配水池を建設し供用開始）
- ・配水管の更新事業により、有効率の向上、漏水量の減少に寄与
- ・輝美配水区を共栄調整槽の供用開始により5ブロックに分割したことで、適正な水圧管理と維持管理体制を強化
- ・飲料水等供給施設設置補助を7件実施

## 2. 水道経営基盤の強化

- ・経営の効率化や企業債残高の縮減を実施、今後も適正な財源確保に努め、水道経営基盤の強化を継続的に実施

### <今後の課題>

1. 第5期拡張事業については、平成16年度に実施した事業の再評価に基づき、水需要予測の日最大給水量を下方修正し、事業規模を縮小し事業を継続する。
2. 老朽化した配水管の更新事業を今後も計画的に進めるとともに、施設の整備改良にあたっては耐震性の高い構造とするよう努める。
3. 水道事業は、少子化等に伴い料金収入の増加が見込まれない。
4. 新規水源の開始に伴う費用、施設の更新に要する費用の増加が予想される等、今後の財政運営はより厳しい状況になると考えられる。
5. こうした状況下においても、市民生活と都市活動に欠かすことが出来ないライフラインとしての使命を果たすためには、より一層の経営の効率化を図りながら事業経営を進める必要がある。

## 第6節

## 下水道とし尿処理

### 【現計画の基本的方向性】

- 衛生的で快適な生活環境を形成する上で、下水道は欠かせない施設であり、未整備地区の解消に向けた汚水・雨水管の整備を進める。
- 下水処理センター機能の段階的な増強を図るとともに、改修、更新を計画的に進め、適切な維持管理に努める。
- 経営の健全化に努めながら安定した下水道サービスを供給する。
- 発生汚泥の有効利用についてさらに研究を進める。
- 下水道未整備地区における市民の衛生的な生活環境を保全するため、し尿の収集体制の確保と衛生処理の充実を進める。
- 下水道事業計画区域外における環境浄化を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進する。

### <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

- ・下水道整備については、市街地における衛生的な生活環境を確保し公共用水域の水質を保全するため、処理区域の拡大に合わせ未整備地区の解消、老朽施設や損傷施設の補修を図ってきた。また下水処理センターは、施設の増設や老朽施設の計画的更新を進め、処理能力を高めてきている。

## 1. 施設の整備

- ・汚水管の整備は、処理区域の拡大に合わせ整備を実施（現在95.4%の普及率）

## 2. 維持管理の充実

- ・平成20年度より包括的民間委託を導入し、民間技術を取り入れ、下水処理センターの適切な管理運営を実施

## 3. 経営の健全化

- ・下水道事業経営は、「汚水私費・雨水公費」が基本であり、汚水の処理については、受益者負担により維持管理費や借入金の返済など、資本費算入率100%を目標としているが、現在の資本費算入率は65.9%の状況

## 4. し尿処理の充実

- ・道央地区環境衛生組合により収集体制の確保と衛生処理の充実を図った

### <今後の課題>

1. 雨水管の整備は、幹線を含め計画的に進めてきているが、治水対策と整合性を図りながら整備を進めていくことが必要である。
2. 下水処理センターの処理能力を、流入汚水量に合わせ計画的に高めていく必要がある。
3. 千歳川河川整備計画策定に伴い、東の里地区に遊水地計画が示されたことから、低地帯の下水道計画との整合性を図る必要がある。
4. 発生汚泥については、乾燥汚泥として農林水産省に普通肥料として登録を行い100%緑農地還元を実施しているが、発生量の増加や利用農家の減少等から年々厳しい状況になって来ている。新たな還元先の確保など、新たな処分方法の検討が必要。
5. 原油の高騰により、重油や電力使用料等が値上がりし、処理費に大きな負担増が生じており、新たなエネルギーを確保するなど、運転手法の改革を図る必要がある。
6. 下水処理センターにおいて、生ゴミやし尿・浄化槽汚泥を受け入れて、下水道汚泥との共同処理を計画していることから、新たな処理システムの構築が必要である。
7. 西の里地区において、硫化水素による管の劣化が生じており、経年劣化の状況も踏まえて計画的な管渠施設の改築更新を行う必要がある。
8. 道央地区環境衛生組合構成市町においても厳しい財政状況の下、分賦金の削減を求められており、処理機器の更新、整備等が事業計画どおり施工できなくなっている。
9. 道央地区環境衛生組合処理施設の供用開始以来30年以上が経過し、施設の老朽化が進行している。躯体本体に地盤低下等の原因により亀裂が発生しており、躯体補強を検討していかなければならない。
10. し尿処理施設の更新事業には補助制度がないことから、今後は下水処理施設への投入等（MICS事業）を検討していかなければならない。
11. 国は合併浄化槽の整備を推進するため、市町村が「浄化槽市町村整備推進事業実施要項」に基づき策定する要綱等の内容に従い、設置費用の一部を国庫補助対象（対象経費の1/3）としている。
12. 市は国庫補助事業の目的趣旨に則り、要項等の検討や補助財源の確保に努めてきたところであるが、地域の環境保全や公共下水道の普及状況、市民要望、財政事情等から実施要項の策定までに至っていない。このような状況を踏まえ、支援制度そのものを見直すことが必要となっている。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>13. 合併浄化槽設置整備事業費は、循環型社会形成推進交付金として予算化されているが、国や北海道においてその事業予算額は減額され、補助対象件数も削減されている。</li><li>14. 合併浄化槽は住宅の新築、大規模改築時に設置するケースが多い。その際、設置期間や時期、件数枠などにより補助要件に合わない場合がある。</li></ol> |
|--|

## 第6章

# 力強い産業活動が 展開されるまち

## 第1節 農業

### 【現計画の基本的方向】

- 都市空間と調和した農地の保全と有効活用の促進を図る。
- 中核的な担い手の確保と新たな担い手の創出や育成を図る。
- 都市環境に調和した農業の育成と生産流通形態の多様化を促進させ、経営基盤の安定と強化に努める。
- 農業のもつ多面機能を、まちづくりに積極的に生かす都市型農業の確立に努める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・農業集積による農地の有効利用や、認定農業者の増加、担い手育成事業を進めるとともに、エコファーマー認証の普及拡大や「ひろっこうどん」の開発などの流通振興策や「いちご農園」などを中心とする市民参加型の農地利用を展開した。

### 1. 農地の保全

- ・平成19年度までに中核的農家である認定農業者へ1,138haの農地集積が進み、規模が拡大
- ・交通量の多い農地沿道に景観形成作物ともなる、ひまわり等の地力増進作物種子への助成を実施
- ・就農相談を受けた4戸が新規参入者として約8haの農地を活用。また、新たな市民農園が1箇所開設され多くの市民が活用

### 2. 担い手の育成

- ・農業経営者の高齢化や後継者減少に対し、農業後継者等育成基金により各種研修助成を行い、担い手を育成
- ・認定農業者数は58戸となり中核的農家1戸当たりの経営規模が拡大
- ・職業として農業経営を行うには一定期間の研修による技術取得が必須のため、道央農業振興公社による広域的な研修体制を確立

### 3. 生産・流通の振興

- ・道央クリーン農業推進会議を設置し、エコファーマーの認証を得る取組みを実施（23戸が認定）
- ・経済懇話会の提案で地元農産のニンジンを使った「ひろっこうどん」を開発
- ・長ネギ、ブロッコリーなどの軽量野菜を推奨し生産拡大を実施
- ・恵庭土地改良区の多面的機能維持のため経費補助を行い、農業用施設等の安全な管理を実施
- ・中の沢排水機場を改修し、農業用水の確保と内水対策を実施
- ・農地・水・環境保全向上対策に取り組む東部環境保全会に対し活動費を補助し、農村環境の保全管理を実施

### 4. 都市型農業の展開

- ・観光農園としての「いちご農園」は、平成12年の6戸から12戸と増加。生産者と市民の交流の場となるとともに、面積単位あたりの収益性も向上
- ・農業知識と経験を持った講師による野菜づくり講習会を開催
- ・市内児童親子を対象とした食農教室を開催

#### <今後の課題>

1. 食料生産の基盤となる優良農地を維持、保全することが不可欠であるも、地元の費用負担軽減を検討する必要がある。
2. 後継者不足により農家数が減少し、遊休農地が多く見られる。優良農地の確保と活用にかかる対策が必要である。
3. 千歳川の治水対策に関連して農地消失が見込まれるため、代替地希望者の調整が必要である。
4. 農地利用集積が進んだ後の面的集積を推進することによる農業経営の効率化が必要である。
5. 農業生産法人の設立はあるものの、家族経営的法人が中心である。
6. 新規就農、新規参入の実績はあったが、離農する戸数への充足は大幅に及ばない。
7. 農地の流動化は容易になったものの、農地価格は高値で推移しており、農業機械を含めた資金調達に見込がなければ参入が難しいため、就農への助成検討が必要である。
8. 国の農業政策が大きく転換し、将来を見通し新たな投資や規模拡大することに不安があるため、農家が生産法人等の組織化に消極的である。
9. 各種基盤強化事業への補助を行ったことで、生産性の向上の一助となったが、生産物の価格低迷や生産資材の高騰から農家経済はますます厳しく、安定生産促進のため今後も支援する必要がある。
10. 市民農園は開設した農園のほとんどが利用され需要がある。また、観光農園についても取り組みやすくなった状況である。推進にあたり、農園開設に初期投資が高むことから助成を含めた支援を検討する必要がある。



## 第2節 工業

### 【現計画の基本的方向】

- 市内の工業を振興するとともに、技術力の向上を目的とした事業を推進する。
- 活力あるまちづくりや地域の経済的・社会的発展のため、企業の誘致を強力に押し進める。
- 札幌都市圏が持つ道内産業の中心地としての特性、人口集積地・大消費地としての特性を生かしながら、工業団地の拡大に取り組む。
- 新しい時代に対応した産業の振興に取り組む。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・工業団地の分譲地の販売に取組み、完売するなどの成果を上げるとともに、地域の活性化を図るために企業の人材育成事業に対し、支援を行った。

### 1. 企業の育成

- ・事業の効率性と有効性を確保するために「先端技術者養成事業（移動大学）」と「工業技術ランクアップ事業」を「工業技術向上促進事業」として一本化し、「企業セミナー事業」を加えて実施
- ・北広島市工業振興会が開催する「企業セミナー」を支援するなど、企業の人材づくりを推進
- ・大曲ふれあいプラザの企業の利用実績は年々増加傾向
- ・北広島市中小企業振興条例に基づく中小企業特別融資制度で、市内の中小企業の資金需要に対応
- ・本市を含めた11市4町で「道央圏中核地域活性化協議会」が設立され、企業立地促進法に基づく基本計画を作成したことから、立地企業に対する国の支援策が活用できるようになった

### 2. 企業誘致の推進

- ・積極的な企業誘致活動により、北広島市土地開発公社が所有する分譲地が完売
- ・民間企業が所有する産業用分譲地は、パンフレット作成、企業に対する用地斡旋、情報提供など積極的に協力することにより8割以上の契約が成立

### 3. 工業団地の拡大

- ・工業団地が完売し、全ての企業が操業を開始
- ・雇用の創出や税収確保など、経済の活性化に寄与

### 4. 新しい時代に対応した産業の振興

- ・大曲地区の工業団地を中心に、物流産業や新聞産業が集積

- ・市民や市内の経済界、学識経験者等から構成された「北広島市経済戦略会議」を設置して、新しい時代にふさわしい産業の振興等について議論、検討し、工業分野における12項目の提言を受け、今後の施策展開へ活用

#### ＜今後の課題＞

1. 工業団地内の民間所有の産業用分譲地について、本市へ進出意向のある企業の把握に努め、引き続き用地斡旋等の協力を行い、未利用地の解消に取り組む必要がある。
2. 企業立地の優遇措置において、製造業に限定している現条例の条件緩和など助成措置を見直し、新たな産業への助成等を検討する必要がある。
3. 本市の地理的特性を活かし、地域経済の活性化や地域振興に資するため、輪厚地区に新たな工業団地の造成を進める必要がある。
4. 本市を含む4市1町1村から構成され、食料品、物流関連産業を対象業種とした産業集積を目標に「道央札幌地域産業活性化協議会」が設立されたことから、早急に基本計画を作成し、企業誘致を有利に進めるなど、対象業種が国の支援策を活用できるよう検討する必要がある。
5. 産・官・学の連携による産業振興は、市内企業の関心度は高い。しかし、実現性は低いことから今後は、新産業（新技術・新商品・新サービス）に対する支援策を含めて検討する必要がある。
6. 「北広島市経済戦略会議」において提言された工業分野の事項について、実現に向けた検討を行っていく必要がある。

## 第3節 商業

#### 【現計画の基本的方向性】

- 商業環境の変化に対応した商業近代化など商業振興策を推進する。
- JR北広島駅周辺や中央地域を核に中心地区の形成をめざす。
- 生活圏に密着した利便性の高い地域商業の形成に努める。
- 中小企業や商店の経営の安定と組織の育成・強化に努める。
- 経済情報の発信、提供体制の充実を図る。

#### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・商業活性化連絡会議の設置による総合的な商業振興施策の検討、北広島市経済戦略会議からの提言の施策化、大型小売店出店に伴う環境の変化への対応策の検討など、多面的な取組みを展開した。

### 1. 商業活性化の促進

- ・地域商業活性化計画の推進のため、「北広島市地域商業活性化連絡協議会」を設置したが、状況の変化から具体策の検討が進まなかったことを受け廃止
- ・商工会支援のもと、高齢者を主要顧客とした北広島市高齢者等支援事業推進協会「きたひろさわやかあきないセンター」を発足（平成20年3月31日現在、登録会員727名）

- ・大規模小売店舗立地法の施行と幹線道路の開通により大型店舗の進出が増加したが、その後、まちづくり3法が完全施行され、大型店の進出に一定の規制がかけられた
- ・北広島市経済戦略会議により提言のあった商業分野9項目に対し、商工業振興基本条例の制定、空き店舗利用促進事業、コミュニティビジネス創業支援事業を実施

## 2. 各地域商業の振興

- ・西地区における羊ヶ丘通の延長、西の里地区の厚別東通の開通、大規模小売店舗立地法の施行による規制緩和などにより、同地区への大型集客施設の進出が増加
- ・大型小売店舗、娯楽施設等が新たな地域商圈を形成し、地域住民の消費需要に合致したことで利便性が向上

## 3. 商業経営の安定

- ・中小企業特別融資の利用件数が増加傾向にあり、企業の経営安定に寄与
- ・融資枠の拡大による利便性向上を図り、中小企業・商店の経営の安定に寄与
- ・新規の融資メニューとして「新規創業資金貸付」を新設（19年度までの利用実績5件）
- ・法に基づく小規模事業者の経営相談、指導等により経営改善、安定に一定の効果
- ・住まいに関する市民の課題解決や地域に根ざした事業活動の推進を目的に、建設業を中心とした企業グループに対し、事業費の一部を助成する「住まいのサポート補助金交付事業」を実施
- ・札幌北広島クラッセホテルの開業に際し、地元企業の活用に寄与するとの観点から、地域総合整備財団のふるさと融資を活用し、無利子融資を実施

## 4. 商業団体の育成

- ・各地区の商工業者が連携して、商店街の賑わいと活性化を図る事業（感謝セール、地域のイベント等）を開催し、市民に還元

## 5. 商業環境変化への対応

- ・大型小売店舗立地法の施行や幹線道路の整備等により中の沢地区、大曲地区、西の里地区に大規模集客施設が進出

## 6. 経済情報OA化の推進

- ・北海道や石狩支庁からの情報をファックスで商工会に情報を発信し、商工業者への周知を実施
- ・パソコンとインターネットの普及拡大に伴い、商工会、商業者自身の情報収集能力が向上したことから、市による情報提供は一応の役割を終えている。

### <今後の課題>

1. 高齢者等への対応策について、商業活性化連絡会議で検討を進めているが、事業化には至っていない。

2. 少子高齢化や商店経営者の高齢化、大規模店舗の進出などにより、地域商店街からの撤退、廃業、転出が見られる。また、道内の景気の長期に亘る停滞と公共投資の減少等により、市内の製造業、建設業に撤退、倒産が見られる。
3. 市民の消費の札幌への流出は、市内への大型店舗進出に伴い減少傾向が見られるが、依然として生活必需品を除き市内の商業活動分野の拡大は難しいものとなっている。
4. 北広島市経済戦略会議により提言のあった商業分野9項目に対し、実施していない残りの提言等について、今後施策化の可能性を検討していく。
5. 各商店街振興会、商工会部会の代表者及び市で構成する商業活性化連絡会議において、新たに情報の共有化など意見交換を行い、活性化方策を検討していく。
6. 商工業振興基本条例に基づき、総合的施策を策定し実施していく。
7. 引き続き駅周辺及び中央地域の商業拠点の形成を推進していく必要がある。
8. 近年の原油価格の高騰により中小企業の経営は非常に厳しい状況におかれている。
9. 商工会への支援や事務局長の派遣は、商工会事業の効率化と市との連携強化のため継続する。
10. 商店街構成会員数の減少が課題となっているなか、北広島市商工業振興基本条例の制定により今後の会員数増加が期待される。これにより、事業活動の幅が大きくなると期待されることから、各種事業に対し引き続き支援していく。
11. 大型小売店舗立地法の施行により、市による売場面積や営業時間などの調整が不可能になったことから、審議会の設置は見送られている。現在は、北海道が策定する「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」により、大型店に対して地域貢献計画の提出などが規定されている。

## 第4節 労働環境

### 【現計画の基本的方向性】

- 高齢者の急増、女性の職場進出の進行やパートタイム就労の増加等、労働市場の変化に対応した雇用の促進を図る。
- Uターン、Jターン、Iターン希望者のニーズに対応するため、情報の収集・提供の充実に努める。
- 高齢者が培ってきた知識や経験を生かし、就労を通して地域社会に貢献することを目的としたシルバー人材センターの育成、支援を行う。
- 技能職の資質向上を図るため、技能尊重運動の普及、推進により職業能力の開発促進に努める。
- 安心して働くことができる労働環境を作るため、労働条件を把握し情報の提供に努める。
- 生活の安定と豊かでうるおいのある労働環境を確保するため、働く人たちの交流を促進するなど、福利厚生の充実に努める。

### ＜推進状況（平成13年度～平成20年度）＞

- ・ハローワークからの出張職業相談やシルバー人材センター、技能士会への支援の実施、共同での「地域職業相談室（ジョブガイド）」開設などの雇用促進事業や、各種福利厚生事業の展開を行った。

## 1. 雇用の促進

- ・求職者への情報提供を目的に、ハローワークからの出張相談により職業相談を実施
- ・支援を継続しているシルバー人材センターの活動は、高齢者の社会参加や生きがいづくりに一定の成果があった
- ・技能士会の運営を支援し、職業能力の開発促進、技能職の資質向上に寄与
- ・求職者への利便性を図るため、「地域職業相談室」の誘致に努めてきた結果、北海道労働局とハローワーク東及び市との共同で「地域職業相談室(ジョブガイド)」を開設し、職業相談や求人情報の提供が毎日(土・日・祝日を除く)できるようになったことから、求職者への求人情報の提供が大きく前進
- ・『北広島市季節労働者通年雇用促進支援協議会』が設置され、専門の講師による事業所向けセミナーや職業相談会の開催、求人開拓、求人情報の提供、また就職に有利な資格取得の支援助成等、季節労働者の通年雇用化のための事業を展開

## 2. 勤労者福祉の充実

- ・毎年市内 400 事業所を対象に労働事情調査を実施し、賃金体系、退職制度、福利厚生等、雇用形態の実態を把握、集計結果は市のホームページでの閲覧に対応
- ・市中小企業勤労者福祉共済会を支援し、勤労者の永年加入、還暦祝金、傷病見舞金等の福利厚生事業を展開
- ・「勤労者センター管理運営委員会補助事業」と「勤労者交流大会交付事業」の一本化を図り『勤労者団体補助事業』とし、活動状況等の実態に合った補助事業にスリム化

### <今後の課題>

1. 団塊世代の大量退職に対応するため、高齢者の就業機会や支援を積極的に取り組むシルバー人材センターへの支援を継続していく必要がある。
2. 技能士会は高齢化に伴う会員の減少により活動内容が縮小傾向にあることから、各事業所等への呼びかけを図る等、若年層の会員拡充に努める必要がある。
3. 「地域職業相談室」を一層PRし、求職者への周知を図り、利用しやすい相談室に努め利便性をさらに図る必要がある。
4. 国の対応を考慮に入れながら季節労働者雇用促進事業への対応を検討する必要がある。
5. 労働事情調査については、回収率が35パーセント前後であり、回収率を上げるためにも、さらに事業所への協力依頼も含め周知を図る必要がある。
6. 市中小企業勤労者福祉共済会については、景気低迷による脱会事業所があることから、共済会事業のPR活動も含め、新規加入事業所の発掘に努める必要がある。
7. 「中小企業勤労者福祉共済会支援事業」、「勤労者団体補助事業」について、北広島市商工業振興基本条例(平成20年11月1日施行予定)第4条の「市の責務」の中で、「勤労者の福利厚生の増進」が謳われていることから、今後についても継続していく必要がある。



## 子育て支援プラン

### 【現計画の基本的方向】

- ・少子化、核家族化、都市化など、家庭や子どもをとりまく環境の変化が進んでいる。安心して子どもを生み育てられるように、また、明日を担う子どもたちが健やかに成長することができるように、子育て支援を重点プランとして位置づけ、母子保健や児童福祉、保育環境、豊かな人間性や創造力を育む教育環境、安全に遊び、スポーツができる公園や緑地の整備など、総合的な対策を進めていく。あわせて、まち全体で温かく子育てを応援する地域社会づくりをめざしていく。

### <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

#### 安心して育てられる

- ・平成11年3月に策定した「北広島市児童育成計画」を引継ぎ、平成17年3月に「北広島市次世代育成支援対策推進行動計画」を策定
- ・妊婦健康診査の費用助成の拡大、全新生児の訪問、乳幼児等医療の助成拡大など安心して出産・育児ができるよう支援を充実
- ・ファミリーサポートセンター事業を開始し、市民の自主的な共同育児や交流を促進
- ・保育園での延長保育や一時保育を開始、さらに実施箇所や利用時間の拡大を行って親が安心して仕事を続けられるための機能を充実
- ・日常生活の中で子どもの人権が理解、尊重されるよう「子どもの権利条例」の制定に向けて、平成18年1月に子どもの権利条例検討委員会を設置し、条例素案を策定中

#### 緑あふれる安全な都市環境で育てる

- ・子どもたちが安心して遊ぶことができる公園は、豊かな自然を生かし親しめる公園として、大曲東公園や輪厚自然公園などの都市公園や街区公園の整備を実施
- ・平成16年10月に供用開始されたエルフィンロードでは、自転車の駅、水辺の広場、学習の森などが整備され、レクリエーションの森を含め、森林浴や自然観察、サイクリングやウォーキング、マラソン、歩くスキーなど、スポーツ・レクリエーションの場として、子どもから高齢者まで幅広く活用

#### 充実した教育環境がある

- ・平成15年に幼児教育特区の認定を受け、幼児の早期入園を促進し社会性の涵養や健全な成長を促進
- ・子育て支援の一環として、幼稚園が実施する満2歳児を対象とした「子育て支援事業」に参加する保護者の負担軽減を目的に、幼稚園就園準備金の交付を実施

- ・小学校、中学校では地域学習、福祉、人権、平和、環境のほか、小学校では英語活動、中学校では職場体験などの授業を、総合的な学習の時間において各学校で創意工夫のもと実施
- ・平成 18 年度からは、保護者及び地域の人材が、学校を支援するボランティア活動に参加しやすくすることを目的として、学校支援ボランティア制度事業を導入し、毎年 100 名以上の地域の方々や保護者がボランティアとして、校内環境整備や本の読み聞かせ、図書館整備等の学校支援に参加
- ・学童クラブは整備充実と開所時間の延長を実施し、放課後児童の適切な遊び場、生活の場を提供することで、親が安心して仕事を続けられ、児童の健全な育成を促進

### みんなでサポートする

- ・平成 14 年度に青少年課を設置し、こどもサポートセンターとして各種相談業務や不登校対策事業等を実施（いじめ・不登校、問題行動の早期発見、未然防止）
- ・いじめ・不登校の問題解決のため教育相談員のほか、小学校には「子どもと親の相談員」、中学校に「心の相談員」を全小中学校に配置し相談体制を整備
- ・各健全育成連絡協議会においては、それぞれ青少年の健全育成に係る事業を展開し地域交流を推進
- ・地域では 20 団体が、安全・安心のためのパトロール活動を展開
- ・児童虐待については、「要保護児童対策地域協議会」を設立し、協議会を中心に虐待の早期発見、未然防止に取組み



## ともに支えあう 地域プラン

### 【現計画の基本的方向】

- ・このまちで生まれ育っていく子どもたち、このまちに住み、年を重ねていくお年寄りたち、だれもが生きる喜びに満ちて暮らしていける地域社会。それはお互いを尊重しあい、支えあいながら、ともに生きていくという市民一人ひとりの意識や行動の中から生まれてくる。
- ・市内では、いまボランティア活動やコミュニティ活動を通じて積極的に地域社会に関わる人々が増え、また、NPOによる活動も始まっている。地域の中に目を向け、お互いに助けあい、支えあうことを、重点プランとして位置づけ、安全に、安心して暮らせるよう、自主的な市民の活動を支援し、さらに活動の輪を広げながら、ともに支えあい、生きる温かい地域社会づくりを進めていく。

### <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

#### 安全・安心の地域づくり

- ・社会福祉協議会、地区福祉委員会を中心とする小地域ネットワーク事業や高齢者支援センターを中心とする地域ケア会議などが中心となって、ネットワークづくりが進められ要援護者の支援を実施
- ・子育てでは、平成19年8月にファミリーサポートセンター事業を開始し、子育てをしている保護者を地域ぐるみで応援する制度として、会員数も増え、制度が浸透
- ・各健全育成連絡協議会が中心となり、青少年の健全育成に係る事業を展開し地域の安全・安心のためパトロール活動を実施
- ・防災教室や出前講座などを通じ、地域における自主防災組織の設立を促し、組織育成を促進
- ・市営住宅の建替えなど公共施設のユニバーサルデザイン化を推進

#### ふれあい・交流の地域づくり

- ・住民集会所の新築や大曲の「ふれあい学習センター」の建設など、コミュニティの環境づくりを進め、地域住民に活用され連帯感が醸成
- ・レクリエーションや趣味の活動などを通じ、高齢者の閉じこもりの防止や介護予防を図っているボランティアによるミニデイサービスの運営を支援
- ・フレンドリーセンターでは、障がい者と健常者による陶芸教室やクリスマス会などを通じて、学び、交流する場を提供



## 連携・協働のまちづくり

- ・ 公益活動団体と行政が対等な立場で協力できる協働型社会の実現に向けて、協働の基本的な考え方、促進方策のガイドラインとなる「公益活動団体との協働指針」を策定
- ・ 協働の担い手となる人材の育成及び活動の支援を目的に、市民、市民活動団体を対象としたNPOセミナーを平成18年度から開催（参加者の中からNPO法人認証取得団体があり）
- ・ 高齢者や障がい者への福祉サービス委託などによりNPOとの連携を図るとともに、規制緩和による民間企業の福祉事業への参入が増加
- ・ 「北広島市公園等里親制度実施要綱」を定め、平成20年度から市内の一部の公園緑地について市民による清掃活動がスタート



# まちの顔づくりプラン

## 【現計画の基本的方向】

- ・まちにも個性と表情をもった顔が必要である。JR北広島駅から中央地域一帯は、交通の結節機能、大型商業施設や金融機関などの商業・業務機能、市役所などの行政機能、芸術文化ホール、図書館などの文化・学習機能、エルフィンパークの集客・交流機能等が集積し、市民の生活文化の中心拠点としての役割を担っている。広域的で多彩な交流や活動の拠点として、さらに求心力を高めるために、顔づくりを重点プランとして位置づけ、各種の施設誘導や機能の向上を図るとともに、人々の交流を通じた豊かな地域文化の形成、本市のイメージアップを図る事業の展開や情報発信を進めるなど、個性的なまちの顔づくりを進めていく。

## <推進状況（平成13年度～平成20年度）>

### 交流・文化の顔づくり

- ・ふるさと祭りやふれあい雪祭り、はまなす杯全国中学生空手道選抜大会の開催など広域的で多彩な事業を展開
- ・芸術文化ホールやエルフィンパークにおいて、各種の講演会やコンサート、市民団体によるフリーマーケットや各種展示会、地元農産品の即売会などが開催され、市民同士の交流が促進
- ・地域の芸術文化活動を支援し、企業とも連携しながら個性ある地域文化の創造と発信を推進

### 交通機能を生かした顔づくり

- ・JR北広島駅を利用する交通では、札幌市や新千歳空港への利便性が充実し、バス路線との結節も向上
- ・駅周辺では土地の高度利用を図り、民間事業者に対し優良建築物等整備事業を導入して支援を行い、高層マンションと公共駐車場を建設（パークアンドライドや芸術文化ホール等の公共施設の利用にも対応）
- ・駅前西口公園については、道道札幌恵庭自転車道線との広域的ネットワーク形成のため景観に配慮しながら整備を実施

### にぎわいの顔づくり

- ・JR北広島駅東口周辺においては、民間資金を活用した優良建築物等整備事業により、集合住宅と商業・業務施設が建設され、中心地区としての機能が向上

- ・ J R 北広島駅西口広場は仮復旧となっていたものを本復旧することで機能を回復させることとしバリアフリーにも対応させるべく整備を実施



## 共生の森プラン

### 【現計画の基本的方向】

- ・本市は、まちの中央部や周辺部に国有林、民有林を合わせ約 4,500ha の森林を抱え、その豊かな緑は市民の暮らしにとけ込み、独特の都市の風景をつくり出している。特に中央部の国有林は、分割払下げの阻止など和田郁次郎ら先人たちの努力により守られてきた歴史をもつ貴重な遺産である。
- ・樹木や草花、野鳥や小動物を育み、新鮮な空気と安らぎをもたらす貴重な命の森。わたしたちは美しい都市景観をかたちづくり、暮らしにゆとりとうるおいを与えてくれるこの貴重な森林を、人と自然環境の「共生の森」として、重点プランに位置づけ、いつくしみ、守りながら、人と森が描く美しいまちづくりを進める。

### <推進状況（平成 13 年度～平成 20 年度）>

#### 森を守り、育てる

- ・平成 16 年度に緑の基本計画を策定し、公共施設の緑地から事業所や個人の庭先までの民有地の緑を対象として、市民・事業者・行政の連携・協働により緑豊かなまちづくりを推進
- ・市民植樹祭や花いっぱい運動など、市民参加による森づくりや花壇づくりを通じて緑化思想の啓発を展開
- ・良好な自然緑地を保全するため、南の里の北海道所有地を平成 17 年度に特別緑地保全地区に、仁別三島地区の市有林を平成 18 年度に水源涵養保安林に指定
- ・民有林においては、森林整備対策事業の補助制度を活用し、森林環境の保全を推進
- ・森林整備地域活動支援事業により森林所有者による適切な森林の状況確認、下刈等の活動が実施され、森林の有する多面的機能が確保

#### 森に親しみ、共に生きる

- ・まちの中央部にある国有林を中心とした森と緑を生かした創造の森ゾーンの整備は、多くの市民が自然の中で利用できる施設や環境づくりを推進
- ・緑豊かな野幌原生林を通過する道道札幌恵庭自転車道線の沿線には、自然観察や森林浴体験が楽しめる学習の森や、小川を利用した水辺の広場を整備し、自然と親しめる環境づくりを実施
- ・里山林の整備として、市内で設立された森林ボランティアの活動に対して機材の貸出など支援を行い、自主的で活発な活動が展開
- ・平成 19 年に策定した森林施業計画に基づき、富ヶ岡地区の森林で、森と人がふれあう里山林を目指し、森林ボランティアと補助金導入による森林整備や森林学習等を実施



# サイクリング・ ネットワークプラン

## 【現計画の基本的方向】

- ・整備が進められている道道札幌北広島自転車道は、JR北広島駅と中央市街地、共栄地域、西の里の国有林隣接地を結び、札幌市中心部の豊平川河畔に至る全長 21.2km の路線である。周辺の豊かな自然を満喫しながら、市内の地域間や、本市と札幌市の間を行き交うサイクリングを気軽に楽しむことができるほか、四季折々のスポーツ、レクリエーションを通して人々の新たな交流が生まれるサイクリングロードである。
- ・市では周囲に広がる森を活用し、自然観察や森林体験が楽しめる「学習の森」、小川を利用した「水辺の広場」、市街地近くの休憩場である「センターパーク」などの施設を自転車道の沿道に整備していく。この自転車道を軸に市内のレクリエーション施設などを自転車歩行者専用道路で結ぶサイクリング・ネットワークを重点プランとして位置づけるとともに、さらに近隣自治体の自転車道等との連結による広域的なネットワークづくりをめざす。

## < 推進状況（平成 13 年度～平成 20 年度） >

### 自転車利用環境の整備

- ・平成 9 年度から札幌市上野幌～北広島駅間の整備に着手し、平成 16 年 10 月にエルフィンロードの愛称で供用開始
- ・自転車道利用者の利便施設として、平成 13 年度にセンターパーク（リンリン広場）、平成 15 年度に学習の森、平成 16 年度に水辺の広場、平成 18 年度に自転車の駅を沿道に整備開設
- ・平成 11 年度に自転車利用環境整備モデル都市に選定され、平成 12 年度に北広島市自転車利用環境整備基本計画を策定

### 自転車で広がるネットワーク

- ・エルフィンロードでは市民のみならず市外からの参加のもと、マラソン大会や歩くスキーなどのイベントが開催
- ・サイクリングや通勤・通学など市内外の方々に広く活用されており、健康増進や交流の場として定着
- ・市民の自転車利用を促進するため、JR北広島駅東口及び「自転車の駅」でレンタサイクルを実施
- ・道央馬追サイクルネットワーク構想は、市内のサイクリングルートと南幌町など南空知圏との広域的な観光・交流を促進する取組みの検討



## 東地区

### 【現計画の基本的方向】

- ・東地区は、東部市街地、北広島団地、共栄と北の里の工業団地を含む一帯の地区で、本市における行政、文化、商業・業務、交通などの中核的機能をもつ地区とする。
- ・中の沢においては、道都大学の機能を生かし、学生が行き交うエリアにふさわしい市街地の形成に向けて、土地利用を促進する。
- ・道道江別恵庭線の東側地域においては、住居、商業・業務など市街地に厚みをもたせるため、計画的な土地利用を促進する。
- ・東部稲作地帯については、昭和53年（1978年）から道営ほ場整備事業が実施され、総合的な土地基盤整備が図られている。今後も、良質米の作付けを進めるとともに、畑地利用も可能な土地基盤づくりに努め、転作作物の収益化をめざす。
- ・国道274号、道道江別恵庭線のもつ交通・輸送機能を生かし、工業団地及び周辺地域における工業・流通系の土地利用を促進する。
- ・JR北広島駅周辺と中央地域の一帯を、市の顔にふさわしい地域とするため、駅西口交通広場の整備等のほか、民間活力を導入して、商業業務施設の誘導や優良な住宅の集積、公共駐車場の整備を促進する。
- ・JR北広島駅を中心とした北広島団地、東部市街地のエリアで、札幌北広島自転車道を基軸に、「自転車利用環境整備モデル地区」としての施設整備、環境整備を進める。
- ・JR北広島駅を中心とした交通結節機能を生かし、南空知圏を含めた交通の拠点としての機能を高めていく。
- ・西裏線、共栄南1号など地区内の道路整備を進める。
- ・宿泊施設やホール機能をもつ地区として、広域的なイベントの開催やコンベンションの誘致を積極的に進め、本市の活性化を促進する。
- ・千歳川の総合的な治水対策を関係機関と連携し促進するとともに、河川防災ステーションなどの整備を促進する。
- ・北広島レクリエーションの森、総合運動公園、平和の灯公園、輪厚川親水空間、札幌北広島プリンスホテル周辺、ふれあい公園、緑葉公園、竹山高原温泉、きたひろサンパークなどを含むエリアを創造の森ゾーンとして、自然と創造の調和した環境づくりを進める。
- ・住宅マスタープランに基づき、市営住宅の環境整備を進める。
- ・市民の利便性やまちづくりとの整合性に配慮しながら、市役所新庁舎の整備に取り組む。

## ＜推進状況（平成 13 年度～平成 20 年度）＞

- ・中の沢地区は、第 5 回区域区分の見直しで 11.2ha を新たに市街化区域に編入
- ・東部稲作地帯は、ほ場の排水不良解消のため、千歳川浚渫土の転作田等への客土利用費用の支援を実施
- ・転作作物の品質向上と生産性安定のため、転作田の暗渠排水整備費を助成し品質向上と収穫量に寄与
- ・工業団地及び周辺地域における工業・流通系の土地利用の促進については、主要幹線道路の国道 274 号、道道江別恵庭線の道路交通機能を生かし、製造業を中心とした企業誘致を展開
- ・JR 北広島駅東口に、集合住宅と商業・業務施設が建設され、本市の中心地区としての機能が向上
- ・JR 北広島駅東口の自動車駐車場が整備され、通勤通学者や公共施設利用者の利便性が向上
- ・JR 北広島西口交通広場は、仮復旧となっているものを本復旧することで機能回復に努め、バリアフリー等にも対応
- ・道道札幌恵庭自転車道線については、札幌市上野幌～北広島駅間の整備が完了し、札幌～北広島駅間の供用を開始
- ・利用者の利便施設として、リンリン広場、学習の森、水辺の広場、自転車の駅を道道札幌恵庭自転車道線沿いに整備開設
- ・平成 12 年 7 月に東部及び北広島団地地区を対象として「北広島市自転車利用環境整備基本計画」を策定し、この計画に沿って札幌北広島自転車道線、メイプル通、北広島幹線緑道、南 9 号線、工業団地 1 号線の整備延長 7.70km、自転車駐車場 5 箇所及びレンタサイクルステーション 1 箇所を整備
- ・地区内の主な道路整備として、西裏線、共栄南 1 号線の整備を実施
- ・市観光協会で実施している「ふるさと祭り」「ふれあい雪まつり」については、事業内容を見直しながら集客力の向上に努め、積極的に市内事業者を活用することにより地域経済の活性化に貢献
- ・平成 18 年 11 月にプリンスホテルの閉鎖があったが、平成 20 年 4 月に「札幌北広島クラッセホテル」として開業されたことにより、全国、全道レベルの会議やイベントを開催する機能が大幅に向上
- ・千歳川河川整備計画の策定を受け、千歳川流域の自治体及び関係機関で構成する千歳川流域治水対策協議会は、総合的な治水対策を推進するための施策を示した「千歳川流域治水対策整備計画」を平成 18 年 7 月に策定
- ・洪水時の水防活動拠点や防災資機材の保管施設、防災に関する啓発の拠点となる北広島市防災センターを平成 17 年度と 18 年度で建設。19 年度は防災資機材の大半を備蓄したほか水防訓練を実施し、20 年は台風災害を想定した防災訓練を実施
- ・エルフィンロードは、自転車の駅、水辺の広場、学習の森などが整備され、レクの森を含め、森林浴や自然観察、サイクリングやウォーキング、マラソン、歩くスキーなど、スポーツ・レクリエーションの場として、子どもから高齢者まで幅広く活用
- ・札幌北広島プリンスホテルと同ゴルフ場は平成 19 年にパシフィック・ゴルフ・プロパティーズ株式会社に売却されたが、ホテルについては新たに温泉施設を増設し、ゴルフ場とともに引き続き運営
- ・富ヶ岡地区の市有林は、平成 19 年 4 月に森林施業計画を策定し、自然観察や自然とふれあう場として整備を開始
- ・サンパークパークゴルフ場は、平成 19 年に 18 ホールを増設
- ・緑葉公園を含む北広島団地周辺の緑地や総合運動公園については、景観保全や市民相互のふれあいと交流推進を目的として、平成 21 年度から整備を予定

- ・市役所新庁舎の整備について、ワーキンググループや副市長を委員長とする新庁舎建設庁内検討委員会などで検討
- ・年齢による人口の偏りが著しい北広島団地の活性化について、北広島市都市計画審議会に対し諮問し、「北広島団地活性化に向けた提言」として答申を受理

#### ＜今後の課題＞

1. 市民の交流や商業・業務施設の誘導を図るため、ホテルやレストランの建設などの構想も浮上したが、交流の促進や集客性、土地の高度利用につながらないことなどから実現に至らなかった。
2. 駅前センター地区や商業業務地区に十分に活用されていない土地がある。地権者との協議などを進めながら、未利用地の高度利用を図る必要がある。
3. 地区計画による建築制限等の見直しなど柔軟な対応により、商業・業務施設等の誘導策を検討し、本市の顔となる駅周辺の未利用地の利活用を促進する必要がある。
4. 未利用地の利活用を促進するための商業・業務施設や企業誘致のほか、大学生が市内に住み活動するなど、賑わいのあるまちづくりへの施策の検討も必要である。
5. 自動車駐車場については、より効率的な運営を目指して指定管理者制度が導入されたが、駅東口周辺の空き地を利用した低額の月極駐車場や、燃料費高騰に伴う車離れの影響を受け、利用者が減少している。
6. エルフィンロードを核に市内のレクリエーション、観光施設を結ぶサイクリング・ネットワーク化の促進を図るとともに、未整備箇所を解消し、推奨ルートとして市民に広く周知するための標識設置やPRを進め、市民の自転車利用をさらに促進していく必要がある。
7. 自転車利用環境整備モデル都市に指定され整備計画を策定した路線の中に未施工区間がある。今後は、北広島市自転車利用環境整備基本計画の再考する必要がある。また、札幌恵庭自転車道線については、恵庭市までの延伸が決定されているが、具体的なルートについては関係機関等で協議中である。健康・環境志向の高まりから、札幌恵庭自転車道線の早期完成を図り、市内のサイクリング・ネットワークと結節していく必要がある。
8. 観光協会への支援と連携により、コンベンション事業の誘致等に努め、地域の活性化を図る必要がある。
9. 千歳川流域の自治体及び関係機関と連携して、計画に基づく総合的な治水対策の早期達成を、引き続き強く国に働きかけていく必要がある。
10. 北広島市防災センターの今後については、引き続き防災講座や研修などを実施するとともに、施設のアピール強化に努め、災害時以外の平常時の利活用を図っていく必要がある。
11. 創造の森ゾーンは、緑葉公園を含む北広島団地周辺の緑地や総合運動公園の整備を予定しているが、次期計画においては創造の森ゾーンの取扱いを整理する必要がある。また多くの市民が利用し憩える場所として定着するよう、事業の実施やPR等を進めていく必要がある。
12. 他の公共施設等の整備や厳しい財政状況等を考慮しながら、新庁舎の規模・機能を検討するとともに、市民参加条例が制定されることから、庁舎建設に関し市民意見を反映する手法の検討も必要である。
13. 北広島団地の活性化について、北広島市都市計画審議会からの提言をもとに活性化計画の策定など具体的検討を進めていく必要がある。





## 西地区

### 【現計画の基本的方向】

- ・西地区は、大曲市街地、輪厚市街地、大曲工業団地を含む一帯の地区で、交通の利便性を生かした高い産業機能、居住機能をもつ職住近接型の地区とする。
- ・都市の機能を高めるため、既存市街化区域内の未整備地区を含め、計画的な土地利用を促進するとともに、商業・業務機能の充実を図る。
- ・地区内の人口増加に対応し、道路・公園、下水道、消防機能など公共・公益施設の整備を進め、市街地としての成熟を図る。
- ・国道 36 号、道央自動車道など、道央圏の交通の要衝という地理的条件を生かした産業機能を高めるため、工業・流通系の土地利用を促進する。
- ・交通の利便性に恵まれていることや長年にわたる産地形成の取組みにより、ダイコン、ニンジンなど市場性の高い野菜の生産が進められており、今後は、軽量野菜の導入も含め、集約的な農業の確立を図る。
- ・輪厚中央通、大曲椴山線など地区内の道路整備を進める。
- ・交通渋滞の緩和と都市機能の向上を図るため、「羊ヶ丘通」の整備を促進する。
- ・大曲地域に、複合的なコミュニティセンターを整備し、地域のコミュニティの醸成や市民活動の活性化を図る。
- ・人口が増加している輪厚地域のまちづくりと整合性を図りながら、西部小学校の整備を進めていく。
- ・輪厚地域の市営住宅の建て替えを行い、居住環境の改善を図る。
- ・北海道の開拓の歴史を伝える貴重な史跡である「旧島松駅通所」「クラーク記念碑」「寒地稲作発祥の地の碑」をもつ地区として、歴史や風土を生かした環境の整備などを図っていく。
- ・豊かな自然に抱かれ、スキー場、キャンプ場、ゴルフ場等の施設をもつことから、都市近郊のレクリエーション・レジャーズーンとしての機能を高めていく。
- ・道央自動車道の機能を生かし、輪厚パーキングエリア周辺の開発の可能性を検討していく。

### <推進状況（平成 13 年度～平成 20 年度）>

- ・平成 17 年度に大曲幸地区の土地区画整理事業に着手し、商業・業務系、住居系の土地利用計画に沿って、都市計画道路(大曲幸通)、区画道路、公園等公共施設の整備が実施
- ・羊ヶ丘通の開通や土地区画整理事業により、大曲地区の工業団地では物流産業や新聞産業が集積するとともに、大型小売店舗の立地が進み新たな地域商圈を形成
- ・幹線道路網については、都市計画道路大曲幸通、羊ヶ丘通などを計画的に整備
- ・地区内の道路整備では、大曲通の 4 車線化、上輪厚大曲線、輪厚仁別線の整備を実施
- ・大曲並木 3 丁目の道路改良及び大曲椴山線、大曲通などの舗装工事を計画的に実施
- ・平成 19 年度に国道 36 号から道道栗山北広島線を結ぶ輪厚中の沢線の歩道整備に着手
- ・道央自動車道の輪厚パーキングにスマートインターチェンジが道内で初めて開設されることとなり、平成 20 年度において市道 2 路線の新設工事を実施

- ・「輪厚パーキングエリア複合プロジェクト」は、民間事業者の計画について引き続き検討を実施
- ・平成 13 年度に市営住宅輪厚団地が完成。平成 14 年度には、輪厚児童センターとの合築による集会所の建設と市道輪厚公住線の整備を実施
- ・豊かな自然を生かし市民が親しめる公園として、大曲東公園、輪厚自然公園の整備を実施
- ・平成 15 年度に、高規格救急車(1 台)を消防署大曲出張所に導入
- ・児童の健全な遊び場を提供し、健康の増進を目的として、平成 15 年度に輪厚児童センターを開設（平成 19 年度年間利用者：約 1 万 4 千人）
- ・平成 18 年度に大曲児童センターを開設（19 年度年間利用者：約 1 万 5 千人）
- ・西部小学校は施設の老朽化が著しいことから、移転改築に着手し平成 18 年 1 月に開校
- ・西部小学校の開校に合わせ、図書館を地区図書館としての機能を持たせ地域に開放
- ・旧島松駅通所周辺は、平成 20 年度に市有林に隣接した土地を取得し、今後休憩施設や広場の整備を行い、自然の風景と歴史的遺産を一体化して楽しむ空間の創造を図っていく予定
- ・平成 18 年 3 月に大曲に複合的コミュニティセンター「ふれあい学習センター」を整備
- ・平成 18 年度に西部生涯学習振興会、平成 20 年度に大曲生涯学習振興会を設立し、地域での生涯学習活動が主体的に展開できるよう運営体制を見直し、支援を実施
- ・旧西部小学校敷地内の輪厚住民プールは、平成 19 年度移転新築のため用地取得を実施

#### ＜今後の課題＞

1. 羊ヶ丘通については、道央都市圏で定めた重要幹線の一つとして位置づけられているため、今後、関係機関と市道輪厚中の沢線から恵庭市に向けての延伸ルートを含め協議を進めていく必要がある。
2. 大曲地区並びに西の里地区の連絡と、道道札幌恵庭自転車道線へのアクセス機能を有する大曲鍛山線（農場橋含む）や、大曲東通線の歩道等の整備を検討する必要がある。
3. 大曲幸土地区画整理事業などの市街地整備にあわせ、町名整備及び案内表示板の設置を実施していく必要がある。
4. 旧西部小学校敷地に関して、跡地利用について検討していく必要がある。
5. 消防署大曲出張所の移転・新築のため、今後適地を選定し用地を取得する予定であるが、建設時期や施設機能について検討が必要である。
6. 輪厚パーキングエリア周辺の開発の可能性について、民間事業者の計画等引き続き検討を行っていく必要がある。



## 西の里地区

### 【現計画の基本的方向】

- ・西の里地区は、住宅地としての機能を中心に、国道 274 号の沿道利用による流通系や工業系などの産業機能をもつ地区とする。
- ・計画的な土地利用や既存住宅地の整備を促進するとともに、住民の利便性向上のため、商業・業務機能の充実を図る。
- ・各種の福祉施設が立地しているノーマライゼーション推進地区として、ともに支えあう地域づくり、人にやさしいまちづくりを積極的に進める。
- ・北西部地域開発にあたっては、情報通信、保健・医療・福祉、エネルギー、生活関連などの研究開発を中心とした企業等の誘導を図るとともに、西の里地区の利便性の向上や雇用の場を創出するため、J R 上野幌駅周辺の基盤整備の充実と商業・業務施設等の立地を促進する。また、交通の利便性を生かし、住宅地としての土地利用を促進する。
- ・消費市場に近い地理的条件に恵まれ、野菜や花きを中心とした生産が行われている。今後は、地区の実情に合わせ、都市住民との交流を中心とした産地直売、市民農園、観光農園などの展開を図る。
- ・市街地整備の進展や人口増加の状況等により、コミュニティ施設などの公共・公益施設の充実を図る。
- ・大曲鍛山線、西の里中学校通線など地区内の道路整備を進める。
- ・J R 上野幌駅へのバス乗り入れなど、交通結節機能の強化や地区内交通機能の整備を促進する。
- ・住宅マスタープランに基づき、市営住宅の環境整備を進める。
- ・地区内に広がる国有林は、市街地の身近にある貴重な森林として、人と自然環境の共生を図りながら保全していく。
- ・地区内を通る札幌北広島自転車道の整備とあわせて、周辺の自然環境を生かした「学習の森」や「水辺の広場」等の関連施設の整備を行い、東地区や札幌市との交流を積極的に促進する。

### < 推進状況（平成 13 年度～平成 20 年度） >

- ・市街化区域の拡大に伴い、平成 14 年度に「西の里南」と町名・町界整備を実施するとともに案内表示板の設置を実施
- ・新市街地の形成については、第 5 回区域区分の見直しで、既存住宅地の西の里の南地区 11.3ha を新たに市街化区域に編入
- ・西の里南地区の污水管の整備については、平成 22 年度に概ね終了予定
- ・J R 上野幌駅周辺としては、厚別東通の開通により、駅の利用や国道 36 号方面との交通の利便性が向上
- ・西の里中学校通線について、安全安心な歩道整備を実施
- ・自転車道は、計画当初は起点が札幌市、終点が北広島市の道道札幌北広島自転車道線として整備に着手したが、平成 16 年 2 月に起点が札幌市、終点が恵庭市、名称も道道札幌恵庭自転車道線に変更

- ・利用者の利便施設として、リンリン広場、学習の森、水辺の広場、自転車の駅を道道札幌恵庭自転車道線沿いに整備開設
- ・エルフィンロードの愛称で親しまれ、マラソンなどのイベント、サイクリングや歩くスキー、通勤、通学にと、市内外の方々に広く活用されており健康増進や交流の場として有効に機能
- ・市営西の里団地は平成 23 年度までの計画で、78 戸のうち、老朽化が進む平屋の 17 棟 62 戸を建替え。A 棟は 3 階建てエレベーター付きで高齢者や障がい者へ配慮。平成 22 年度までに、残る B～E 棟 26 戸をユニバーサルデザインを採り入れて建設する予定
- ・西の里会館は、障がい者や高齢者が出入り口、廊下等を円滑に利用できるようなエレベーターの設置など改修工事を実施
- ・平成 20 年に虹ヶ丘集会所を新築
- ・施設が狭隘となっていた西の里小学校の地震補強工事を含む大規模改造工事を実施し、安全で安心な教育施設環境を整備
- ・西の里中学校は、教育環境整備と教育効果向上のため、平成 21 年度完了を目処に、特別教室を主とした校舎棟の増築と耐震補強、大規模改修事業を実施中
- ・西の里地区に生涯学習振興会を設立し、地域での活動が主体的に展開できるよう運営体制を見直し、適切な支援を実施
- ・施設が老朽化した西の里保育園の園舎改築に対する施設整備の補助を実施
- ・西の里保育園において平成 21 年度から「地域子育て支援センター」と「一時保育」の開始を予定

#### ＜今後の課題＞

1. 北西部地域の開発は、開発主体となっていた企業の破たん等により開発が困難となり、総合計画での構想を実現することは不可能となったことから、今後は J R 上野幌駅周辺整備に重点を置き民間開発の実現を図る必要がある。
2. 地元地権者らによる期成会から提出された J R 上野幌駅周辺の開発計画案について、市街化区域編入などに関して協議をしており、札幌市や J R 北海道と連携して、J R 上野幌駅周辺の基盤整備や駅機能の充実を図る必要がある。